別記様式（第2条関係）

鳥取県議会事務局 受付 3.4.30 第 鳥県議 号

令和 3年 4月 30日

令和2年度　政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長　藤縄 喜和　様

鳥取県議会議員　藤井 一博

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	円 214,763	県議会自由民主党、議連等調査研究費 26千円 燃料代 89千円 団体への年会費 99千円
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	220,122	参考図書購入 8千円 各社新聞購読料 212千円
広報費	1,088,028	印刷費、送料
事務所費	29,160	光熱水費
事務費	271,274	電話、ネット回線代 26.5千円 事務用品等 237千円
人件費	600,000	政務活動事務人件費
合計	2,423,347	

3 支出に充てない残額

576,653 円

令和2年度　政務活動費出納簿

合計

月	収入	支出										残高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	8,119	0	0	0	15,856	0	0	0	0	23,975	726,025
5月	0	7,211	0	0	0	18,179	0	0	40,749	[redacted]	[redacted]	[redacted]
6月	0	3,571	0	0	0	18,179	0	0	41,061	[redacted]	[redacted]	[redacted]
7月	750,000	3,553	0	0	0	18,179	0	0	2,748	[redacted]	[redacted]	[redacted]
8月	0	12,070	0	0	0	20,802	0	0	37,499	[redacted]	[redacted]	[redacted]
9月	0	0	0	0	0	15,556	0	0	2,418	0	17,974	[redacted]
10月	750,000	114,500	0	0	0	19,786	0	14,580	4,698	[redacted]	[redacted]	[redacted]
11月	0	15,221	0	0	0	17,163	0	0	2,748	[redacted]	[redacted]	[redacted]
12月	0	8,541	0	0	0	17,163	0	0	43,506	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1月	750,000	7,509	0	0	0	20,133	0	0	18,984	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2月	0	4,119	0	0	0	21,963	0	0	2,749	[redacted]	[redacted]	[redacted]
3月	0	30,349	0	0	0	17,163	1,088,028	14,580	74,114	[redacted]	[redacted]	[redacted]
合計	3,000,000	214,763	0	0	0	220,122	1,088,028	29,160	271,274	600,000	2,423,347	576,653

令和2年度　　政務活動費出納簿

4月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月10日	第一四半期交付金		750,000										0	
4月8日	燃料代	8，537円×50%		4,268									4,268	405
4月9日	書籍購入費(鳥取県市町村要覧)	900円のうち300円(1冊分)を計上						300					300	406
4月23日	4月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、アサヒウイークリー)							8,109					8,109	401
4月26日	燃料代	7,702円×50%		3,851									3,851	407
4月30日	4月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	402
4月30日	4月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	403
4月30日	4月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	404
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
4月 計			750,000	8,119	0	0	0	15,856	0	0	0	0	23,975	

令和2年度　　政務活動費出納簿

5月分　　（単位：円）

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
5月11日	4月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	510
5月11日	事務用品(ﾁｭｰﾌﾞﾌｧｲﾙ)	7,854円×90%									7,068		7,068	511
5月11日	4月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	513
5月11日	振込手数料										330		330	514
5月19日	燃料代	6,964円×50%		3,482									3,482	506
5月20日	事務用品(ﾃｰﾌﾟｶｯﾀｰ、2穴ﾊﾟﾝﾁ)	3,130円×90%									2,817		2,817	508
5月20日	事務用品(ﾁｭｰﾌﾞﾌｧｲﾙ他)	31,240円×90%									28,116		28,116	509
5月22日	5月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、ｱｻﾋｳｲｰｸﾘｰ)							8,109					8,109	501
5月26日	4月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	512
5月27日	5月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	502
5月27日	5月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	503
5月27日	5月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	504
5月31日	燃料代	7,459円×50%		3,729									3,729	507
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
5月　計			0	7,211	0	0	0	18,179	0	0	40,749	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

6月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出 調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	領収書等の番号
6月10日	5月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	611
6月11日	事務用品(モノクロ複合機)	29,700円×90%									26,730		26,730	612
6月11日	5月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	613
6月11日	振込手数料										330		330	614
6月11日	事務用品(インクタンク)	12,870円×90%									11,583		11,583	615
6月13日	燃料代	7,143円×50%		3,571									3,571	606
6月26日	6月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、アサヒウイークリー)							8,109					8,109	601
6月26日	5月分タブレット使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	610
6月29日	6月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	602
6月29日	6月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	603
6月29日	6月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	604
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
6月 計			0	3,571	0	0	0	18,179	0	0	41,061	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　政務活動費出納簿

7月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
7月9日	6月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	706
7月9日	6月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	709
7月9日	振込手数料										330		330	710
7月10日	第二四半期交付金		750,000										0	
7月15日	燃料代	7,107円×50%		3,553									3,553	705
7月22日	7月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、アサヒウイークリー)							8,109					8,109	701
7月27日	6月分タブレット使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	707
7月28日	7月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	702
7月28日	7月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	703
7月28日	7月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	704
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
7月　計			750,000	3,553	0	0	0	18,179	0	0	2,748	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

8月分

（単位:円）

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
8月5日	燃料代	8,348円×50%		4,174									4,174	805
8月7日	7月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	814
8月7日	7月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	815
8月7日	振込手数料										330		330	816
8月7日	事務用品(卓上型原稿台)	7,392円×90%									6,652		6,652	817
8月7日	事務用品(ﾄﾅｰｶｰﾄﾘｯｼﾞ)	17,765円×90%									15,988		15,988	818
8月18日	燃料代	8,151円×50%		4,075									4,075	806
8月18日	事務用品(ｺﾋﾟｰ用紙)	13,090円×90%									11,781		11,781	809
8月25日	8月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	802
8月25日	8月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	803
8月25日	8月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	804
8月25日	8月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	812
8月25日	振込手数料										330		330	813
8月26日	7月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	811
8月27日	8月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、ｱｻﾋｳｲｰｸﾘｰ)							8,109					8,109	801
8月27日	燃料代	7,643円×50%		3,821									3,821	807
8月31日	8月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	810
													0	
													0	
8月　計			0	12,070	0	0	0	20,802	0	0	37,499	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

9月分

（単位：円）

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
9月28日	9月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞、ｱｻﾋｳｲｰｸﾘｰ)							8,109					8,109	906
9月29日	9月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	907
9月29日	9月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	908
9月29日	9月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	909
9月28日	8月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	910
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
9月 計			0	0	0	0	0	15,556	0	0	2,418	0	17,974	

令和2年度　　政務活動費出納簿

10月分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
10月7日	9月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	1,001
10月7日	光熱水費等(令和2年度4月～9月分)	16,200円×90%								14,580			14,580	1,002
10月7日	事務用品借料(令和2年度4月～9月分)	1,800円×90%									1,620		1,620	1,003
10月7日	内外情勢調査会年会(16,500円×6ケ月分)※4月～9月は無料に伴う減額			99,000									99,000	1,004
10月9日	9月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	1,005
10月9日	振込手数料										330		330	1,006
10月4日	燃料代	7,745円×50%		3,872									3,872	1,007
10月10日	燃料代	6,934円×50%		3,467									3,467	1,008
10月12日	第三四半期交付金		750,000										0	
10月20日	燃料代	8,131円×50%		4,065									4,065	1,009
10月26日	9月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	1,010
10月27日	10月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	1,011
10月27日	10月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	1,012
10月27日	10月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	1,013
10月27日	10月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	1,014
10月27日	燃料代	8,193円×50%		4,096									4,096	1,015
10月28日	10月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	1,016
10月28日	振込手数料										330		330	1,017
													0	
10月　計			750,000	114,500	0	0	0	19,786	0	14,580	4,698	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　政務活動費出納簿

11月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出 調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	領収書等の番号
11月5日	燃料代	8,283円×50%		4,141									4,141	1,101
11月11日	10月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	1,102
11月13日	燃料代	7,899円×50%		3,949									3,949	1,103
11月13日	11月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	1,104
11月13日	振込手数料										330		330	1,105
11月20日	燃料代	6,688円×50%		3,344									3,344	1,106
11月26日	10月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	1,107
11月27日	11月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	1,108
11月27日	11月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	1,109
11月29日	燃料代	7,574円×50%		3,787									3,787	1,110
11月30日	11月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	1,111
11月30日	11月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	1,112
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
11月　計			0	15,221	0	0	0	17,163	0	0	2,748	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

12月分　　(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
12月9日	11月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	1,202
12月10日	事務用品(ｲﾝｸﾀﾝｸ、ﾁｭｰﾌﾞﾌｧｲﾙ)	15,037円×90%									13,533		13,533	1,203
12月10日	事務用品(県議会支給ﾀﾌﾞﾚｯﾄのｷｰﾎﾞｰﾄﾞ他備品)	54,450円×50%									27,225		27,225	1,204
12月15日	12月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	1,205
12月15日	振込手数料										330		330	1,206
12月18日	燃料代	8,410円×50%		4,205									4,205	1,207
12月25日	12月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	1,208
12月25日	12月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	1,209
12月25日	12月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	1,210
12月25日	12月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	1,211
12月28日	11月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	1,212
12月28日	燃料代	8,673円×50%		4,336									4,336	1,213
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
12月　計			0	8,541	0	0	0	17,163	0	0	43,506	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

1月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
1月12日	第四四半期交付金		750,000										0	
1月13日	12月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	101
1月14日	燃料代	7,509円×50%		3,754									3,754	102
1月25日	1月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	103
1月19日	書籍購入費(現行自治六法)							2,970					2,970	104
1月20日	事務用品(ｺﾋﾟｰ用紙)	18,040円×90%									16,236		16,236	105
1月21日	1月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	106
1月21日	振込手数料										330		330	107
1月26日	12月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,837円×50%									2,418		2,418	108
1月28日	1月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	109
1月28日	1月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	110
1月28日	1月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	111
1月30日	燃料代	7,510円×50%		3,755									3,755	112
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
1月　計			750,000	7,509	0	0	0	20,133	0	0	18,984	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　　政務活動費出納簿

2月分

（単位：円）

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
2月15日	1月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	201
2月17日	資料購入費(人民中国年間購読料)							4,800					4,800	202
2月20日	燃料代	8,238円×50%		4,119									4,119	210
2月22日	2月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	203
2月24日	2月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	207
2月24日	振込手数料										330		330	208
2月26日	2月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	204
2月26日	2月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	205
2月26日	2月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	206
2月26日	1月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,838円×50%									2,419		2,419	209
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
2月　計			0	4,119	0	0	0	21,963	0	0	2,749	[redacted]	[redacted]	

令和2年度　政務活動費出納簿

3月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出 調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	領収書等の番号
3月2日	2月分補助職員人件費											[redacted]	[redacted]	301
3月2日	光熱水費等(令和2年度10月～3月分)	16,200円×90%								14,580			14,580	302
3月2日	事務用品借料(令和2年度10月～3月分)	1,800円×90%									1,620		1,620	303
3月5日	事務用品(ﾚｰｻﾞｰﾌﾟﾘﾝﾀｰ、ﾄﾅｰ)	77,495円×90%									69,745		69,745	304
3月5日	3月分新聞購読料(日本農業新聞)							2,623					2,623	305
3月5日	振込手数料										330		330	306
3月7日	燃料代	8,215円×50%		4,107									4,107	307
3月24日	3月分新聞購読料(朝日新聞、日本経済新聞)							7,093					7,093	309
3月24日	3月分新聞購読料(日本海新聞)							2,260					2,260	310
3月24日	3月分新聞購読料(山陰中央新報)							3,300					3,300	311
3月24日	3月分新聞購読料(公明新聞)							1,887					1,887	312
3月25日	3月分補助職員人件費											50,000	50,000	313
3月26日	2月分ﾀﾌﾞﾚｯﾄ使用料	4,838円×50%									2,419		2,419	315
3月31日	広報誌校正、印刷、郵送料	9.981割按分							1,088,028				1,088,028	316
3月31日	議員連盟関係政務活動費			26,242									26,242	317
													0	
													0	
3月　計			0	30,349	0	0	0	17,163	1,088,028	14,580	74,114	[redacted]	[redacted]	

【様式】

令和　　2年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 藤井　一博

1　所在地・所有形態

所在地　倉吉市山根43

電話番号　０８５８-２６-６０８１

ＦＡＸ番号　０８５８-２６-６１９０

設置形態　☑自宅敷地外　□自宅敷地内別棟　□自宅の一部を専用使用　□自宅と兼用

所有形態　□自己所有（生計を一にする親族名義含む。）　☑賃借
- □第三者所有（賃貸借契約先　　　　　　　）
- ☑関連会社　（会社名　　仁厚会　　　　　）
- □生計を一にしない親族

2　兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用
- □有り
  - □自宅
  - □後援会事務所
  - □政党事務所
  - □その他（　　　　　　）
  - □使用実態による按分・・・
    - □使用時間割（政務活動使用時間　　h／事務所使用時間　　h）
    - □使用面積割（政務活動使用面積　　㎡／事務所面積　　㎡）
    - □その他（根拠：　　　　　）

按分率(A)	／
	%

  - □明確に区分できない場合の按分…

按分率(B)	□1／2　□1／3　□1／4

＊ 兼用の数による按分とする。

- ☑無し…

按分率(C)
☑ 9／10

＊後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所　東伯郡湯梨浜町小鹿谷277

政党事務所住所

（記載上の注意）
・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
（選挙時は特に注意すること。）
・複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

【様式】

費目ごとの按分率一覧

議員名:　　　　藤井　一博

1　事務所費

按分率 ＝ | 9/10 | 90% | …（政務活動事務所状況報告書のＡ・Ｂ・Ｃのいずれか）

□事務所賃借料　☑電気代　☑水道代　□その他（　　　　　）

□駐車場賃借料　□ガス代　□灯油代　□その他（　　　　　）

2　事務費

（1）固定電話・ファクシミリ（番号ごとに記載すること）

（以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること）

①電話・ファクシミリ（番号０８５８－２６－６０８１）

- □自宅設置・・・１／２
- ☑事務所設置・・・事務所費の按分率による

②電話・ファクシミリ（番号０８５８－２６－６１９０）

- □自宅設置・・・１／２
- ☑事務所設置・・・事務所費の按分率による

③電話・ファクシミリ（番号　　　　　　　）

- □自宅設置・・・１／２
- □事務所設置・・・事務所費の按分率による

④電話・ファクシミリ（番号　　　　　　　）

- □自宅設置・・・１／２
- □事務所設置・・・事務所費の按分率による

（2）ネット回線使用料、プロバイダ料

①（契約先　ソフトバンク(株)　　　　　）

- ☑□接続環境が事務所以外の場合・・・１／２
- □接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

②（契約先　　　　　　　　　）

- □接続環境が事務所以外の場合・・・１／２
- □接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

（3）携帯電話（以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること）

（番号　　　　　　）

- □同一携帯電話を政務活動費以外（私用など）にも使う場合・・・１／２
- □政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・９／１０

※政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

（番号　　　　　　）

（4）消耗品、備品等

- ☑自宅や外出先で使用する場合・・・１／２
- ☑事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3　広報費（印刷物（はがきも含む）については、成果物を１部添付すること。）

（1）広報紙印刷費・送料

- ☑政務活動以外（後援会活動など）に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
- □政務活動のみの場合・・・１０／１０

賃貸借契約書

賃貸人　社会医療法人　仁厚会　医療福祉センター倉吉病院　院長　田中　潔（以下「甲」という。）と賃借人　藤井　一博（以下「乙」という。）は、甲の所有する物品を乙が使用するにあたり、次の条項を契約締結する。

（目的）
第１条　この契約は、甲が所有する物品を乙が使用することを目的とする。

（物件の表示）
第２条　この契約に定める物件は下記のとおりとする。
①机、ロッカー、ソファ
②その他の物品（ただし、病院長又は事務部長が許可した範囲内に限る）

（契約期間）
第３条　本賃貸借期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。
但し、契約満了１ヶ月前までに甲・乙いずれかより異議の申し出がなき場合はさらに１ヶ年自動的に同一条件で１年間継続する。

（賃貸借料金）
第４条　乙が甲に支払う賃貸借料金は、年間３，６００円とする。

（賃借人による水道光熱費等の負担）
第５条　乙は第２条に規定する物件の使用に伴い、水道光熱費等として年額３２，４００円を甲に支払うこととする。

（支払の条件）
第６条　甲は上半期分を９月末までに、下半期分を３月末までに乙に請求する。乙は甲から正当な請求書を受理した日から３０日以内に、甲に支払うものとする。

（契約の解除）
第７条　乙が、３ヶ月以上支払を怠ったときは、本契約を解約することができる。

（契約外事項）
第８条　この契約に定めなき事項で、尚、必要な事項が生じた場合は、甲・乙協議してその都度定める。

上記契約を証するため、本書２通を作成し、各自記名捺印のうえ各々１通を保持する。

令和２年４月１日

〔甲〕

鳥取県倉吉市山根４３番地
社会医療法人　仁　厚　会
医療福祉センター倉吉病院
院　長　　田中　潔

〔乙〕

鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷２７７ [redacted]
藤　　井　　一　　博

[redacted]

[redacted]

雇用契約書

鳥取県議会議員藤井一博（以下「甲」という。）と、福光恵利子（以下「乙」という。）は、次の通り、雇用契約を締結する。

第１条　契約期間は、令和２年４月１日～令和３年３月31日とする。ただし、双方異議申し立てのない場合には、自動的に同条件で契約を１年更新する。

第２条　就業の場所は、社会医療法人　仁厚会　法人事務部　秘書室（医療福祉センター倉吉病院）とする。

第３条　勤務時間は、週５時間程度とする。

第４条　従事すべき業務内容は、以下の通りとする。
（１）　政務活動に係る文書の受発信、整理、保管に関する事項
（２）　政務活動に係る金銭の出納に関する事項
（３）　政務活動に係る決算の出納に係る事項
（４）　その他政務活動に係る補助事務に関する事項

第５条　甲は乙に、給与として[redacted]円を毎年３月31日までに支払うものとする。
（１）　月[redacted]円を支払うものとする。

第６条　本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して決定するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　（住所）鳥取県東伯郡湯梨浜町小鹿谷277
　　（氏名）　藤　井　一　博　[redacted]

乙　（住所）[redacted]
　　（氏名）　福　光　恵　利　子　[redacted]

405

ENEOS

納品書(領収書)

2020年04月08日 11:35

売上

[redacted] 様

ﾄｰｸﾝ XXXXXXXXXXXX[redacted]

提携カード

車両番号　　　実車番 [redacted]

0018-00

ENEOSﾊｲｵｸｶﾞｿﾘﾝ　　　P-05

59.70L　　　*

143円　　¥8,537

合計　¥8,537

(消費税10%対象　¥8,537

内消費税等　¥776)

クレジット支払

[redacted]

有効期限：XX/XX NC　　ICS

支払方法：一括払い

承認番号：0792900

Tｶｰﾄﾞ番号：XXXXXXXXXXXX[redacted]

Tﾎﾟｲﾝﾄ：基本P [redacted] P

特別P P

今回計 P

利用ポイント P

利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2～3日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

山田石油有限会社　北条ＳＳ

鳥取県　東伯郡　北栄町

北尾　８８－２

TEL:0858-36-2100　　SS-820022

ﾚｼｰﾄNo 3784-02　ﾃﾞｰﾀNo2401-2403

ｸﾚ通番17-49635

009山田　英明　　2020/04/08

5割按分

4,268円

406

HISAGO (FSC2007) FSC®ミックス森林認証紙

領　収　書

藤井一博　様

領収金額	¥900円

但　平成30年度鳥取県市町村要覧代金として
上記のとおり領収いたしました。

令和2年4月9日

鳥取県鳥取市幸町71番地
公益財団法人鳥取県市町村振興協会
理事長　深澤 義彦

No. 31

1冊分　300円

401～403

ASA 領収証

2020年04月分　　No.　10-　25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様　　　　401

２ 年４月23日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合計		¥8,109	7,492	617

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA 有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3936

ASA 領収印

領収証

2020年04月分　　No.　1-　35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様　　　　402

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2 年 4 月 30 日
８％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー
日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375
(株)エバークリーン

2020年 4 月分　領収証　発証No. 00003453-202004-1

藤井　一博 様　　　　403

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

5月5日頃　蛙始鳴
(かわずはじめてなく)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2 年 4 月 30 日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269
長之
取扱者印

404

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　2020

2020 年 4 月分　　領収日 4 月 30 日

領収金額	¥1,887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

407
~~505~~

EneJet

納品書(領収書)
株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/04/26(日)11:36
[redacted] 藤井一博 IC 様
XXXXXXXXXXXX[redacted] 20000
売上
ハイオク[redacted]
001170
¥7702
57.48L @134.0 L- 2 N- 5

小計	¥7,702
(10%対象	¥7,702
内消費税	¥700)
合計	¥7,702
承認No.	0533173
支払方法	一括

事前ｵｰｿﾘ OK
端末処理通番 18459
[redacted]
Tｶｰﾄﾞ番号：XXXXXXXXXXXX[redacted]
Tﾎﾟｲﾝﾄ:基本P [redacted] P
特別P P
今回計 P
利用Tポイント P
利用可能Tポイント P
本日付与されたポイントは２～３日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。
詳細はｗｗｗ．ｔｓｉｔｅ．ｊｐにてご確認下さい。
※本書保管上のお願い！！
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。
No.5657 担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2020/04/26

5割按分

3,851円

【様式】

~~407~~ 510

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

4月分	氏　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	水	3.0	3.0	17	金	1.5	1.5
2	木			18	土		
3	金	4.0	4.0	19	日		
4	土			20	月		
5	日			21	火		
6	月			22	水	2.0	2.0
7	火	5.0	5.0	23	木		
8	水			24	金	1.0	1.0
9	木			25	土		
10	金	4.0	4.0	26	日		
11	土			27	月		
12	日			28	火		
13	月			29	水	昭和の日	
14	火	3.0	3.0	30	木		
15	水			31			
16	木			合計		(A) 23.5	(B) 23.5

手当(通勤、期末等)　[redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]

金 [redacted] 円(C)

左記金額を領収いたしました。
22 年 5 月 11 日
氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

~~408~~
511

領　収　証

D　№ 009463

令和 2 年 5 月 11 日

藤井 一博　様

金額	¥7854

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現（金		
手形		
小切手		
相殺		
合計		7854
勘定科目	現	
	（掛）	

スイコー株式会社

代表取締役社長 増田純吉

本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611

やさしく教室 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520

鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係 原田

9割按分

7,068円

請　求　書

2020年　4月　3日　伝票No.　46370－1

藤井　一博　様

発行者　原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	コクヨ チューブファイル フ-RT650B	10	714.00	7140	10.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					

小計	7140	
消費税金額	714	
合計金額	7854	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥7,140	¥714

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾
本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割按分
7,068円

1割按分
786円

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2020年 5月11日

513
~~409~~

お振込先	鳥取	農協・信連（○）・銀行・信金・信組・漁協	本 店(所)
お受取人	貯金種目 1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他	口座番号	6006270
	フリガナ	トットリ チユウオウ ノウキヨウ	
	おなまえ	鳥取中央農協	様
ご依頼人	フリガナ	フジイ カズヒロ	
	おなまえ	藤井一博	様
	〒 － おところ	湯梨浜町小鹿谷227	☎(0858) 26 − 6081

金額	十億	百万	千	円
			72	623

現金類			
未決済小切手 枚			
貯金振替			

起算日・指定日 月 日

手数料徴収区分	手数料(税込)
①即納 2:後納 9:不要	330円 ~~440~~

514
~~410~~

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

取扱店

鳥取中央農業協同組合河北支所

処理済 -2.5.11 鳥取中央農協 河北支所

印紙(200円) 組合員または振込金・手数料…非課税

JAバンク

帳票番号ZJS－KW0111 3/3 2015.02 2015.04 ＋

513 514
~~409~~～~~410~~

請　求　書

No. 009938

藤井 一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

2 年 5 月 1 日

下記の通り請求致します

部課署名 広　報　課　担当者 畔田

TEL 0858－23－3012

合計金額 ¥ 2,623-

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	日本農業新聞	1	2623	¥2,623円
	(4月分)			
	振込先 鳥取県信連　本所 当座　6006270 鳥取中央農業協同組合			
消 費 税				(税込)

506

EneJet

納品書(領収書)
株式会社　トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/05/19(火)10:07

[redacted] 藤井 一博 IC様

XXXXXXXXXXX[redacted] 20000
売上 [redacted]
ハイオク [redacted]
001170 ¥6964
52.76L @132.0 L- 3 N- 8

小計 ¥6,964
(10%対象 ¥6,964
内消費税 ¥633)
合計 ¥6,964
承認No. 0008494
支払方法 一括
事前オーソリ OK
端末処理通番 15740

[redacted]

Tカード番号：XXXXXXXXXXX[redacted]
Tポイント:基本P [redacted] P
特別P P
今回計 P
利用Tポイント P
利用可能Tポイント P
本日付与されたポイントは２～３日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。
詳細はwww．tsite．jpにてご確認下さい。
※本書保管上のお願い！！
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。
No.3140 担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2020/05/19

5割按分

3,482円

領　収　証

D　No 009480

令和2年　5月　20日

藤井一博　様

金額　¥3,130

上記の金額正に領収いたしました

但し

金　額　内　訳		
種　類	期 日	金　額
現 金	・	
手 形	・	
小切手	・	
相 殺	・	
合 計	・	3,130
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社

代表取締役社長　増田純吉

本社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611
倉吉教室　倉吉市伊木220番地　TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室　鳥取市天神町47番号1　TEL(0857)30-4456

係

9割按分　2,817円

508

請　求　書

2020年　5月　12日　伝票No.　47978 - 1

藤井　一博　様

発行者　原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	コクヨ テープカッター 白 T-SM100NW	1	1,168.00	1168	10.0%
2	カール 2穴パンチ SD-W50-B ブルー	1	1,678.00	1678	10.0%
3					
4					
5					
6					
7					
			小計	2846	
			消費税金額	284	
			合計金額	3130	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥2,846	¥284

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾
本社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割按分　2,817円
1割按分　313円

領　収　証

D No 009481

令和２年　５月　２０日

藤井一博　様

金額　￥31,240

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	31,240
勘定科目	現 / 掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吉
本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
ほか 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

9割按分 28,116円

509

請　求　書　2020年 5月 18日

伝票No. 48200 - 1

藤井　一博　様

発行者 原田

No.	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	ｺｸﾖ ｸﾘﾔｰﾌﾞｯｸ替紙 10枚入 ﾗｰ680N	20	336.00	6720	10.0%
2	ｺｸﾖ ﾁｭｰﾌﾞﾌｧｲﾙ ﾌ-RT650B	10	714.00	7140	10.0%
3	ｺｸﾖ ﾁｭｰﾌﾞﾌｧｲﾙ ﾌ-RT630B	10	637.00	6370	10.0%
4	ｺｸﾖ ｶﾗｰ仕切りｶｰﾄﾞ ｼｷｰ110N	10	817.00	8170	10.0%
5					
6					
7					
			小計	28400	
			消費税金額	2840	
			合計金額	31240	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥28,400	¥2,840

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾

本　社　倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611代
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店 普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店 当座No. 0000018

9割按分　28,116円
1割按分　3,124円

501～503

ASA 領収証

2020年05月分　　No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

2年5月22日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合計		¥8,109	7,492	617

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

501

ASA 有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3936

ASA 領収印 サービスアンカー

領収証

2020年05月分　　No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2年5月27日

8％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

502

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　TEL 26-1375

(株)エバー　(株)エバークリーン

2020年5月分　領収証

発証No. 00003453-202005-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

※ は軽減税率対象

合計金額
¥3,300
(8%対象　3,300円)
(消費税込み)

6月5日頃　蟷螂生
(かまきりしょうず)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
令2年5月27日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報ｻｰﾋﾞｽ倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

長営之業所

取扱者印

503

504

新聞購読料　領収証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　令2年

2020 年 5 月分　領収日 5月27日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込№　31008-41247(357)

507

ENEOS

納品書(領収書)

2020年05月31日 18:10

売上
現金フリー 藤井博 様 M
6-820106-00018-001
現金フリー
車両番号　　　　実車番
0018--00
ＥＮＥＯＳハイオク　P-11
56.94L　　　　*
131円　　　¥7,459

合計	¥7,459
(消費税10%対象	¥7,459
内消費税等	¥678)
お預り	¥10,000
お釣り	¥2,541

Tｶｰﾄﾞ番号XXXXXXXXXXXX[redacted]

Tﾎﾟｲﾝﾄ:基本P	[redacted] P
特別P	P
特別P(SS)	P
今回計	P
利用ポイント	P
利用可能ポイント	P

本日付与されたポイントは２～３日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Ｔカードにポイントが加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金で支払上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

堀田石油　株式会社　日吉津北ＳＳ
鳥取県　西伯郡　日吉津村
大字日吉津２０４８－１
TEL:0859-37-0777　　SS-820106
ﾚｼｰﾄNo ６９２１－０４
ﾃﾞｰﾀNo5497-5498
001セルフ　　　2020/05/31

5割按分

3,729円

512

表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

2020年　4月分

請求先番号　[redacted]
請求額　4，837円
振替日　2020年　5月26日（火）
金融機関名　[redacted]
支店名
口座種目・番号　********

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月　2020年　3月分

請求額　4，837円
（内消費税等　439円）

振替日　2020年　4月27日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

~~9~~ 5割按分
~~4,353円~~
2.4/8

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　お客さまご契約数　1件　発行日 2020年 5月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　4年　10ヶ月　＊　＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［ 4月 1日～ 4月30日］	5,980	10%
	割引　タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数　0回）		
	月額料　ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料　ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　10%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　10%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

	日付	記号	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1–12	[redacted]					
13–22	[redacted]					
23	02-05-26	200	*4,837 SBモバイル		[redacted]	
24	[redacted]					

611
~~510~~

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

5月分	氏　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	金	2.0	2.0	17	日		
2	土			18	月		
3	日	憲法記念日		19	火	3.0	3.0
4	月	みどりの日		20	水		
5	火	こどもの日		21	木		
6	水	振替休日		22	金	2.5	2.5
7	木	2.0	2.0	23	土		
8	金			24	日		
9	土			25	月		
10	日			26	火	1.5	1.5
11	月			27	水		
12	火	1.5	1.5	28	木	3.0	3.0
13	水			29	金	1.5	1.5
14	木			30	土		
15	金	2.0	2.0	31	日		
16	土			合計		(A) 19	(B) 19

手当(通勤、期末等)　[redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博 [redacted]

金 [redacted] 円(C)

左記金額を領収いたしました。
令和2 年 6 月10 日
氏名　福光　恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

6/2
~~5/11~~

領 収 証

D No 009816

令和2年 6月 11日

藤井一博 様

金額 ¥29700

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	29,700
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吉
社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

9割按分 26,730円

請　求　書

2020年 5月 29日　　伝票No. 48853 - 1

藤井 一博 様

発行者	原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	キヤノン A4モノクロ複合機 Satera MF236nS	1	27,000.00	27000	10.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					

小計	27000
消費税金額	2700
合計金額	29700

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥27,000	¥2,700

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾

本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座 山陰合同銀行倉吉支店 普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店 当座No. 0000018

9割按分 26,730円

1割按分 2,970円

613〜614
~~513〜514~~

現金用

振込金受取書（兼手数料受取書）

2 年 6 月 11 日

613
~~513~~

お振込先	鳥取 農協（信連）銀行 / 信金 信組 労金　本 店（所）
貯金種目	1:普通 (2):当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	6006270
お受取人 フリガナ	トットリ チュウオウ ノウキョウ
おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
おなまえ	藤井一博 様
おところ	〒 −　☎（0858）26−6081 湯梨浜町 ○ 鹿谷 211

金額	十億	百万	千	円
			72	623
現金額				
未決済小切手 枚				
貯金振替				
起算日・指定日	月 日			

手数料徴収区分	手数料（税込）
(1):即納 2:後納 9:不要	330 円

614
~~514~~

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

鳥取中央農業協同組合河北支所

処理済 組合員または振込金＋手数料5万円未満は 2.6.11 鳥取中央農協 河北支所

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 010652

藤井　一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗原　隆政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

2 年 6 月 2 日

下記の通り請求致します

部課署名　広報課　担当者（野田）
TEL 0858－23－3012

合計金額 ¥ 2,623－				
月 日	品　名	数量	単価	金額
	日本農業新聞	1	2,623	¥2,623円
	（5月分）			
	振込先			
	鳥取県信連　本所			
	当座　6006270			
	鳥取中央農業協同組合			
消費税				（税込）

615
~~515~~

領　収　証

D　No 009817

令和２年 6 月 11 日

藤井一博　様

金額　¥12870

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	12870
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社

代表取締役社長　増田純吉

本社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611

わかやしく教室　倉吉市伊木220番地　TEL(0858)47-4520

鳥取駅南教室　鳥取市天神町47番号1　TEL(0857)30-4456

係　（原田）

9割　按分　11,583円

請 求 書

2020年 6月 4日　　伝票No. 49112 - 1

藤井 一博 様

発行者	原田

No.	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	ｷﾔﾉﾝ ｲﾝｸﾀﾝｸ BCI-320PGBK ﾌﾞﾗｯｸ	6	1,000.00	6000	10.0%
2	ｷﾔﾉﾝ ｲﾝｸﾀﾝｸ BCI-321BK ﾌﾞﾗｯｸ	1	950.00	950	10.0%
3	ｷﾔﾉﾝ ｲﾝｸﾀﾝｸ BCI-321Y ｲｴﾛｰ	1	950.00	950	10.0%
4	ｷﾔﾉﾝ ｲﾝｸﾀﾝｸ BCI-321M ﾏｾﾞﾝﾀ	2	950.00	1900	10.0%
5	ｷﾔﾉﾝ ｲﾝｸﾀﾝｸ BCI-321C ｼｱﾝ	2	950.00	1900	10.0%
6					
7					

小計	11700	
消費税金額	1170	
合計金額	12870	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥11,700	¥1,170

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座 山陰合同銀行倉吉支店 普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店 当座No. 0000018

9割按分 11,583円

1割按分 1,287円

606

EneJet

領収書
株式会社　トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/06/13(土)06:56
現金フリー　　藏井一博 様
1-80024-00010　　20000 0000
売上　現金フリｰ　　手
ハイオク
001170　　¥7143
54.11L　@132.0　L- 5 N-14

小計　¥7,143
(10%対象　¥7,143
内消費税　¥649)
合計　¥7,143
お預かり　¥10000　お釣　¥2857
上記にて領収書とさせて頂きます
No.4429　担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2020/06/13　釣銭伝票No.3168

おつり引換券
2020/06/13(土)06:56
釣銭金額　¥2,857
2020/06/13　釣銭番号 3168
2803168028576

5割按分

3,571円

601～603

601

ASA 領収証

2020年06月分　　No.　10-　25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合計		¥8,109	7,492	617

2020年6月26日

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印

602

領収証

2020年06月分　　No.　1-　35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		￥ 2,260

お知らせ　領収日 2年6月29日

８％対象　2,260

※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375

603

2020年 6 月分　領収証

発証No. 00003453-202006-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象　3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

7月7日頃 温風至
(あつかぜいたる)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2年6月29日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858 (26) 5269

長之営業所印

取扱者印

604

新聞購読料　　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　R2
2020 年 6 月分　　　　　　　　　　　領収日　6月29日

領収金額	¥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

聖教新聞販売店

610

○○○○○ 表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

	2020年 5月分
請求先番号	[redacted]
請求額	4，837円
振替日	2020年 6月26日（金）
金融機関名	[redacted]
支店名	
口座種目 番号	********

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2020年 4月分
請求額	4，837円
（内消費税等	439円）
振替日	2020年 5月26日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分 ~~4,353~~円
2,418

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　お客さまご契約数　1件　発行日 2020年 6月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳		内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料		200	10%
		小計	200	
	＊＊　ご契約期間　4年　11ヶ月　＊＊			
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［5月1日～5月31日］		5,980	10%
	割引　タブレット割引		-1,784	10%
	（通話回数　0回）			
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット		467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット無料特典（467円×100%）		-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料		2	10%
		合計	4,398	
		（内課税対象額　10%）	4,398	
		（内課税対象額　計）	4,398	
		消費税等　10%	439	
		消費税等　計	439	
		ご請求金額	4,837	
		（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
[redacted]					
02-06-26	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]	
[redacted]					

【様式】 706 ~~604~~

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

6月分	氏　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	月	2.0	2.0	17	水		
2	火			18	木	2.5	2.5
3	水	2.0	2.0	19	金		
4	木			20	土		
5	金	3.0	3.0	21	日		
6	土			22	月	1.0	1.0
7	日			23	火		
8	月	1.5	1.5	24	水	2.0	2.0
9	火			25	木		
10	水	2.0	2.0	26	金	2.0	2.0
11	木			27	土		
12	金	2.0	2.0	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	1.5	1.5	31			
16	火			合計		(A) 21.5	(B) 21.5

手当(通勤、期末等) [redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博 [redacted]

金 [redacted] 円(C)

左記金額を領収いたしました。
令和2年 7月9日
氏名　福光　恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

振替用

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

2年7月9日

お振込先	鳥取県 農協（信連）銀行 信金 信組 漁協 本 店（所）
貯金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	6006270
お受取人 フリガナ	トットリチュウオウノウキョウ
お受取人 おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
ご依頼人 おなまえ	藤井一博 様
ご依頼人 おところ	〒 ― ☎(0858)26－6081 湯梨浜町小鹿谷277

金額	十億 百万 千 円
	72623

起算日・指定日	月 日
手数料徴収区分	①即納 2:後納 9:不要
手数料(税込)	¥330 円

~~611~~ 709

~~612~~ 710

~~611~~～~~612~~ 709 710

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
○この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

鳥取中央農業協同組合河北支所

処理 2.7.-9 鳥取中央農協 河北支所

JAバンク

帳票番号ZJS－KW0111 2.3 2019.11 2020.01

請　求　書

No. 010667

藤井一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗原隆政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

2 年 7 月 1 日

下記の通り請求致します

部課署名　広報課　担当者
TEL 0858- 23-3012

合計金額 ¥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	¥2,623円
		（6月分）			
		振込先 鳥取県信連　本所 当座　6006270 鳥取中央農業協同組合			
消費税					（税込）

705

EneJet

領収書
株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/07/15(水)15:22
現金フリー 藤井 博 様
1-80024-00010 20000 0000
売上 現金フリー 手
ハイオク
001170 ¥7107
53.84L @132.0 L- 5 N-14

小計	¥7,107
(10%対象	¥7,107
内消費税	¥646)
合計	¥7,107

お預かり ¥10000 お釣 ¥2893
上記にて領収書とさせて頂きます
☆☆スピードパスのお客様へ☆☆
エネキーへの交換が必要です
クレジットカードを持って
☆★お気軽にスタッフまで★☆
No.1755 担当 0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2020/07/15 釣銭伝票No.6366

5割按分
3,553円

701～703

701

ASA 領収証

2020年07月分
山根４３
倉吉病院受付

No. 10- 25-2447-88

藤井 一博 様

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合計		¥8,109	7,492	617

２年7月22日

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA 有限会社 ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL：0858-23-3931 FAX：0858-23-3935

ASA 領収印

702

領収証

2020年07月分
倉吉市山根

No. 1- 35-0061-03

藤井 一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞 ※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ 領収日 2年7月28日

８％対象 2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288 (株)エバークリーン内)
TEL 26-6564 TEL 26-1375

703

2020年7月分 領収証

発証No. 00003453-202007-1

藤井 一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額 ¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

8月7日頃 涼風至
(すずかぜいたる)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2年7月28日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

取扱者印

704

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。　令2年
下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 7 月分　　領収日　7月28日

領収金額	￥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

聖教新聞販売店

お申込No.　31008-41247(357)

〇〇〇〇〇 表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分
[illegible]	[illegible]	[illegible]

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)		
		2020年　6月分
	請求先番号	[redacted]
	請求額	4，837円
	振替日	2020年　7月27日（月）
	金融機関名	[redacted]
	支店名	
	口座種目・番号	＊＊＊＊＊＊＊＊

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)		
	利用月	2020年　5月分
	請求額 （内消費税等	4，837円 439円）
	振替日	2020年　6月26日
	振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。	

5
半割按分

~~4,353円~~
2,418円

ご利用料金内訳明細書 お客さまのご請求締日は毎月末日になります。

お客さまご契約数　1件　発行日 2020年　7月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料　金　内　訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　　5年　0ヶ月　＊　＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［ 6月 1日～ 6月30日］	5,980	10%
	割引　タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数　0回）		
	月額料　ソフトバンクWiーFiスポット	467	10%
	無料　ソフトバンクWiーFiスポット無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　10%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　10%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Ymobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税額は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
[redacted]					
02-07-27	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]	
[redacted]					

◎「お支払い金額」の「*」印は、[illegible]
[illegible]をあらわします

805

JA SS

納品書　(領収書)
売上
(株)ＪＡ中央サービス
セルフ湯梨浜ＳＳ
鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田530－1
TEL:0858-32-2207　SS:6002504442
2020/08/05(水)17:15
[redacted] 藤井一博 様
XXXXXXXXXXXX[redacted]

区分 16　　　　　　　　ｶﾅｶﾞOK
No.5130　　　P-11
ハイオクガソリン
　58.38L/ｺ　@143.0　　¥8348

合計　　　　　　¥8,348
(内消費税等　　　　¥759)
承認No.0452491
端末処理通番 15162
支払方法 一括払い
端末識別番号 7734810211118　IC
[redacted]

洗車プリカ好評販売中(^.^)
ﾌﾟﾘｶを使えば基本ﾒﾆｭｰが2割引き☆
お求めの方はスタッフまで♪

係員:湯梨浜ＳＳ　　ﾚｼｰﾄNo.6366 01

5割按分　4,174円

【様式】

814
~~706~~

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

7月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	水	2.0	2.0	17	金	3.0	3.0
2	木			18	土		
3	金	1.5	1.5	19	日		
4	土			20	月		
5	日			21	火	2	2.0
6	月	3.0	3.0	22	水		
7	火			23	木	海の日	
8	水	2.0	2.0	24	金	スポーツの日	
9	木			25	土		
10	金	1.5	1.5	26	日		
11	土			27	月	2.0	2.0
12	日			28	火		
13	月			29	水		
14	火			30	木		
15	水	2.0	2.0	31	金		
16	木			合計		(A) 19	(B) 19

手当(通勤、期末等)	[redacted] 円
上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博	[redacted]
金 [redacted] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和2年 8月7日 氏名　福光　恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

815 ~ 816
~~708~709~~

現金用

振込金受取書（兼手数料受取書）

2 年 8 月 7 日

お振込先	鳥取県　農協（信連）銀行 信金 信組 漁協　本　店（所）
貯金種目	1：普通 ②当座 4：貯蓄 9：その他
口座番号	6006270
お受取人 フリガナ	トットリ チュウオウ ノウ キョウ
お受取人 おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
ご依頼人 おなまえ	藤井 一博 様
おところ	〒 -　☎（0858）26 - 1081 湯梨浜町小鹿谷 277

金額	十億	百万	千	円
			72,623	
現金額				
未決済小切手　枚				
貯金振替				

起算日・指定日　月　日

手数料徴収区分	手数料（税込）
1：即納 2：後納 9：不要	1330 円

815
~~708~~

816
~~709~~

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名は先方へ送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合があります。

（印）処理 2.8.-7 鳥取中央農協 東郷支所

取扱店

鳥取中央農業協同組合河北支所

印紙
（200円）
組合員または
振込金＋手数料
5万円未満は
非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 010681

藤井一博　様

2 年 8 月 3 日

下記の通り請求致します

鳥取中央農業協同組合(JA鳥取中央)
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

部課署名　広　報　課　担当者　畔田

TEL 0858-23-3012

合計金額 ￥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2,623	¥2,623円
		(7月分)			
振込先 鳥取県信連　本所 当座　6006270 鳥取中央農業協同組合					
消　費　税					(税込)

817
~~710~~

領　収　証

D　No 010407

令和 2 年 8 月 7 日

藤井一博　様

金額 ¥7392

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	7392
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純一

社　倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
やさしく教室　倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室　鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係 (印)

9割按分 6,652円

請　求　書

2020年　7月　9日　　伝票No. 50716 - 1

藤井　一博　様

発行者　原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	卓上型原稿台 GSA4T A4縦 ﾈｵｸﾞﾚｰ	1	6,720.00	6720	10.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					

小計	6720	
消費税金額	672	
合計金額	7392	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥6,720	¥672

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾

本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611㈹
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割按分　6,652円

8/8
~~7/1~~

領　収　証

D　№ 010408

令和 2 年　8 月　7 日

藤井 一博　様

金額　¥17765

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	17765
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾

本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
やしろ教室 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

9割按分 15,988円

請　求　書

2020年 7月 13日　伝票No. 50816 - 1

藤井 一博 様

発行者 原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	キヤノン トナーカートリッジ 337	2	8,075.00	16150	10.0%
2					
3					
4					
5					
6					
7					

小計	16150	
消費税金額	1615	
合計金額	17765	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥16,150	¥1,615

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座 山陰合同銀行倉吉支店 普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店 当座No. 0000018

9割按分 15,988円

806

JA SS

納品書（領収書）
売上
（株）ＪＡ中央サービス
セルフ湯梨浜ＳＳ
鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田530－1
TEL:0858-32-2207　SS:6002504442
2020/08/18(火)15:43
[redacted] 様
XXXXXXXXXXXX[redacted]
ｸﾚｼﾞｯﾄ[redacted]
区分 16　　ｶｰﾄﾞOK
No.7512　P-11
ハイオクガソリン
57.00L/ｺ　@143.0　¥8151

合計　¥8,151
(内消費税等　¥741)
承認No.0416193
端末処理通番 15651
支払方法 一括払い
端末識別番号 7734810211118　IC
[redacted]

洗車プリカ好評販売中(^^)
ﾌﾟﾘｶを使えば基本ﾒﾆｭｰが2割引き☆
お求めの方はスタッフまで♪

係員:湯梨浜ＳＳ　ﾚｼｰﾄNo.8469 01

5割按分

4,075円

809

領　収　証

D No 010428

令和2年8月18日

藤井一博　様

金額 ¥13090

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	13090
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
倉吉教室 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

9割按分
11,781円

請　求　書

2020年　8月　7日

伝票No.　51975－1

藤井　一博　様

発行者	原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	ｷﾔﾉﾝ ｺﾋﾟｰ用紙 CS-064FD A4 10冊入	2	4,500.00	9000	10.0%
2	ｷﾔﾉﾝ ｺﾋﾟｰ用紙 CS-064F A3 3冊入	1	2,900.00	2900	10.0%
3					
4					
5					
6					
7					
			小計	11900	
			消費税金額	1190	
			合計金額	13090	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥11,900	¥1,190

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾

本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611(代)

銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割按分　11,781円

801～803

ASA 領収証 801

2020年08月分

No. 10- 25-2447-88

山根43
倉吉病院受付

藤井 一博 様

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合計		¥8,109	7,492	617

2 年8 月27日

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA 有限会社 KSネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931 FAX: 0858-23-3936

ASA 領収印 サービスアンカー

領収証 802

2020年08月分

No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井 一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞 ※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ 領収日 2 年 8 月25 日

8％対象 2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288 (株)エバークリーン内)
TEL 26-6564 TEL 26-1375

(株)エバークリーン

2020 年 8 月分 領収証 発証No. 00003453-202008-1 803

藤井 一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

9月7日頃 草露白
(くさのつゆしろ)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2 年 8 月25日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

長之営業所

取扱者印 波田

804

新聞購読料　　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。　　令和2年

下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 8 月分　　　　　　　　領収日 8 月 25 日

領収金額	￥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　　(10%対象　　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根675－4
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

聖教新聞販売店

812~813

812

813

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2 年 8 月 25 日

お振込先	鳥取県 農協・信連・銀行／信金・信組・漁協 本 店(所)
貯金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	6006270
お受取人 フリガナ	トットリ チュウオウ ノウキョウ
お受取人 おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
ご依頼人 おなまえ	藤井 一博 様
おところ	〒 － ☎(0858) 26－6681
	湯梨浜町 長谷 77

金額	十億	百万	千	円
			12623	
現金額				
未決済小切手 枚				
貯金振替				

起算日・指定日 月 日

手数料徴収区分	手数料(税込)
①即納 2:後納 9:不要	330 円

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

取扱店

鳥取中央農業協同組合 東郷支所

処理 2.8.25

印紙 (200円) 組合員または振込金+手数料5万円未満は非課税

JAバンク

請　求　書

No. 010696

藤井一博　様

2年9月1日

下記の通り請求致します

鳥取中央農業協同組合(JA鳥取中央)
代表理事組合長　栗原隆政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23−3000
部課署名　広報課　担当者　(印)
TEL 0858-23-3012

合計金額 ¥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	¥2千623円
		(8月分)			
		振込先			
		鳥取県信連　本所			
		当座　6006270			
		鳥取中央農業協同組合			
消費税					(税込)

811

○○○○○ 表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分

次回料金口座振替額のお知らせ (Notice for your next payment)

2020年 7月分

請求先番号 [redacted]
請求額 4,837円
振替日 2020年 8月26日（水）
金融機関名 [redacted]
支店名
口座種目 番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月 2020年 6月分

請求額 4,837円
（内消費税等 439円）

振替日 2020年 7月27日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5
割按分

~~4,35~~3円
2.4/8

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。

お客さまご契約数 1件 発行日 2020年 8月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料 請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊ ＊ ご契約期間 5年 1ヶ月 ＊ ＊		
	基本料 スマホプランL（タイプ1）［ 7月 1日～ 7月31日］	5,980	10%
	割引 タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数 0回）		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額 10%）	4,398	
	（内課税対象額 計）	4,398	
	消費税等 10%	439	
	消費税等 計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額 計 10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Ymobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
[redacted]					
02-08-26	200		*4,837	SBモバイル	[redacted]
[redacted]					

●「お支払い金額」欄の「タテ一日付」は証券類の期日・手形等の
決済とお支払可能日を表わします。

807

EneJet

納品書(領収書)
株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/08/27(木)14:27

[redacted] 藤井一博 IC 様
XXXXXXXXXXXX[redacted] 20000
売上 [redacted]
ハイオク
001170 ¥7643
57.90L @132.0 L- 5 N-14

小計	¥7,643
(10%対象	¥7,643
内消費税	¥695)
合計	¥7,643
承認No.	0643106
支払方法	一括

事前オーソリ OK
端末処理通番 14697
[redacted]

5割按分
3,821円

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

810

藤井一博議員事務所

8月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	土			17	月	2.0	2.0
2	日			18	火		
3	月			19	水		
4	火	3.0	3.0	20	木	2.0	2.0
5	水			21	金		
6	木	1.5	1.5	22	土		
7	金	1.0	1.0	23	日		
8	土			24	月		
9	日			25	火	1.5	1.5
10	月	山の日		26	水		
11	火	3.0	3.0	27	木		
12	水			28	金	3.0	3.0
13	木	2.0	2.0	29	土		
14	金	1.5	1.5	30	日		
15	土			31	月		
16	日			合計		(A)　20.5	(B)　20.5

手当（通勤、期末等）	[redacted] 円
上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博 [redacted]	
金 [redacted] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 2年　8月31日 氏名　福光　恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

906～908

906

ASA 領収証

2020年09月分

No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

2 年 9 月 28 日

銘　　柄	部	金　　額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
アサヒウィークリー	1	1,016	924	92
合　計		¥8,109	7,492	617

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

領収証

2020年09月分

No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

907

藤井　一博 様

銘　　柄	部	金　　額
日本海新聞　※	1	2,260
合　計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2 年 9 月 29 日

８％対象　2,260

※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

908

2020年 9 月分　領収証　発証No. 00003453-202009-1

藤井　一博 様

銘　　柄	部数	金　　額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象　3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

10月8日頃 鴻雁来
(こうがんきたる)

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

営業所之長

取扱者印

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2 年 9 月 29 日 領収

909

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。　令和2年
下記金額を正に領収いたしました。
2020 年 9 月分　領収日 9 月29 日

領収金額	￥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
			―

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

910

〇〇〇〇〇 表面からの続きです

内　訳	内 訳 金 額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

2020年　8月分

請求先番号	[redacted]
請求額	4，837円
振替日	2020年　9月28日（月）
金融機関名	[redacted]
支店名	
口座種目・番号	＊＊＊＊＊＊＊＊

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2020年　7月分
請求額	4，837円
（内消費税等	439円）
振替日	2020年　8月26日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分

2,418円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　　お客さまご契約数　1件　発行日 2020年 9月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料　金　内　訳	内　訳　金　額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	１０%
	小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　　5年　　2ヶ月　＊　＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［　8月　1日～　8月３１日］	5,980	１０%
	割引　タブレット割引	-1,784	１０%
	（通話回数　０回）		
	通信料　データ通信（４G）@0円　３４７０５８Ｐｋｔ		
	（通信量合計　３４７０５８Ｐｋｔ　［０．０５GB］）	0	１０%
	月額料　ソフトバンクＷｉーＦｉスポット	467	１０%
	無料　ソフトバンクＷｉーＦｉスポット無料特典（４６７円　×　１００%）	-467	１０%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	１０%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　１０%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　１０%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　１０%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金 4

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
[redacted]					
02-09-28	200	*4,837	SBモバイル		
[redacted]					

[illegible]

1001

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

9月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	火	2.5	2.5	17	木	3.0	3.0
2	水			18	金	1.0	1.0
3	木	2.0	2.0	19	土		
4	金	1.0	1.0	20	日		
5	土			21	月	敬老の日	
6	日			22	火	秋分の日	
7	月			23	水		
8	火	3.0	3.0	24	木	2.5	2.5
9	水			25	金		
10	木	2.0	2.0	26	土		
11	金			27	日		
12	土			28	月		
13	日			29	火	2.0	2.0
14	月	2.5	2.5	30	水		
15	火			31			
16	水	敬老の日		合計		(A)　21.5	(B)　21.5

手当(通勤、期末等)　[redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]

金　[redacted] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和2年10月7日 氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

1002

領　収　書

藤井一博　様

金　１６，２００円也

但し　令和２年度上期分　光熱水費　として

令和２年10月　７日　上記正に領収いたしました

〒682-0023　鳥取県倉吉市山根43番地
社会医療法人　仁厚会
医療福祉センター倉吉病院
院長　田　中　潔

医療福祉センター倉吉病院長之印

9割按分　14,580円

1003

領　収　書

藤井一博　様

金　　1，800円也

但し　令和２年度上期分　事務用品借料　として

令和２年10月　７日　上記正に領収いたしました

〒682-0023　鳥取県倉吉市山根43番地
社会医療法人　仁厚会
医療福祉センター倉吉病院
院長　田　中　潔

9割分 1,620円

1006

振替払込請求書兼受領証〔振込金(兼手数料)受領書〕

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号番号	00120-3-45104
加入者名	一般社団法人 内外情勢調査会
金額	※ 99000 円
振込先	みずほ銀行　内幸町営業部 普通 1589936
ご依頼人	おなまえ ※ 〒 689-0729 東伯郡湯梨浜町小鹿谷２７７ 鳥取県議会 議員　藤井　一博 様
料金	(消費税込み)　円
日附印	倉吉上井一 2.10.7 52096 高橋(奨)
備考	

(ゆうちょ銀行)

請求日	
請求番号	0575767

請求書

鳥取県議会
議員　藤井　一博　様

請求金額　　99，000 円

請求期間　令和 2 年 4 月　～令和 3 年 3 月

〒104-8178
東京都中央区銀座7丁目15番8号
一般社団法人内外情勢調査会
会長

種類　[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
会費（消費税等 10 %を含む）	1	16,500	12	198,000
【会費無料期間　令和 2 年 4 月～ 9 月】				
会費無料に伴う減額分（令和 2 年 4 月～ 9 月分）				-99,000
合計				99,000

本会の会費は、昭和 32 年 3 月 22 日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。
この件についてのお問合せは、鳥取支局までお願い致します。(TEL 0857-22-2800)

2020年9月

内外情勢調査会 会員各位

株式会社時事通信社
一般社団法人内外情勢調査会

◎2020年度（令和2年度）会費のご請求につきまして

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、時事通信社ならびに内外情勢調査会の事業・活動等につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当会の活動の柱である「支部懇談会」開催が難しくなっております。こうした状況のため、2020年度（令和2年度）については、4月から9月までの会費を無料にすることといたしました。この期間分の会費を差し引いた請求書を同封いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、「全国懇談会」につきましては、「ライブ配信」をはじめ多様なスタイルを用いて皆様のお役に立つよう活動を継続してまいります。

会員の皆様におかれましては、事情をご賢察いただき、今後とも当会をご愛顧くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

謹白

※本件についてのお問い合わせは、請求書記載の時事通信社（支社・総局・支局）までお願いいたします。

一般社団法人 内外情勢調査会
郵便番号 104－8178
東京都中央区銀座5丁目15番8号
お問合せは、請求書記載の時事通信社(支社・総局・支局)までお願い致します。

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。
振替口座　00120-3-45104
みずほ銀行　内幸町営業部　普通 1589936

平成 28 年 8 月 1 日

時事通信社鳥取支局長　都澤貴征
一般社団法人　内外情勢調査会

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は小社の報道事業等に対しまして格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご参加賜りました一般社団法人内外情勢調査会をご紹介申し上げます。内外情勢調査会は、時事通信社の関連団体として、昭和二十九年に創設された公益法人で、内外の情報、資料をあまねく収集して、的確に朝野の指導者層にお届け、伝えすることによって、公正な世論の醸成に資することを目的に活動しており、その支部運営など事務局業務は時事通信社が行っております。

現在、東京本部のほか全国主要都市に約１５１支部を要し、会員数は約七千名です。

会員の皆様は、最新の情報を有する様々な分野の著名講師をお招きして年十回開催する「鳥取支部懇談会」にご参加いただけるのはもちろん、講師をはじめ会員の皆様と食事を共にしながら情報交換の場としてもご利用いただけます。

加えて、東京を会場として全国の会員様が一堂に会し、首相の講演等も行われる全国月例懇談会にもご参加いただけます。また、本部から会報「J2TOP」もお届けしています。さらに、スケジュールが合わない等で、所属支部にご参加ができない場合でも、ご都合に合う全国の支部懇談会にご参加いただくことが可能です。米子支部や松江支部にご参加いただく会員様もいらっしゃいます。

本会の趣旨をご理解いただき、ぜひご入会賜り、当調査会の育成発展にご協力下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

配　布　資　料　　会報「J2TOP」（月一回）

懇　談　会　開　催　　鳥取支部懇談会はこぜにや、ニューオータニ鳥取等で開催します。
全国懇談会は東京の帝国ホテルなどで開催します。

会　　　費　　年間198,000円 ~~１９４，４００~~円（消費税10% ~~8%~~込み）　2019.10～ 消費税10%
資料提供、懇談会参加のいっさいを含みます。

特　　　典　　本会は、昭和 32 年 3 月 22 日付国税庁長官通知により、
会費は「会員となることが必要である法人については、これを支出した事業年度の損金に算入される」ことになっております。

1005~1006

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2年10月9日

お振込先	鳥取県 農協 本店(所)
預金種目	1:普通 ②当座 4:別段 9:その他
口座番号	6010627 0
お受取人 フリガナ	トットリ チュウオウ ノウキョウ
お受取人 おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ
ご依頼人 おなまえ	藤井 一博 様
ご依頼人 おところ	〒 ☎(0858) 26-6081 湯梨浜町1 長谷277

金額	¥12623円
現金額	
未決済小切手 枚	
貯金振替	
起算日・指定日	月 日
手数料徴収区分	1:即納 2:後納 9:不要
手数料(税込)	330円

1005

1006

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

取扱店

~~鳥取中央農業協同組合東北支所~~

東郷支所 金融課

処理 2.10.-9

印紙(200円) 鳥取県中央農協 振込金・手数料は 5万円未満は 非課税

JAバンク

請　求　書

No. 011163

藤井 一博　様

2 年 10 月 1 日

下記の通り請求致します

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

部課署名　広報課　　担当者
TEL 0858－23－[illegible]

合計金額　¥ 2,623－

月 日	品名	数量	単価	金額
	日本農業新聞	1	2623	¥2千623円
	（9月分）			
	振込先			
	鳥取県信連　本所			
	当座　6006270			
	鳥取中央農業協同組合			
消費税				（税込）

1007

納品書
(領収書)

売上
2020年10月04日 12:41
クレジットカード会員様

[redacted] 藤井一博
XXXXXXXXXXXX[redacted] 0000

ハイオク P-11 内税 10%
56.12L @138.00 ¥7745
00001.00

合計 *¥7,745
(内消費税等 ¥704)

支払方法 1回
有効期限 XX年XX月

2020/10/04 (000017)
株式会社 真木自動車 由良SS

鳥取県東伯郡北栄町六尾字夢地217-2
TEL0858-37-5777
レシートNo.0174-04

5割按分

3,872円

1008

EneJet

納品書(領収書)
株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/10/10(土)13:27

[redacted] 藤中一博 IC 様
XXXXXXXXXXX[redacted] 20000
売上
ハイオク [redacted]
001170 ¥6934
52.53L @132.0 L- 3 N- 8

小計 ¥6,934
(10%対象 ¥6,934
内消費税 ¥630)
合計 ¥6,934
承認No. 0228613
支払方法 一括
事前オーソリ OK
端末処理通番 15825
[redacted]
Tカード番号：XXXXXXXXXXX[redacted]

5割按分

3,467円

1009

お客様控え
IDEMITSU（クレジット領収書）
316456
セルフ米子ＳＳ
TEL 0859-37-3777
(株)松本油店
鳥取県米子市西福原１－１－６３
TEL 0859-37-3777 藤井一博

売上 2020年10月20日
13:55
FUJII KAZUHIRO様
クレジット [redacted]

[redacted] P- 5(内)
56.86L @143.0 8131円
01010. 00

合計 8,131円
(内、消費税等(10.00%) 739円)

支払区分：一括
承認No. 0000767328
端末識別番号：0817501316456
端末処理通番：05747 ATC：0139
IC/MS識別子：ＩＣ
[redacted]
カードシーケンス番号：00

伝No: 10007 担当:8800

※ 本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

5割按分

4,065円

1010

○○○○○表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分
[illegible]	[illegible]	[illegible]

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

2020年　9月分
請求先番号 [redacted]
請求額　4，837円
振替日　2020年10月26日（月）
金融機関名 [redacted]
支店名
口座種目・番号　*********

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月　2020年　8月分
請求額　4，837円
（内消費税等　439円）
振替日　2020年　9月28日
振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分
2,418円

ご利用料金内訳明細書 お客さまのご請求締日は毎月末日になります。

お客さまご契約数 1件 発行日 2020年 10月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳		内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料 請求書発行手数料		200	10%
		小計	200	
	＊ ＊ ご契約期間 5年 3ヶ月 ＊ ＊			
	基本料 スマホプランL（タイプ1）［ 9月 1日～ 9月30日］		5,980	10%
	割引 タブレット割引		-1,784	10%
	（通話回数 0回）			
	月額料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット		467	10%
	無料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット無料特典（467円 × 100%）		-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料		2	10%
		合計	4,398	
		（内課税対象額 10%）	4,398	
		（内課税対象額 計）	4,398	
		消費税等 10%	439	
		消費税等 計	439	
		ご請求金額	4,837	
		（税込金額 計 10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

	日付	記号	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店	
1	02-10-26	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]		1
2	[redacted]						2
3							3
4							4
5							5

1011 ~ 1013

1011

ASA 領収証

2020年10月分　　No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

2020年10月27日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合計		¥7,093	6,568	525

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

1012

領収証

2020年10月分　　No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞 ※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2年10月27日

８％対象　2,260

※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

1013

2020年10月分　領収証

発証No. 00003453-202010-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額 ¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

11月12日頃 地始凍
(ちはじめてこおる)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2年10月27日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

営業所長之印

取扱者印 牧田

1014

新聞購読料　領収証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。　令和2年
下記金額を正に領収いたしました。
2020 年 10 月分　領収日 10月27 日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

聖教新聞販売店

1015

JA SS

納品書（領収書）
売上
（株）鳥取西部ジェイエイサービス
大高ＳＳ
鳥取県米子市尾高2777-2
TEL:0859-27-5298　SS:6004102201
2020/10/27(火)11:00
[redacted] 藤井一博 様
XXXXXXXXXXX[redacted]
ｸﾚｼﾞｯ[redacted]
区分 16 ﾌﾟﾚｰﾄNo.[redacted]　ｶｰﾄﾞOK
No.0898　P-04
ハイオクガソリン
56.90L/ｺ　@144.0　¥8193

合計　¥8,193
(内消費税等　¥745)
承認No.0589420
端末処理通番 14789
支払方法 一括払い
端末識別番号 7734810211441　ICS
[redacted]

係員:吉田　ﾚｼｰﾄNo.7694 01

5割按分

4096円

1016～1017

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

令和2年10月28日

1016

お振込先	鳥取県　農協（信連）　本店(所)
お受取人　預金種目	1:普通　②当座　4:貯蓄　9:その他
口座番号	6006270
フリガナ	トットリ チュウオウ ノウ キョウ
おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人　フリガナ	フジイ カズヒロ
おなまえ	藤井 一博 様
おところ	〒　－　☎(　)　－ 湯梨浜町[illegible]谷2277

金額	十億	百万	千	円
			72,623	
現金額				
未決済小切手　枚				
貯金振替				

起算日・指定日　月　日

1017

手数料徴収区分	手数料(税込)
1:即納　2:後納　9:不要	330円

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

処理　2.10.28　鳥取中央農協 東郷支所

取扱店

印紙(200円)　組合員または振込金＋手数料5万円未満は非課税

JAバンク

請　求　書

No. 011176

藤井一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

2 年 11 月 2 日

下記の通り請求致します

部課署名　広報課　担当者

TEL 0858-23-3012

合計金額 ￥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	￥2,623円
		（10月分）			
		消費税			（税込）

振込先
鳥取県信連　本所
当座　6006270
鳥取中央農業協同組合

1101

コスモ石油

納品書（領収書）

山陰石油（株）
米子駅前
鳥取県米子市　末広町　１２７番地
TEL:0859-33-5334　　　SS-031864

2020年11月05日 09:44　　伝票No.4992
通番2320

[redacted]藤井一博 様
XXXXXXXXXXXX[redacted]　車番[redacted]
売上

11100
スーパーマグナム　P03　　¥8283
数量　　５８．３３(L)
単価　　@142

合計　¥8,283
(内ガソリン税　@53.8　¥3138)
(内消費税10%(対象　¥8283)　¥753)
承認No.0000415006　処理通番 06632
支払方法 通常
端末番号:7740577703186　IC ｻｲﾝ
[redacted]
担当：　5-佐伯
3169-3169 01 2020/11/05

5割按分
4141円

1102.

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

10月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	木	3.0	3.0	17	土		
2	金	2.0	2.0	18	日		
3	土			19	月		
4	日			20	火	2.0	2.0
5	月			21	水		
6	火	2.5	2.5	22	木	2.5	2.5
7	水			23	金		
8	木	2.0	2.0	24	土		
9	金			25	日		
10	土			26	月	2.0	2.0
11	日			27	火		
12	月			28	水		
13	火			29	木	1.0	1.0
14	水	3.0	3.0	30	金		
15	木			31	土		
16	金	1.5	1.5	合計		(A) 21.5	(B) 21.5

手当(通勤、期末等)　[redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]

金　[redacted] 円(C)

左記金額を領収いたしました。
令和6　年 11 月 11 日
氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

JA SS

納品書（領収書）

売上
（株）ＪＡ中央サービス
セルフ湯梨浜ＳＳ
鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田530－1
TEL:0858-32-2207　SS:6002504442
2020/11/13(金)08:52
[redacted] 藤井 博 様
XXXXXXXXXXX[redacted]
ｸﾚｼﾞｯﾄ([redacted]
区分 16　　ﾈｶﾞOK
No.2841　P-05
ハイオクガソリン
55.24L/ｺ　@143.0　¥7899

合計　¥7,899
(内消費税等　¥718)
承認No.0371289
端末処理通番 18723
支払方法 一括払い
端末識別番号 7734810211118 IC
[redacted]

洗車プリカ好評販売中(^^)
ﾌﾟﾘｶを使えば基本ﾒﾆｭｰが2割引き☆
お求めの方はスタッフまで♪

係員:湯梨浜ＳＳ　ﾚｼｰﾄNo.2085 01

5割按分

3,949円

1104～1105

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2 年 11 月 13 日

お振込先	鳥取県 農協 本 店(所)
貯金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	
お受取人 フリガナ	トットリチュウオウノウキョウ
おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
おなまえ	藤井 一博 様
おところ	〒689－0729 ☎(0858)26－6081 湯梨浜町小鹿谷277

金額	十億	百万	千	円
			7 2	6 2 3
現金額				
未決済小切手 枚				
貯金振替				

1104

振替日・指定日 月 日

手数料徴収区分	手数料(税込)
①印納 2:後納 9:不要	330円

1105

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

処理 21.11.13 鳥取中央農協 東郷支所

印紙 (200円) 組合員または振込金+手数料5万円未満は非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 011192

藤井一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

2 年 12 月 1 日

下記の通り請求致します

部課署名　広　報　課　　担当者　（畔田）
TEL 0858－23－3012

合計金額 ￥ 2,623－

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	¥2,623円
		（11月分）			
		振込先 鳥取県信連　本所 当座　6006270 鳥取中央農業協同組合			
消費税					（税込）

1106

納品書（領収書）

災害でも満タンで安心　灯油プラス1缶で安心

災害発生時の 安心と燃料の備蓄を心がけること をご提案致します

坂本石油店
鳥取市鹿野町鹿野
☎(0857)84−2136

※現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

お客様名	藤井 一博 様	年月日	伝票番号
	11-1-0000-00000-0	20-11-20	81842
元日付	元データ	処理	11給油 ゲンキンフリー P-03

データNo.	数量	単価	金額
GGGGG 0001			
商品名 ムエンハイオク	47.1	129.1	6,080
データNo.			
商品名 消費税			608
データNo.			
商品名			
担当者名 01 KOUICHI 12:24	合計		6,688

お知らせ
¥ 1万3312　7千 312

毎度 ありがとう ございます

2006245004

5割按分　3,344円

1107

表面からの続きです

内　訳	内 訳 金 額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

2020年 10月分

請求先番号	[redacted]
請求額	4，837円
振替日	2020年11月26日（木）
金融機関名	[redacted]
支店名	[redacted]
口座種目　番号	[redacted] ********

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2020年 9月分
請求額	4，837円
（内消費税等	439円）
振替日	2020年10月26日

振替結果は通帳の記帳等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分　2,418円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　お客さまご契約数　1件　発行日　2020年　11月　11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　　5年　　4ヶ月　＊　＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［10月　1日～10月31日］	5,980	10%
	割引　タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数　0回）		
	通信料　データ通信（4G）@0円　2401Pkt	0	10%
	（通信量合計　2401Pkt　［0，01GB］）		
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット	467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット無料特典（467円　×　100%）	-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　10%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　10%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

5

	日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1	02-10-26	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]	
2–16	[redacted]					
17	02-11-26	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]	
18–24	[redacted]					

●「お支払い金額」欄の「タテ○一日付」は証券類(小切手　手形等)の種類とお支払可能日を表わします。

1108 . 1111~1112

1108

2020年11月分　ASA 領収証

No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

2年11月27日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合計		¥7,093	6,568	525

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

1111

2020年11月分　領収証

No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2年11月30日
8％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

㈱エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　㈱エバークリーン内)
TEL 26-6564　TEL 26-1375

㈱エバークリーン

1112

2020年11月分　領収証　発証No. 00003453-202011-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

※は軽減税率対象

合計金額
¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

12月7日頃 閉塞成冬
(そらさむくふゆとなる)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収しました
R2 年 11月 30日 領収

㈱中央新報サービス
中央新報ｻｰﾋﾞｽ倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

営業所長之印

取扱者印 牧田

1109

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　令和2年

2020 年 11 月分　　領収日 11 月 27 日

領収金額	¥1,887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

[聖教新聞販売店]

お申込No.　31008-41247(357)

1110

Enejet

領収書

株式会社　トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2020/11/29(日)22:58
現金フリー　藤井博　様
1-80024-00010　20000 0000
売上　現金フリー　手
ハイオク
001170　¥7574
57.38L　@132.0　L- 5 N-14

小計　¥7,574
(10%対象　¥7,574
内消費税　¥689)
合計　¥7,574
お預かり　¥10000　お釣　¥2426
上記にて領収書とさせて頂きます
★　エネキーで２円もお得！★
☆　お持ちのクレジットカードで☆
★　かんたん無料登録できます！★
No.7081　担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2020/11/29　釣銭伝票No.6456

===

おつり引換券
2020/11/29(日)22:58
釣銭金額　¥2,426
2020/11/29　釣銭番号 6456
2806456024267

===

5割按分　3,787円

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

11月分	氏　　名	福光 恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	日			17	火		
2	月	2.0	2.0	18	水	3.0	3.0
3	火	文化の日		19	木		
4	水			20	金	1.5	1.5
5	木	3.0	3.0	21	土		
6	金	1.5	1.5	22	日		
7	土			23	月	勤労感謝の日	
8	日			24	火	2	2.0
9	月			25	水		
10	火	2.0	2.0	26	木	3.0	3.0
11	水			27	金		
12	木			28	土		
13	金	1.5	1.5	29	日		
14	土			30	月		
15	日			31			
16	月	2.0	2.0	合計		(A) 21.5	(B) 21.5

手当(通勤、期末等)　[redacted] 円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名 藤井 一博 [redacted]

金 [redacted] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和2年12月9日 氏名　福光 恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)/(A) = [redacted] 円

1203

領　収　証

D No 011659

令和2年 12月 10日

藤井一博　様

金額	¥15037

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	15037
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
倉吉教室 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

9割負担分

13,533円

請　求　書

2020年　11月　27日　　伝票No.　56793－1

藤井　一博　様

発行者　原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	キヤノン インクタンク BCI-350XLPGBK2P	1	2,500.00	2500	10.0%
2	キヤノン インクタンク BCI-351XLC	2	1,200.00	2400	10.0%
3	キヤノン インクタンク BCI-351XLM	1	1,200.00	1200	10.0%
4	キヤノン インクタンク BCI-351XLY	1	1,200.00	1200	10.0%
5	コクヨ チューブファイル フ-RT630B	10	637.00	6370	10.0%
6					
7					

小計	13670	
消費税金額	1367	
合計金額	15037	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥13,670	¥1,367

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾
本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611代
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割按分

13,533円

1204

領　収　証

D No 011660

令和 2 年 12 月 10 日

藤井一博　様

金額	￥54450

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	・	
手形	・	
小切手	・	
相殺	・	
合計	・	54450
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611
教室 倉吉市伊木220番地 TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室 鳥取市天神町47番号1 TEL(0857)30-4456

係

日本政府 収入印紙 200円

5割按分

27,225円

請　求　書

2020年　11月　27日　　伝票No.　56856 - 1

藤井　一博　様　　　発行者　原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	ｱｯﾌﾟﾙ Magic Keyboard MXQU2J/A	1	37,800.00	37800	10.0%
2	ｻﾝﾜｻﾌﾟﾗｲ Type-Cﾊﾌﾞ USB-3TCH17BK	1	8,100.00	8100	10.0%
3	ｻﾝﾜｻﾌﾟﾗｲ ｽﾀﾝﾄﾞﾎﾟｰﾁ ﾊﾞｯｸﾞ IN-TWAC3GY	1	3,600.00	3600	10.0%
4					
5					
6					
7					

小計	49500	
消費税金額	4950	
合計金額	54450	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥49,500	¥4,950

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾
本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No.2121348
倉吉信用金庫本店　当座No.0000018

※県議会から支給されたタブレット

5割按分

27,225円

1205～1206

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2年12月15日

お振込先	鳥取県 農協(○)・信金・信組・銀行・漁協	本 店(所)
お受取人	預金種目 1:普通 (2)当座 4:貯蓄 9:その他	口座番号 6006270
	フリガナ トットリチュウオウノウキョウ	
	おなまえ 鳥取中央農協	様
ご依頼人	フリガナ フジイ カズヒロ	
	おなまえ 藤井 一博	様
	おところ 〒 － ☎(0858) 26-6081 湯梨浜町小鹿谷277	

金額	十億	百万	千	円
			7 2	6 2 3
現金額				
未決済小切手 枚				
貯金振替				

1205

起算日・指定日 月 日

手数料徴収区分	手数料(税込)
(1)即納 2:後納 9:不要	¥330円

1206

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

鳥取中央農業協同組合河北支所

処理済 2.12.15 鳥取中央農協 河北支所

印紙(200円) 組合員または振込金・手数料5万円未満は非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 011709

藤井一博　様

鳥取中央農業協同組合（JA鳥取中央）
代表理事組合長　栗原隆政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

3 年 1 月 4 日

部課署名 広報課　担当者 （畔田）

下記の通り請求致します

TEL 0858-23-3012

合計金額 ¥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2,623	¥2,623円
		（12月分）			
		振込先 鳥取県信連 本所 当座 6006270 鳥取中央農業協同組合			
消費税					（税込）

1207

ENEOS

納品書(領収書)

2020年12月18日 08:04

売上

[redacted] 様

ﾄｰｸﾝ XXXXXXXXXXXX[redacted]

提携カード

車両番号　　　実車番 [redacted]

0018-00

ＥＮＥＯＳハイオク　　P-05

58.00L　　*

145円　　¥8,410

合計　¥8,410

(消費税10%対象　¥8,410

内消費税等　¥765)

クレジット支払

[redacted]

有効期限：XX/XX NC　ICS

支払方法：一括払い

承認番号：0446548

Tｶｰﾄﾞ番号：XXXXXXXXXXX[redacted]

Tﾎﾟｲﾝﾄ:基本P [redacted] P

特別P P

今回計 P

利用ポイント P

利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは２～３日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Ｔカードにポイントが加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

http://www.utsubukidouji.com/

打吹商事株式会社

Ｄｒ．ＤｒｉｖｅハワイＳＳ

鳥取県　東伯郡　湯梨浜町

大字田後３０２－１０

TEL:0858-35-5580　　SS-820031

ﾚｼｰﾄNo 1484-01　ﾃﾞｰﾀNo7840-7842

ｸﾚ通番17-72608

002宮脇　伸二　　2020/12/18

5割按分

4,205円

1208～1210

1208

ASA 領収証

2020年12月分　　　　No.　10-　25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

銘　柄	部	金　額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合　計		¥7,093	6,568	525

2 年12月25日

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL：0858-23-3931　　FAX：0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

1209

領収証

2020年12月分　　　　No.　1-　35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘　柄	部	金　額
日本海新聞　※	1	2,260
合　計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 2 年12月25日

8％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

1210

2020年12月分　領収証　発証No. 00003453-202012-1

藤井　一博 様

銘　柄	部数	金　額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象　3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

1月10日頃 水泉動
(しみずあたたかをふくむ)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
2 年12月25日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

長営之業 所

取扱者印

12 11

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　令和2年
2020 年 12 月分　　領収日 12 月 25 日

領収金額	￥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

1212

○○○○○ 表面からの続きです

内　　訳	内訳金額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)	2020年 11月分 請求先番号 [redacted] 請求額 4, 837円 振替日 2020年12月28日 (月) 金融機関名 [redacted] 支店名 口座種目　番号 ********
前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)	利用月 2020年10月分 請求額 4, 837円 (内消費税等 439円) 振替日 2020年11月26日 振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割 按分

2,418円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご[illegible]

1件　発行日　2020年　12月　11日

電話番号（お客さま番号等）	料　金	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊＊　ご契約期間　5年　5ヶ月　＊＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）[11月1日～11月30日]	5,980	10%
	割引　タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数　0回）		
	通信料　データ通信（3G）@0円　773Pkt	0	10%
	通信料　データ通信（4G）@0円　104068Pkt	0	10%
	（通信量合計　104841Pkt　[0.02GB]）		
	月額料　ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料　ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　10%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　10%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただいた[illegible]
※他社債権にかかる消費税額は購入元からの明細書等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

※各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
[redacted]					
02-12-28	200	*4,837	SBモバイル	[redacted]	
[redacted]					
~~03-01-26~~	~~200~~	~~*4,837~~	~~SBモバイル~~	[redacted]	
[redacted]					

◎「お支払い金額」欄の「タテ〇ー日付」は証券類(小切手・手形等)の種類とお支払可能日を表わします。

12/3

ENEOS

納品書(領収書)

(株)ジェミニ物産
倉吉
鳥取県倉吉市上井３５３－６
TEL:0858-26-3368
2020/12/28(月)18:09

ICS
[redacted] 藤井一博 様
XXXXXXXXXXX[redacted] 1841
売上 [redacted]
ハイオク
110010 ¥8673
59.00L @147.0 L- 3 N- 3

小計	¥8,673
(10%対象	¥8,673
内消費税	¥788)
合計	**¥8,673**
承認No.	0612081
支払方法	一括

事前オーソリ OK
端末処理通番 15332

[redacted]

5割按分

4,336円

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

12月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	火			17	木		
2	水	2.0	2.0	18	金	2.0	2.0
3	木			19	土		
4	金	2.5	2.5	20	日		
5	土			21	月	2.5	2.5
6	日			22	火		
7	月			23	水	3.0	3.0
8	火	3.0	3.0	24	木		
9	水			25	金	1.5	1.5
10	木			26	土		
11	金	1.5	1.5	27	日		
12	土			28	月	2.0	2.0
13	日			29	火		
14	月	2.0	2.0	30	水		
15	火			31	木		
16	水	1.5	1.5	合計		(A)　23.5	(B)　23.5

手当(通勤、期末等)　[redacted]　円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]

金　[redacted]　円(C)

左記金額を領収いたしました。
令和 3 年 1 月 13 日
氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) = [redacted] 円

102

EneJet

領収書

株式会社　トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2021/01/14(木)12:45
現金フリー　藤井博 様
1-80024-00010　　　　20000 0000
売上　　現金フリー　　　　　手
ハイオク
001170　　　　　　　　　¥7509
　　55.21L　　@136.0　L- 6 N-17

小計	¥7,509
(10%対象	¥7,509
内消費税	¥683)
合計	**¥7,509**

お預かり　¥10000　お釣　¥2491
上記にて領収書とさせて頂きます
★　エネキーで２円もお得！★
☆　お持ちのクレジットカードで☆
★　かんたん無料登録できます！★
No.4102　　担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2021/01/14　　釣銭伝票No.7229

5割按分

3,754円

103. 109~110

103

ASA 領収証

2021年01月分　　No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

3年1月25日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合計		¥7,093	6,568	525

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA
有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL：0858-23-3931　FAX：0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

109

領収証

2021年01月分　　No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 3年1月28日
８％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

110

2021年 1月分　領収証　発証No. 00003453-202101-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

2月5日頃 東風解凍
(はるかぜこおりをとく)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
3年1月28日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

長営業之所

取扱者印 牧田

104

通常払込料金
加入者負担

振替払込請求書
兼受領証

口座記号番号	00190 - 8 - 660372
加入者名	第一法規株式会社
金額	2970
振込先	
ご依頼人住所氏名	*************************************** ：藤井　一博　様 (079-023357-0007)
料金	円
備考	

日附印

03-01-19
倉吉上井一
郵便局

(52096)
N94220006

切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。振込先金融機関用（CVS店舗控）

請 求 書

〒107-8560
東京都港区南青山2丁目11番17号
第一法規株式会社
代表取締役社長 田中英弥

：藤井　一博　様

2021年 1月 13日

ご請求額	¥2,970	お客様番号	079-023357-0007	請求書番号	1749284	お支払期限日	2021/ 2/28

取引年月日	商品名	明細	数量	単価 (千 円)	契約数	金額 (千 円)	備考
2020/12/ 7	現行自治六法	111－ 112	2	1485	1	2970	

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

	金額（税込）	
10.0%対象	2970	
合計	2970	

ゆうちょ銀行(郵便局)・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照) のいずれの店舗からでもお支払いいただけます。
【取引銀行】(当座預金)みずほ銀行青山支店 0013161　三井住友銀行長野支店 0005986　八十二銀行本店営業部 2000858
定 期

105

領　収　証

D No 012104

令和3年1月20日

藤井一博　様

金額　¥18040

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳			
種類	期日	金額	
現金	・		
手形	・		
小切手	・		
相殺	・		
合計	・		18040
勘定科目	現		
	掛		

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾

社　倉吉市山根645番地2
TEL(0858)27-1611

教室　倉吉市伊木220番地
TEL(0858)47-4520

鳥取駅南教室　鳥取市天神町47番号1
TEL(0857)30-4456

係

9割按分
16,236円

請　求　書

2021年 1月 8日　伝票No. 58552 - 1

藤井 一博 様

発行者 原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	ｷﾔﾉﾝ ｺﾋﾟｰ用紙 CS-064F A3 3冊入	1	2,900.00	2900	10.0%
2	ｷﾔﾉﾝ ｺﾋﾟｰ用紙 CS-064F A4 5冊入	6	2,250.00	13500	10.0%
3					
4					
5					
6					
7					

小計	16400
消費税金額	1640
合計金額	18040

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥16,400	¥1,640

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾

本社 倉吉市山根645番地2 TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座 山陰合同銀行倉吉支店 普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店 当座No. 0000018

9割按分

16,236円

現金用

106～107

振込金受取書(兼手数料受取書)

3年 1月 1日

お振込先	鳥取県 信連 本 店(所)
貯金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	600627O
お受取人 フリガナ	トットリ チュウオウ ノウキョウ
おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
おなまえ	藤井 一博 様
おところ	〒 — ☎(1858) 26 − 6651 湯梨浜町小鹿谷277

金額	十億	百万	千	円
			7	2623

106

現金額	
未決済小切手 枚	
貯金振替	
起算日・指定日 月 日	

手数料徴収区分	手数料(税込)
1:即納 2:後納・9:不要	330円

107

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

処理 3.1.21 取扱店 鳥取中央農協 東郷支所

鳥取中央農協 東郷支所 処理 3.1 鳥取中央農協 東郷支所

印紙 (200円) 組合員または振込金+手数料5万円未満は非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 011723

藤井一博　様

3 年 2 月 2 日

下記の通り請求致します

鳥取中央農業協同組合(JA鳥取中央)
代表理事組合長　栗 原 隆 政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23−3000

部課署名　広報課　担当者
TEL 0858− 23−3012

合計金額 ¥ 2,623-

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	¥2,623
		(1月分)			
		振込先			
		鳥取県信連　本所			
		当座　6006270			
		鳥取中央農業協同組合			
消費税					(税込)

○○○○○ 表面からの続きです

内　訳	内訳金額（円）	税区分
[illegible]	[illegible]	[illegible]

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

	2020年12月分
請求先番号	[redacted]
請求額	4,837円
振替日	2021年1月26日(火)
金融機関名	[redacted]
支店名	
口座種目・番号	＊＊＊＊＊＊＊

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2020年11月分
請求額	4,837円
(内消費税等	439円)
振替日	2020年12月28日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分

2,418円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　　お客さまご契約数　1件　発行日　2021年　1月　11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　5年　6ヶ月　＊　＊		
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［12月　1日～12月31日］	5,980	10%
	割引　タブレット割引	-1,784	10%
	（通話回数　0回）		
	通信料　データ通信（4G）@0円　42176Pkt	0	10%
	（通信量合計　42176Pkt　［0.01GB］）		
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット	467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット無料特典（467円　×　100%）	-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	4,398	
	（内課税対象額　10%）	4,398	
	（内課税対象額　計）	4,398	
	消費税等　10%	439	
	消費税等　計	439	
	ご請求金額	4,837	
	（税込金額　計　10%）	4,837	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

18	[redacted]				
19	[redacted]				
20	[redacted]				
21	[redacted]				
22	[redacted]				
23	03-01-26	200	*4,837	ＳＢモバイル	[redacted]
24	[redacted]				

◈「お支払い金額」欄の「タテ〇ー日付」は証券類(小切手・手形等)の種類とお支払可能日を表わします。

111

新聞購読料　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。　令和3年

下記金額を正に領収いたしました。

2021 年 1 月分　領収日 1 月 28 日

領収金額	¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領　収　証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)

(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫

住　所　倉吉市山根６７５－４

TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

EneJet

領収書
株式会社　トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷１－２６８
TEL:0858-27-5300
2021/01/30(土)21:28
現金フリー [illegible] 様
1-80024-00010　　20000 0000
売上　現金フリー　　手
ハイオク
001170　　¥7510
55.22L　@136.0　L- 3 N- 8

小計	¥7,510
(10%対象	¥7,510
内消費税	¥683)
合計	¥7,510
お預かり ¥10000	お釣 ¥2490

上記にて領収書とさせて頂きます
★　エネキーで２円もお得！★
☆　お持ちのクレジットカードで☆
★　かんたん無料登録できます！★
No.4537　担当:0001 倉吉ＳＳ
POS番号01
2021/01/30　釣銭伝票No.2130

5割按分

3,755円

201

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

1月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	金	元旦		17	日		
2	土			18	月	2.0	2.0
3	日			19	火		
4	月			20	水	1.5	1.5
5	火	2.0	2.0	21	木		
6	水			22	金		
7	木	2.5	2.5	23	土		
8	金	1.0	1.0	24	日		
9	土			25	月	3.0	3.0
10	日			26	火		
11	月	成人の日		27	水	2.0	2.0
12	火			28	木	2.5	2.5
13	水	2.0	2.0	29	金	1.0	1.0
14	木			30	土		
15	金	1.0	1.0	31	日		
16	土			合計		(A)　20.5	(B)　20.5

手当（通勤、期末等）　[redacted]　円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]㊞

金　[redacted]　円(C)

左記金額を領収いたしました。
3 年2 月15 日
氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

払込受領証

(コンビニエンスストア用)

郵便局でのお支払いの場合は、左側の2枚だけをお出しください。

払込人氏名

藤井 一博 様

お客様コード

[redacted]

(99938310000390000)

金額 4,800

内消費税等 437 円

受取人

株式会社東方書店

受領印

収入印紙貼付欄 (CVS専用)

'21.2.17

受領日附印

(お客様控)

請　求　書

No.9383

藤井　一博　　　　　　様

２０２０年　１２月　１４日

株式会社　東方書店
東京都千代田区神田神保町１－３
電話 03-3937-0300 FAX 03-3937-0955

書名	部数	単価		金額
人民中国（日文）　2020/04 － 2021/03	1	4,800		4,800
担当者：佐藤	1	合計金額		4,800

振替00140-4-1001
取引銀行 三井住友銀行　神田支店 当座 1028707

210

JA SS

納品書（領収書）
売上
（株）ＪＡ中央サービス
セルフ湯梨浜ＳＳ
鳥取県東伯郡湯梨浜町長和田530－1
TEL:0858-32-2207　SS:6002504442
2021/02/20(土)11:56
[redacted] 藤井一博　様
XXXXXXXXXXXX[redacted]
ｸﾚｼﾞｯﾄ([redacted]
区分 16　　　　　　　　ﾈｶﾞOK
No.0780　　P-11
ハイオクガソリン
57.61L/ｺ　@143.0　¥8238

合計　¥8,238
(内消費税等　¥749)
承認No.0053325
端末処理通番 12236
支払方法 一括払い
端末識別番号 7734810211118 IC
[redacted]

洗車プリカ好評販売中(^^)
ﾌﾟﾘｶを使えば基本ﾒﾆｭｰが2割引き☆
お求めの方はスタッフまで♪

係員:湯梨浜ＳＳ　ﾚｼｰﾄNo.7722 01

5割按分

4,119円

203~205

203

ASA 領収証

2021年02月分

No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合計		¥7,093	6,568	525

3 年 2 月 22 日

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

ASA 有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

204

領収証

2021年02月分

No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 3 年 2 月 26 日

８％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

205

2021 年 2 月分　領収証　発証No. 00003453-202102-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

※ は軽減税率対象

合計金額
¥3,300
(8%対象 3,300円)
(消費税込み)

3月10日頃 桃始笑
(ももはじめてわらう)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
令和 3 年 2 月 26 日 領収

㈱中央新報サービス
中央新報ｻｰﾋﾞｽ倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

営業所長之印

取扱者印 牧田

206

新聞購読料　領収証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。　令和3年

2021 年 2 月分　　領収日 2 月 26 日

領収金額	¥1，887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1，887	1	1，887

※は軽減税率対象品目です。　(10%対象　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根６７５－４
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

お申込No.　31008-41247(357)

207~208

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

3年2月24日

207

お振込先	鳥取県 信連(農協・信連・漁協・信組・信金・銀行) 本 店(所)
預金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	600 6210
お受取人 フリガナ	トットリチュウオウノウキョウ
おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
おなまえ	藤井一博 様
おところ	〒 - ☎( ) - 湯梨浜町下底谷277

金額	十億	百万	千	円
			¥12,623	
現金額				
未決済小切手 枚				
貯金振替				

記帳日・指定日 月 日

手数料徴収区分	手数料(税込)
①内納 2:後納 9:不要	¥1330

208

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

処理 3.2.24 鳥取中央農協 東郷支所

印紙(200円) 組合員または振込金+手数料5万円未満は非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

請　求　書

No. 011735

藤井一博　様

鳥取中央農業協同組合(JA鳥取中央)
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

3 年 3 月 1 日

下記の通り請求致します

部課署名　広報課　担当者　(印)
TEL 0858－ 23－3012

合計金額 ¥ 9,623－

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	9,623円
		(2月分)			
消費税					(税込)

振込先
鳥取県信連　本所
当座　6006270
鳥取中央農業協同組合

〇〇〇〇〇 表面からの続きです

内　訳	内　訳　金　額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

	2021年　1月分
請求先番号	[redacted]
請求額	4，838円
振替日	2021年　2月26日（金）
金融機関名	[redacted]
支店名	
口座種目・番号	＊＊＊＊＊＊＊＊

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2020年12月分
請求額	4，837円
（内消費税等	439円）
振替日	2021年　1月26日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割按分

2,419円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　お客さまご契約数　1件　発行日　2021年　2月　11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳		内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料		200	10%
		小計	200	
	＊＊　ご契約期間　5年　7ヶ月　＊＊			
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［1月　1日～　1月31日］		5,980	10%
	割引　タブレット割引		-1,784	10%
	（通話回数　0回）			
	通信料　データ通信（4G）@0円　19Pkt		0	10%
	（通信量合計　19Pkt　［0．01GB］）			
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット		467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット無料特典（467円　×　100%）		-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料		3	10%
		合計	4,399	
		（内課税対象額　10%）	4,399	
		（内課税対象額　計）	4,399	
		消費税等　10%	439	
		消費税等　計	439	
		ご請求金額	4,838	
		（税込金額　計　10%）	4,838	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Y!mobile の契約内容照会よりご確認ください。

裏面も必ずご確認ください

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

普通預金

	日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1–17	[redacted]					
18	03-02-26	200	*4,838	SBモバイル	[redacted]	
19–24	[redacted]					

※「お支払い金額」欄の「タテ○ー日付」は証券類(小切手・手形等)の種類とお支払可能日を表わします。

301

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

2月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	月	2.0	2.0	17	水	2.0	2.0
2	火			18	木		
3	水	2.5	2.5	19	金	3.0	3.0
4	木			20	土		
5	金	1.5	1.5	21	日		
6	土			22	月	1.5	1.5
7	日			23	火	天皇誕生日	
8	月	2.0	2.0	24	水		
9	火			25	木	2.0	2.0
10	水	1.5	1.5	26	金	1.0	1.0
11	木	建国記念日		27	土		
12	金	2.0	2.0	28	日		
13	土			29			
14	日			30			
15	月	1.5	1.5	31			
16	火			合計		(A)　22.5	(B)　22.5

手当(通勤、期末等)　[redacted]　円

上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博　[redacted]

金　[redacted]　円(C)

左記金額を領収いたしました。
令和　3　年　3　月　2　日
氏名　福光　恵利子　[redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

302

領　収　書

藤井一博　様

<u>金　１６，２００円也</u>

但し　令和２年度下期分　光熱水費　として

令和３年３月２日　上記正に領収いたしました

〒682-0023　鳥取県倉吉市山根43番地
社会医療法人 仁厚会
医療福祉センター倉吉病院
院長　田　中　潔

医療福祉センター倉吉病院長之印

9割按分　14,580円

303

領　収　書

藤井一博　様

金　　1，800円也

但し　令和２年度下期分　事務用品借料　として

令和３年３月２日　上記正に領収いたしました

〒682-0023　鳥取県倉吉市山根43番地
社会医療法人　仁厚会
医療福祉センター倉吉病院
院長　　田　中　潔

医療福祉センター倉吉病院長之印

9割按分　1,620円

304

領 収 証

D No 012620

令和 3 年 3 月 5 日

藤井 一博 様

金額 ¥77495

上記の金額正に領収いたしました

但し

金額内訳		
種類	期日	金額
現金	.	
手形	.	
小切手	.	
相殺	.	
合計	.	77495
勘定科目	現	
	掛	

スイコー株式会社
代表取締役社長 増田純吾
倉吉市山根645番地2
TEL(0858)27-1611
倉吉市伊木220番地
TEL(0858)47-4520
鳥取駅南教室
鳥取市天神町47番号1
TEL(0857)30-4456

係

収入印紙 200円

9割分

69,745円

請　求　書

2021年　2月　19日　伝票No.　60651 - 1

藤井　一博　様

	発行者	原田

	品名・規格	数量	単価	金額	備考
1	キヤノン A4カラーレーザープリンター Satera LBP622C	1	47,500.00	47500	10.0%
2	キヤノン トナーカートリッジ054 ブラック	1	5,610.00	5610	10.0%
3	キヤノン トナーカートリッジ054 シアン	1	5,780.00	5780	10.0%
4	キヤノン トナーカートリッジ054 イエロー	1	5,780.00	5780	10.0%
5	キヤノン トナーカートリッジ054 マゼンタ	1	5,780.00	5780	10.0%
6					
7					

小計	70450	
消費税金額	7045	
合計金額	77495	

※は軽減税対象です。

税率	課税対象額	消費税等
10.0	¥70,450	¥7,045

スイコー株式会社
代表取締役社長　増田純吾
本　社　倉吉市山根645番地2　TEL(0858)27-1611(代)
銀行振込口座　山陰合同銀行倉吉支店　普通No. 2121348
倉吉信用金庫本店　当座No. 0000018

9割協 69,745円

305～306

現金用

305

振込金受取書（兼手数料受取書）

3年3月5日

お振込先	鳥取県 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協 本 店（所）
貯金種目	1:普通 ②当座 4:貯蓄 9:その他
口座番号	600 6270
お受取人 フリガナ	トットリチュウオウノウキョウ
お受取人 おなまえ	鳥取中央農協 様
ご依頼人 フリガナ	フジイ カズヒロ
ご依頼人 おなまえ	藤井 一博 様
〒	－ ☎（0858）26 － 6681
おところ	湯梨浜町 □鹿谷 ヌ77

金額	72,623 円
現金額	
未決済小切手 枚	
貯金振替	
記帳日・指定日	月 日
手数料徴収区分	①即納 2:後納 9:不要
手数料（税込）	330 円

306

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

○振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込金受取書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
○振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

取扱店

処理 3.3.－5 鳥取中央農協 東郷支所

印紙（200円） 組合員または振込金＋手数料5万円未満は非課税

JAバンク

請　求　書

No. 012353

藤井　一博　様

鳥取中央農業協同組合(JA鳥取中央)
代表理事組合長　栗　原　隆　政
〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23－3000

3 年 3 月 11 日

下記の通り請求致します

部課署名　広　報　課　担当者
TEL 0858－23－3012

合計金額 ￥ 2,623－

月	日	品名	数量	単価	金額
		日本農業新聞	1	2623	2,623円
		(3月分)			
		振込先 鳥取県信連　本所 当座　6006270 鳥取中央農業協同組合			
消費税					(税込)

307

ENEOS

納品書(領収書)

2021年03月07日 11:49

売上[redacted] 藤井一博 様
トークン XXXXXXXXXXXX[redacted]
提携カード
車両番号　　　実車番 [redacted]
0018-00
ENEOSハイオク　　P-05
　　　　　　　　　　*
53.00L
　　　155円　　　¥8,215
合計　　　　　¥8,215
(消費税10%対象　¥8,215
内消費税等　　　¥747)
クレジット支払
[redacted]
有効期限：XX/XX NC　ICS
支払方法：一括払い
承認番号：0254460
Tカード番号：XXXXXXXXXXXX[redacted]

5割按分

4,107円

309〜311

309

ASA 領収証

2021年03月分　　No. 10- 25-2447-88

山根４３
倉吉病院受付

藤井　一博 様

2021年3月24日

銘柄	部	金額	本体価格	消費税
朝日新聞*	1	3,093	2,864	229
日本経済新聞*	1	4,000	3,704	296
合計		¥7,093	6,568	525

*は軽減税率対象
お支払いは便利な自動口座振替があります。

毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。

ASA　有限会社　ＫＳネットワーク
〒682-0802
鳥取県倉吉市東巌城町36-4
TEL: 0858-23-3931　　FAX: 0858-23-3935

ASA 領収印 サービスアンカー

310

領収証

2021年03月分　　No. 1- 35-0061-03

倉吉市山根

藤井　一博 様

銘柄	部	金額
日本海新聞　※	1	2,260
合計		¥ 2,260

お知らせ　領収日 3年3月24日

８％対象　2,260
※は軽減税率対象品目

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

(株)エバー

日本海新聞倉吉北専売所
〒682-0018
倉吉市福庭町1丁目288　(株)エバークリーン内)
TEL 26-6564　　TEL 26-1375

(株)エバークリーン

311

2021年 3 月分　領収証　発証No. 00003453-202103-1

藤井　一博 様

銘柄	部数	金額
山陰中央新報※	1	3,300

合計金額
¥3,300
(8%対象　3,300円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

4月5日頃 玄鳥至
(つばめきたる)

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
3 年 3 月24 日 領収

(株)中央新報サービス
中央新報サービス倉吉営業所
倉吉市伊木282-2
0858(26)5269

営業所長之印

取扱者印 牧田

312

新聞購読料　　領　収　証

藤井　一博　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021 年 3 月分　　　　　　　　　　領収日 令和3年3月24日

領収金額	¥1,887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。　　　　(10%対象　　0)
(8%対象　1,887)

販売店　武田　政夫
住　所　倉吉市山根675－4
TEL　0858-26-6110　FAX　0858-26-5741

聖教新聞販売店

お申込No.　31008-41247(357)

313

【様式】

政務活動業務　勤務実績表・領収書

藤井一博議員事務所

3月分	氏　　名	福光　恵利子

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	月	3.0	3.0	17	水	2.0	2.0
2	火			18	木		
3	水	2.0	2.0	19	金		
4	木	1.0	1.0	20	土	春分の日	
5	金			21	日		
6	土			22	月		
7	日			23	火		
8	月			24	水	5.0	5.0
9	火	4.0	4.0	25	木		
10	水			26	金	2.0	2.0
11	木	3.0	3.0	27	土		
12	金	2.0	2.0	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	1.5	1.5	31	水		
16	火			合計		(A) 25.5	(B) 25.5

手当(通勤、期末等) [redacted] 円	
上記のとおり勤務したことを証明します。　議員名　藤井　一博 [redacted]	
金 [redacted] 円(C)	左記金額を領収いたしました。 令和 3年 3月25日 氏名　福光　恵利子 [redacted]

[政務活動費充当計算]

総支給額(C)[[redacted] 円] × (B)／(A) ＝ [redacted] 円

○○○○○ 表面からの続きです

内訳	内訳金額（円）	税区分

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

2021年　2月分

請求先番号	[redacted]
請求額	4，838円
振替日	2021年　3月26日（金）
金融機関名	[redacted]
支店名	
口座種目・番号	********

前月請求金額のお知らせ (Notice for your previous payment)

利用月	2021年　1月分
請求額	4，838円
（内消費税等	439円）
振替日	2021年　2月26日

振替結果は通帳の記載等でご確認下さいますようお願い致します。

5割 按分

2,419円

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。　　お客さまご契約数 1件　発行日 2021年 3月 11日

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳		内訳金額（円）	税区分
[redacted]	手数料　請求書発行手数料		200	10%
		小計	200	
	＊　＊　ご契約期間　5年　8ヶ月　＊　＊			
	基本料　スマホプランL（タイプ1）［　2月　1日～　2月28日］		5,980	10%
	割引　タブレット割引		-1,784	10%
	（通話回数　0回）			
	通信料　データ通信（4G）@0円　37170Pkt		0	10%
	（通信量合計　37170Pkt　［0.01GB］）			
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット		467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット無料特典（467円　×　100%）		-467	10%
	その他　ユニバーサルサービス料		3	10%
		合計	4,399	
		（内課税対象額　10%）	4,399	
		（内課税対象額　計）	4,399	
		消費税等　10%	439	
		消費税等　計	439	
		ご請求金額	4,838	
		（税込金額　計　10%）	4,838	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。※更新月等の各種ご契約内容については My Ymobile の契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

裏面も必ずご確認ください

普通預金

	日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1–11	[redacted]					
12	03-03-26	200	*4,838	SBモバイル	*13,962,636	151
13–23	[redacted]					
24						

※「お支払い金額」欄の「タテ〇ー日付」は証券類(小切手・手形等)の種類とお支払可能日を表わします。

3/6

領　収　証

No. 020571

藤井一博　様

2021 年 3 月 31 日

[redacted]

（内、消費税額 99,100円）

但し 議会レポートvol.5（発送費含）代として

上記の金額正に領収いたしました。

✓	現　金	
	小切手	
	相　殺	
	振　込	
	約　手	/

200円

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬818－1

勝美印刷株式会社鳥取支店

支店長　田中　篤

TEL (0858) 35-4411(代)

FAX (0858) 48-5010

取扱者印

29.10.50

（本証に社印及び取扱者印なきもの並びに金額の訂正したものは無効です。）

9,981 割按分　1,088,028円

請 求 書

藤井一博

2021 年　3 月　30 日

様

[redacted]

勝美印刷株式会社　鳥取支店
支店長 [illegible] 篤
鳥取県東伯郡[illegible]はわい長瀬[illegible]
電話 [illegible]411（代）
Fax [illegible]5010

下記の通りご請求いたします。

合計金額　¥1,090,100 －　（うち消費税　¥99,100－（10%））

	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7301000411 0000035703	議会レポート Vol.5	1,700	部		510,000	
7303000431 0000035704	議会レポート Vol.5 発送業務	1,440	件		481,000	
7303000432 0000035705						
7303000433 0000035706						

お支払は下記銀行へお振込願います。

鳥取銀行羽合支店　（普）　0001472
山陰合同銀行倉吉駅前出張所　（普）　2062526
山陰合同銀行羽合支店　（普）　2018913
倉吉信用金庫羽合支店　（普）　0076294
中国労働金庫倉吉支店　（普）　4199607
鳥取中央農協羽合支所　（普）　1057573

消費税	99,100（10%）	合計額	1,090,100

令和2年度
議会レポート制作費按分計算

１頁		19cm×27.5cm＝522.5cm²
	P1対象外	(18cm×2cm)+(0.5cm×8.95cm)＝40.48cm²
	P1按分率	(522.5cm²-40.48cm²)/522.5cm²＝0.92

全体の按分率　(41+0.92)/42＝99.81%

、新型コロナウイルス感染症の全世界拡
においても感染症を県内に拡大させない
要課題になりました。
県議会をはじめ県民こぞって立ち向かっ
し、我国の現状は未だ収束の予測もたた
種に希望を見いだしたところです。この
年九月に菅内閣が発足し、我国のデジタ
ル化の一層の推進、地方回帰（活力ある地方を創る）に関す
る施策などいくつかの新たな施策が打ち出されました。県政においても、このような流れの中２０３０年に向けてのＳＤＧｓ達成や、Society5.0の一層の推進、地域経済の復活、東京一極から地方回帰に向けた住民受け入れなど新たな潮流に向かって施策を鋭意進めてきたところです。

今回は、令和二年二月・六月・九月・十一月の定例県議会の一般質問について報告します。二月議会では、現在我国はもとより世界的課題となっている「ＳＤＧｓの達成に向けて」の県及び県教育委員会の取組みと県中部地域における「情報通信基盤整備に係る抜本的な対策の推進」及び「観光基盤の整備と振興」を取り上げました。六月議会では、コロナ感染症の全国的拡大を受けて本県における「新型コロナウイルス対応の課題」とあわせて状況下における「今後の県財政の在り方」を取り上げました。

九月議会では、コロナ感染症も収まった後のポストコロナ時代を見据えて「ポストコロナ時代の県政の課題」と次年度に向けての「令和三年度予算編成」についてを、また、コロナ禍のもと深刻な課題である県民と児童生徒のストレス問題の解消に向けて「童謡・唱歌によるふるさと再生について」を、併せて医療分野における「ＩＣＴ活用」について取り上げました。十一月議会においては、菅総理の所信表明を受けて、「新総理の政策課題と今後の県政運営について」として本県と関わりの深い四つのテーマを取り上げました。また、国の政策課題の一つに関して「本県におけるデジタル化」についても取り上げました。

皆様には、これらの質問や提案について忌憚のないご意見やご感想をいただき今後の議会活動の参考にさせていただきたいと思います。

現在の役職

- 中部地区振興議員連盟　副幹事長
- 自由民主党鳥取県支部連合会　青年局　幹事長
- 鳥取県社会福祉施設経営者協議会　副会長
- 認知症グループホーム協会　鳥取県支部　支部長
- 鳥取県日中友好協会　理事長
- 鳥取県カヌー協会　会長
- 鳥取県武術太極拳連盟　会長
- 鳥取県ペタンク連盟　会長

県議会レポート

Kazuhiro Fujii Report

2021
Vol. 5

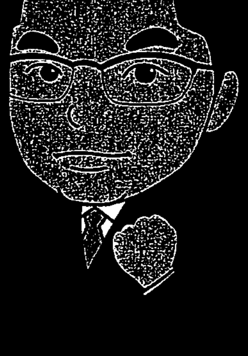

藤 井 一 博

昨年・令和二年は、新型コロナウイルス感染症の全世界拡大の危機の中、県政においても感染症を県内に拡大させないための取組みが最重要課題になりました。

平井知事を先頭に県議会をはじめ県民こぞって立ち向かったところです。しかし、我国の現状は未だ収束の予測もたたず、唯一ワクチン接種に希望を見いだしたところです。このような状況の下、昨年九月に菅内閣が発足し、我国のデジタル化の一層の推進、地方回帰（活力ある地方を創る）に関する施策などいくつかの新たな施策が打ち出されました。県政においても、このような流れの中2030年に向けてのSDGs達成や、Society5.0の一層の推進、地域経済の復活、東京一極から地方回帰に向けた住民受け入れなど新たな潮流に向かって施策を鋭意進めてきたところです。

今回は、令和二年二月・六月・九月・十一月の定例県議会の一般質問について報告します。二月議会では、現在我国はもとより世界的課題となっている「SDGsの達成に向けて」の県及び県教育委員会の取組みと県中部地域における「情報通信基盤整備に係る抜本的な対策の推進」及び「観光基盤の整備と振興」を取り上げました。六月議会では、コロナ感染症の全国的拡大を受けて本県における「新型コロナウイルス対応の課題」とあわせて状況下における「今後の県財政の在り方」を取り上げました。

九月議会では、コロナ感染症も収まった後のポストコロナ時代を見据えて「ポストコロナ時代の県政の課題」と次年度に向けての「令和三年度予算編成」についてを、また、コロナ禍のもと深刻な課題である県民と児童生徒のストレス問題の解消に向けて「童謡・唱歌によるふるさと再生について」を、併せて医療分野における「ICT活用」について取り上げました。十一月議会においては、菅総理の所信表明を受けて、「新総理の政策課題と今後の県政運営について」として本県と関わりの深い四つのテーマを取り上げました。また、国の政策課題の一つに関して「本県におけるデジタル化」についても取り上げました。

皆様には、これらの質問や提案について忌憚のないご意見やご感想をいただき今後の議会活動の参考にさせていただきたいと思います。

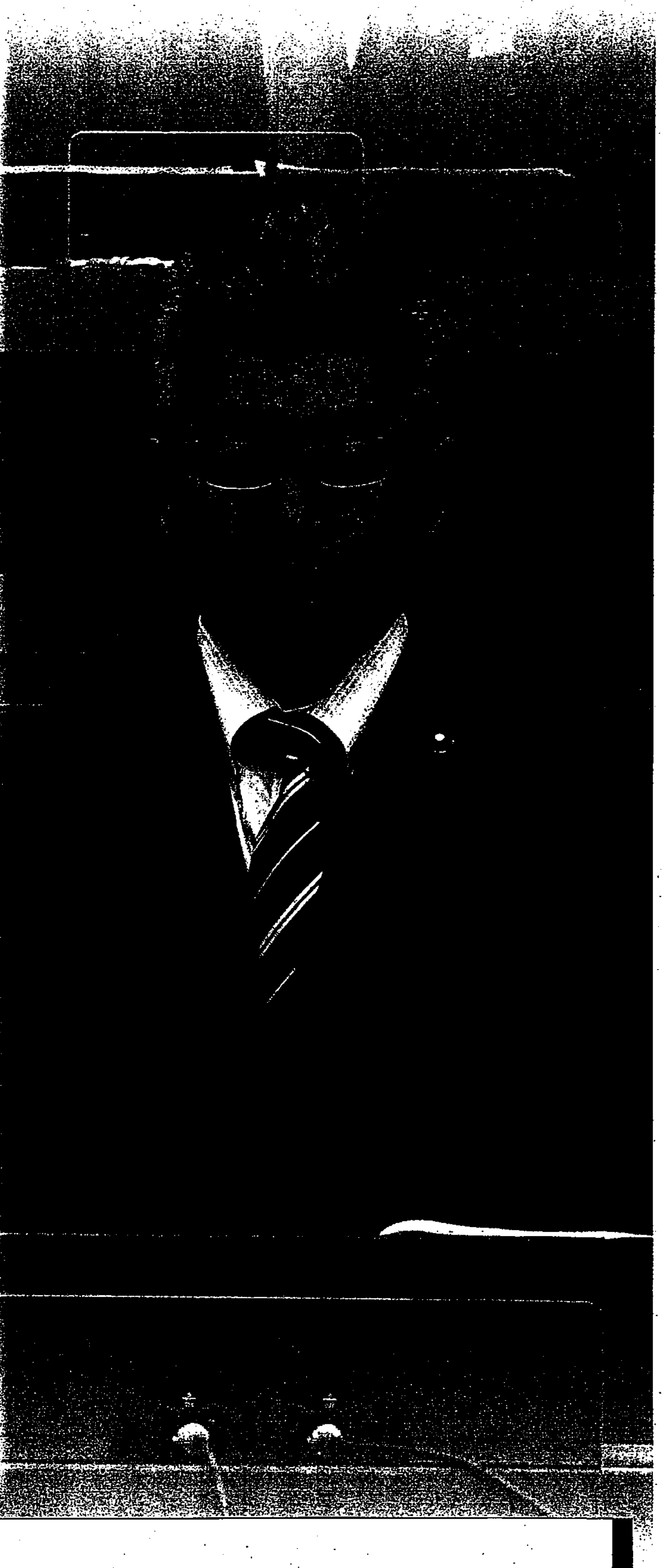

現在の役職

- 中部地区振興議員連盟　副幹事長
- 自由民主党鳥取県支部連合会　青年局　幹事長
- 鳥取県社会福祉施設経営者協議会　副会長
- 認知症グループホーム協会　鳥取県支部　支部長
- 鳥取県日中友好協会　理事長
- 鳥取県カヌー協会　会長
- 鳥取県武術太極拳連盟　会長
- 鳥取県ペタンク連盟　会長

令和2年2月・6月・9月・11月定例会より

▶県政におけるSDGsの取り組みについて

令和2年2月議会・3月11日質問

「質問（藤井）」　これまで時代に即応した課題として、この議会でも幾度か取り上げられてきたが、最近、SDGs（※エスディージーズ）に関して幾つかの新たな動きが見られるので、それらを踏まえて取り上げていきたい。

さきの（令和二年）一月三〇日、知事は、定例記者会見の中でSDGsに触れられた際、SDGsを県政においての一つの調整すべき課題、目指すべきターゲットとしたいと表明された。県政における持続可能性の考え方は、国連のSDGs採択に刺激されて急に取り上げられたわけではなく、既に平成二〇年一二月に策定された鳥取県の将来ビジョン「みんなで創ろう『活力 あんしん 鳥取県』」においても、趣旨を同じくした項目が取り上げられており、以後、今日まで県政上の重要課題として取り組み、実績を積み重ねてこられた。

このSDGsは、二〇一五年九月、国連で採択された持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダの中で、持続可能な開発目標として掲げられているもので、一七の目標、一六九のターゲット、二三二の指標で構成されている。その内容は、二〇三〇アジェンダの精神と宣言を受けたもので、経済、社会、環境づくりの三側面を持ち、地球規模で持続可能な世界を実現するために取り組んでいく国際社会の普遍的な目標である。

我が国においても、この二〇三〇アジェンダを実現し、SDGsの目標達成を総合的、効果的に推進するために、政府が中心となって政策を進めてきたところである。まず、平成二八年五月には、このアジェンダの国連採択を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年一二月には、SDGsを国家戦略として実施するために、SDGs実施指針を決定し、公表した。また、平成二九年一二月には、我が国の方向性や主要な取り組みを盛り込んだSDGsアクションプラン二〇一八を策定し、その後、拡大版も含め定期的に策定され、現在では、昨年一二月に、SDGsアクションプラン二〇二〇～二〇三〇年の目標達成に向けた「行動の一〇年」の始まり～が策定、公表されている。このプランの三本柱のⅡでは、県の地方創生施策に強くかかわるSDGsを原動力とした地方創生、強靭かつ環境に優しい魅力的なまちづくりが示されている。

一方、地方創生施策においても、昨年一二月に策定された「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策の方向性の中で、横断的目標として地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりが示されて、ここで持続可能なまちづくりや地域活性化に向けての取り組みの推進もSDGs理念に沿って進めることとし、地方創生の原動力として推進することとされた。

このような潮流の中、知事の記者会見や公表された令和二年度に向けた主な組織案の中において、県政におけるSDGs達成とソサエティー5・0を実現するための推進体制を整備することとし、令和新時代創造本部に政策戦略監と二課を、そして生活環境部に一課を設置し、また、鳥取県版ソサエティー5・0推進のために総務部情報政策課内に次世代戦略室を設置することとされた。私も、このようなSDGs施策への取り組みに対して、県政の新しい時代が開かれ、活力ある地方創生が進められるものと大変期待しているところである。しかし、ここに幾つかの疑問点について確認をしておきたい。

まず、SDGs達成とソサエティー5・0推進という二つの重要施策を担当する組織についてである。

県においては、令和二年度の組織案では二つに分けられているが、国の第二期創生総合戦略やアクションプラン二〇二〇の柱の一つ、SDGsと連動するソサエティー5・0の推進に見られるように、両者の連携が施策を効果的に展開していくための鍵になると思うが、二つの組織間での連携をどのように図られていくのか、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」　SDGsの推進について組織間の連携をどういうふうにとって、県庁として進めていくのか、その点について尋ねられた。

これについてはSDGsについて、今議会でもたびたび取り上げられているが、一七のゴール、また、一六九のターゲットを目指して、持続可能な発展というものを世界中でつくっていこうという運動に、私たちも参画をしてまいりたいと思っている。

藤井議員も話をされたが、鳥取県政、実はこのSDGsと同じようなことをこれまで一〇年余りやってきているところであって、中山間地の問題であるとか少子高齢化の課題であるとか、そういうものをはね返していく。さらに環境イニシアチブなど、環境先進県ということで、再生可能エネルギーなどの活用も取り込んでいく。また、人間が暮らしやすい、そういう幸せの形をつくるために、子育てであるとか障害者施策であるとか、こうしたところに力を入れてきた。これらはいずれも一七のゴールの目指すところであって、そういう意味ではSDGsを先取りしていたのかもしれない。ただ、この議会においても、今年度一年間、たびたびSDGsが取り上げられ、これを県政としても中心課題に据えるべきではないかという意見が相次いだので、新年度はこのSDGsを県政の推進の一つのエンジンとして我々も取り上げていきたいと思っているところであり、世界中でやっているSDGsの検証のやり方、これを本県としても導入をしていくことで、県政運営をさらに展開、早めていきたいと、こういう趣旨である。そういう意味で、県庁の各部局の今までやってきた政策と、実はSDGsは重なっているところであって、今までもそれぞれの部局でやっていたものである。

併せて、ソサエティー5・0が目指すものは何か。それは技術革新、イノベーションにより、これも従来なかった社会システムをつくっていこうというものである。それはスマート農業であり、交通のシステムを変えていくということに結実していくかもしれない。いろいろなアウトプット、成果が得られるのだろうと思っている。このソサエティー5・0が目指している、そういう姿というのはSDGsあるいは地方創生等とオーバーラップしていて、これも実は各部局にまたがっていることである。

新年度の組織について話があったが、新時代、SDGsを推進する課を令和新時代の創造本部の中に設置をしようというもので、これと併せて生活環境部のほうにまた環境推進のための課を設けてみたり、また併せてソサエティー5・0についても、総務部の情報のほうに次世代を考える、そういう部局をつくり、あるいはそうしたことに対応した各種施策を各部局でやる。これは一見ばらばらに見えるのであるが、実は政策戦略監というのをこのたび設けようとしている。ここで、こういうSDGsとかソサエティー5・0とか、そういう各部局にまたがる戦略的な政策の推進を図っていこうと。いわば、そういうピンを刺すような、扇のかなめのようなところを今つくろうとしているところである。

このもとにSDGsの関係も、それからソサエティー5・0の関係も、それぞれ部局には分かれているけれども、推進本部としてはこの政策戦略監を事務局としてつくっていきたいと考えている。そういう意味では多分、議員の問題意識と一致するのだと思うが、これらは不即不離のものであり、お互いに補い合って進化していくものだと思っている。その辺は、一つの部局で束ねることで実を上げていきたいというふうに考えている。

また併せて、これは県庁だけでやってはいけないということを肝に銘じていきたいと思っている。そのためにも、SDGsであればパートナーの会議をつくる。皆さんと一緒に進めていこうという、そういう組織をつくり、それで若い方々も含めて、このSDGsの分野で活躍をしていただく、そういう方々と一緒にターゲットの実現を目指していく、これの展開をできればというふうに思っており、単なる県庁の推進本部だけではなく、そういうパートナーの会議をつくっていこうと思っている。

また、ソサエティー5・0も、これも県庁の中に正直その技術革新を起こせるだけの人材がいるわけではない。いろんな企業だとか、あるいは農業者あるいは産業界、そういうところでそれぞれにこれをやるべきだというようなこと、あるいはこんな技術があるということをマッチングしていかなければならないので、これも民間のほうにウイングを広げた、そういう組織がベースにならなければならないと考えている。

いずれもそれは特徴ある進め方になると思うが、この二つを一つのかなめで束ねて進めていきたいと思っている。

▼中部地域の課題について

令和2年2月議会・3月11日質問

「質問（藤井）」現在、県中部では、広域連合で昨年四月に「中部はひとつ！広域連携推進計画」を策定し、八月には改定して現状の課題を分析し、今後の方向を定め、各施策を推進されている。

一、情報通信基盤の整備に係る抜本的な対策の推進について

今日、県政の上で重要な位置を占めるソサエティー5.0の実現に向けて、本年三月、商用サービス開始が予定されている5G、第五世代移動通信システムの利活用は大変重要なことである。5Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続という特性を有しているので、市部はもとより条件の不利な中山間地にとっても、医療、教育、農業、働き方改革、交通など、多くの分野での活用が可能であり、基幹インフラとして期待されている。そのためには、情報基盤の早急な整備が重要であるが、中山間地などの不採算地域については民間電気通信事業者による設備が遅れるか、あるいはなされていない状況が見受けられる。国においては、民間の事業者から申請のあった5G特定基地局の開設計画の認定に当たり、地方への配慮として、全国への展開可能性の確保、地方での早期サービスの開始などについてを評価指標とし、周波数が割り当てられたところである。しかし、最終的には特定基地局の整備位置は通信事業者の判断に委ねられるため、中山間地などへの設置については、県が中心となって、国や事業者に働きかけることが必要ではないかと思うが、知事の考えを伺う。

二、中部の観光基盤の整備と振興について

中部地域における観光産業については、平成二八年一〇月に発生した鳥取県中部地震により、旅館等へのキャンセルや風評被害によって多大の影響を受けたところであるが、県を初め、関係者の尽力により、ようやく昨年あたりからインバウンドを中心として観光客が増える傾向になり、中部観光機構など、観光業者や地元自治体も一息をついたところであった。しかし、日韓関係悪化の影響で韓国などの訪日観光客は減少し、併せて航空便や船舶の運行停止などにより、再び中部地域の観光は停滞することになった。また、先ほどから議論があった新型コロナウイルスの影響により、これは全国的な問題ではあるが、非常に大きなダメージを受けている状況がある。

県と市町では、旅行業者や関係団体などと連携して広く東南アジアや台湾から観光客を誘致し、地域の観光資源や農林水産物を活用して活気を取り戻そうと努力をしているところである。県全体の観光を考えるときに、東部の砂丘を中心とした観光と西部の大山や水木ロードによる観光を結びつける意味でも、中部観光の振興が重要になってくると考える。

代表的な観光資源、三徳山については、平成二七年の六月議会、三〇年六月議会の二回、質問をしたが、やはり中部観光の重要な資源として、また、その後の三徳山を取り巻く状況も、昨年三月に発行された「大山と三徳―その信仰と行事―」に見られるように研究も年々進化しており、また、大山開山一三〇〇年祭の開催等により、我が国はもとより外国においても注目されたことなど、変化が見られているので、再度取り上げた。

まず、世界遺産登録についてである。

三徳山は、平成二七年四月に日本遺産として認定をされたが、世界遺産登録に向けた取り組みでは、資産としての評価は高いと認められたものの、カテゴリーIIに該当し、主題の再整理、構成資産の組みかえ、比較研究などが必要とされた。地元の三朝町でも引き続き基礎研究を進められているところである。我が国古来の山岳信仰が注目を集めている機を捉え、世界遺産登録を目指す取り組みに対して、県としても一層の支援をしてはと思うが、知事の考えを伺う。

三、三徳山と関連して三朝温泉について

岡山大学と日本原子力研究開発機構が連携して、ラドン温泉の効果について研究が進められており、ラドンが体内に及ぼす影響や健康に対する効果等が報告をされている。ラドン温泉を標榜する温泉地は、北海道の十勝温泉を初め、全国に幾つかあるが、三朝温泉のラドン含有量が世界有数だと言われている。平成二八年一月に県と岡山大学、三朝町の三者で連携協力に関する協定を締結し、昨年の一〇月には三者でラドン温泉の効果と活用方法について共有されたと聞いている。高齢化に伴い、旅行の目的においても健康志向が高まりつつある。県においては、中部地域、地元・三朝町と連携して全国的に宣伝を進められたらと思うが、知事の考えを伺う。

四、道路網の整備について

観光振興のためには、道路網や観光コースの整備が必要である。

道路では山陰道北条道路、北条湯原道路、国道一七九号はわいバイパス、県道倉吉青谷線など、整備や改修が待たれており、これについて、国も県も鋭意進められているが、観光資源が域内では点在しているので、観光地や旅館をつなぐ交通の利便性の向上と観光ルートの設定が必要となる。公共交通機関等の運行計画等、旅行客への便宜を図り、逗留できるような環境を整えていくことも必要と考えている。

以上、三朝温泉の振興や交通の利便性の向上等、中部地域の観光振興に対する知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」

一、「5Gについて」

中山間地等への基地局設置を国や事業者に働きかけることが大切ではないかという質問であった。

実は去年の七月にこういう基地局の商用の免許が総務省のほうで出されるということになったが、これが大都市に偏るのではないかというふうに危惧をして、全国知事会でも話し合った。それで全国知事会としては、地方でのそういう5Gの利用の設定を基地局も含めてやるべきだと、こういうような声を上げたところである。それで、国のほうでは「ローカル5G」という考え方を打ち出すようになってきて、この当初予算の中でもその「ローカル5G」関連の助成制度が政府のほうで設けられている。これを活用しながら、そういう大手のキャリアのほうでもローカル5Gというのを考えていくことになったり、地域における複合的な取り組みを応援するということになった。

私も実はそうした大手の通信会社の方と話す機会もあるが、例えば今三月中にソフトバンクが5Gの最初のサービスを始めるというふうにおっしゃられ始めていて、これから多分、各社が競争して打ち出してくるのだろうと思っている。最初、確かに大都市のほうとかが出てくる様相を呈しているが、聞こえてくるところでは、鳥取県内でも新年度そうした5Gの利用可能なエリアというものが何らか出てくるのではないかと、そういう感触を、そういうキャリアの会社から聞こえてきているところである。全部うまくそういう形で進むかというと、多分、地方の場合は限定的な、実験的な供用になるのではないかというふうに思われる。

そこで、そういう大手のベースではない5Gというのも大事ではないかと思っている。例えば地域のケーブルテレビのようなこの技術に近接した技術を持っている、そういう事業者とパートナーを組むことで、ローカル5Gとして実証実験的な事業というものを始められないだろうか、これも新年度の事業予算の中に入れている。いずれにしても、何年かキャッチアップにはかかるかもしれないけれども、ただ、そういうような形で私どももみずから地域で提案をしたり、そうした5G事業を始めたりということを片方でやり、片方でそういう通信会社のほうへの働きかけや政府のほうへの働きかけを進めてまいりたいと思っている。

二、「三徳山の関係について」

これについては、世界遺産登録を目指して長く運動が続けられているところである。現在は一時期とは違い、年に一カ所だけ日本政府がユネスコのほうに申請をするという形になり、これが世界遺産の暫定一覧表に書かれている中から一つという形である。今、暫定一覧表に出ているのは七つあって、鎌倉とか、それから奄美群島とか、そうしたところで、これらが片づいていかないと次に行かない。その次のカテゴリーが暫定一覧の候補のところで、これのカテゴリーIとIIがあり、まずはカテゴリーIが多分さばかれていくのであろうが、私どもは実はカテゴリーIIのほうに分類をされているわけである。したがって、今の状況ではまだまだ研究が必要だとか、すぐにエントリーはできないということであり、これが現実である。

そこで、我々としては一つは実を上げる必要があるだろうと、この思いの中で日本遺産を一つは目指した。この日本遺産は、最初の登録のときに、世界遺産とは違い、首尾よくこの三徳山や三朝温泉が六根清浄の地として選ばれたところである。これも、これまでの研究の成果が生かされてきたところであった。また、さまざまな研究の中の成果というのが引き継がれて、国立公園も大山隠岐国立公園が三徳山エリアまで広げられるということになった。であるから、ここ数年で今まで運動を展開してきたことが一つ形になってあらわれてきているところであって、地元としても、とりあえず、この日本遺産の成果などを生かしてPR、観光宣伝などをしようというふうに動いている。この暫定一覧の中で上にレベルアップしていく、それ

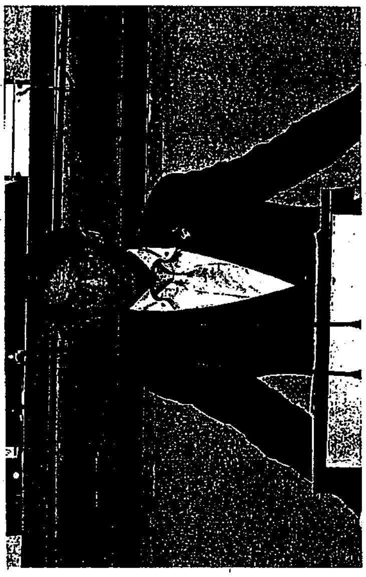

で候補から暫定一覧に載せていくためにも、研究をやらなければいけないということもあって、地道な研究を進めている。

例えば近年、三徳山の投入堂があるが、尾根の向こう側、反対側のほう、神倉地区のほうの研究も進めており、神倉、後山遺跡というのがあって、この調査を進めていくと、そこには「氷室」とか、それから「磐座」とか、遺構が出てきている。もう恐らくそうしたものをいずれ取りまとめできるということになるのではないかと思っているが、これはどういうことかというと、そこにやはり修験の道場があったということになる。

であるから、我々は、固定観念として投入堂があって、あそこが修験道のいわばルートであるというふうに思いがちなのであるが、実はあの三徳山の周辺を含めた一つのゾーンとして、そういう山岳仏教というものが長く続けられてきた。それが最近は確認されるようになってきたところである。恐らくもうあの遺跡のエリアにも今後かかわってくるような、そういう研究成果が今得られつつあるのではないかと関係者は期待をしている。

こうしたことなどは、なかなか町の教育委員会だけではできないところであって、本県のほうの文化財局、こちらでも全面的にはバックアップをして、調査研究を進めているという状況である。

三、「三朝温泉について」

岡山大学、三朝町との連携協力、県も含めて、こういうものを生かしながら、健康のための温泉利用ということで全国に宣伝する必要があるのではないかと、こういう提案であった。

これは、昭和一四年に岡山医大の三朝温泉診療所が開設をされ、それから長く、いろいろと名前や組織が変わってきたけれども、平成二七年にこれが閉院するまでずっと続いてきたところであり、この間、全国でもユニークなのであるが、温泉の医学的効用について研究が進められてきた。実際、その三朝温泉病院のほうでも、これは岡大との連携の中で、例えばぜんそくであるとか、そうした呼吸器系の疾患などに対する効果などが検証されつつあったということで、だから完全に終わったわけではなくて、まだこういうことも地道にやっていかなければいけないのではないかというような段階ではあったが、岡山大学のいろいろな事情があり、三者協定を結んでこれからも協力していきましょうという確認の中で、今、医師会立の病院のほうに引き継がれ、隣の岡山大学の研究所のほうと連携をしながら、対応をとろうということになってきた。

今でも鉱泥湿布を三朝温泉病院のほうでされている。こういうのも、いろいろと効果もあるというふうに言われている。また、最近はプランナールみささのほうで熱気浴ということを始めて、これが結構リピーターもあって、その効果についてのファンも出てきているところかと思っている。また、四月になると「すーはー温泉」といわれている、これはもともと温泉の中湯とか、あの辺のところにあったが、地震で壊れてしまった。いわば温泉版サウナみたいなものであるけれども、これをまたやり直して、NPOのほうに委託をし、連休前にデビューをするということになった。

こういうような素材もいろいろと出てきたので、議員も提言のように、今まで医療的にも研究されてきたような、貴重な温泉であって、その効用もあるところで、そういう「すーはー温泉」なども含めて特徴ある温泉体験ができるということをまた売りに出していければと思っている。

現実にも、地元の温泉街のほうでもこれまで湯治旅行・湯治をする旅行ということを標榜してやってきたので、実際そういうタイプの客もあった。去年はシンポジウムを全国団体と連携してやり、温泉と健康のシンポジウムを三朝の役場のところで開催をした。全国からもお見えになったが、これからも県もコミットをさせていただきながら、岡山大学での研究も必要に応じて支援を惜しまずに町と一緒にやっていったりして、こういう温泉のアピールを続けてまいりたいと思っている。

四、「道路網整備等」

道路整備の改修であるとか、あるいは交通の利便性等について、ぜひとも進めていくべきではないだろうかと、こういう質問であった。

これも年々事業を進めてきて、今では北条湯原道路も倉吉西のところまでつながってきて、北条バイパスも大分形が見えてきた。一部インターチェンジができ上がってきたり、それからいろいろとジャンクション等も進み、大体何となくわかるようになり始めている感じである。ぜひ進捗を図るように国に働きかけたり、県の持ち分も展開してまいりたいと思っている。これについては、例えば倉吉青谷線という県道、松崎の工区のところでは、新年度完成予定となっており、はわいバイパス、これも事業化をして、それで北条湯原、北条道路が山陰道としてできるまでには完成をさせていくと。同じようなことは、そのほかのインターチェンジのところでも進めていく。これによって、大動脈とそれと結んだネットワークが中部圏域で、これから令和八年度ぐらいまでの間に山陰道開通を目指して進められていくことになる。ぜひ全力を挙げて進めていきたい

というふうに思っている。

また、バス交通なども重要であり、先般、青山剛昌ふるさと館のほうに路線バスが入ってくる、そうした路線の編成をしたり、また、小田橋のところの路線とか、それから西倉線のところとか、学校やあるいは通勤にも利便性が高くなるような、そういうバスの再編を実施した。現実どうかというと、観光利用のある北条のほうの由良のところなどはお客さんが確かについているようである。であるから、そういう効果もあったのかなというふうに思われるが、なかなか周遊バスは難しいところがあって、過去、DMOでも取り組んでも結局、採算ベースで今思うように進んでいない。ただ、駅から「観タクン」のような、タクシー利用というような手段も今チャレンジをしているところであって、このようなことで二次交通をぜひ前に進めていければというふうに考えている。

例えば空港から青山剛昌ふるさと館に至るバス路線、空港バスについては、お客様も定着しつつある。ただ、かわりに前は空港から三朝に行っていたバス路線、そちらは余り正直お客さんが乗られずに、むしろ今由良のほうに行く路線のほうになってきているというような状況である。これからも地域でよく協議もしながら、交通の利便性を積極的に進めてまいりたいと思う。

「質問（藤井）」

〈教育におけるSDGsの推進について〉

教育の世界では、既にSDGsの目標に向かって、ICTの活用教育、プログラミング教育など、新学習指導要領に見られるように新しい取り組みが進められている。また、具体的なものとして今年度、県立岩美高等学校が楽天株式会社のRakuten IT School NEXTに参加され、二〇三〇年の「サステナブル（持続可能）な漁業」というテーマで昨年八月にはワークショップを行い、楽天株式会社社員の方と地域の方とともに課題解決策等を考え、一二月には東京都内で開催された「Rakuten IT School NEXT成果発表会」にも参加をされた。

また、我が国の教育界を初めオールジャパンで、持続可能な開発目標達成に向けた取り組みを推進するために、すぐれた取り組みを行っている団体等をSDGs推進本部で選定し、表彰する制度、ジャパンSDGsアワードが今までに三回開催されており、この被表彰団体には、北海道下川町や大阪府のような自治体のほか、江東区立八名川小学校、山陽女子中学校・高等学校地歴部、徳島県上板町立高志小学校のように、学校関係も多く見られる。いずれも、SDGs実施指針において示されている五つの原則、普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性と説明責任についてすぐれているとして表彰をされたものである。

まず、県内の小・中・高等学校がこのようなアワードに参加することについての県教育委員会の考えと、推奨についての取り組みはどのようになっているのか、教育長に伺う。

文部科学省においては、平成三〇年四月に持続可能な開発目標達成のための「科学技術イノベーション、サイエンス・テクノロジー・アンド・イノベーション」の頭文字をとったSTI for SDGsの推進に関する基本方針を決定している。この中で「STI for SDGs文部科学省施策パッケージ」を策定し、SDGs実施指針を踏まえながら、施策の着実な推進を図ることとし、学校教育の場面においてSTI for SDGsについての学習の機会が図られるよう、教育関係施策との連携を促進するとされている。このほか、日本ユネスコ国内委員会ではSDGs推進特別分科会を設置し、取り組みについて審議を重ねている。昨年六月に開催された新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会においても、ソサエティー5・0やSDGsと言われる国際的に新しい社会動向や開発目標に向かって協働していく中で、初等中等には何を求められているのか、不透明な未来をどのように切り開いていくのかなどの発言が委員の中からも出されていた。

このような流れの中で、SDGsの目標達成に向けて、学校教育、社会教育等、総合的にどのように進められるのか、教育長の考えを伺う。

昨年、二〇一九年度から二〇二三年度までを計画年度とした鳥取県教育振興基本計画が策定された。また、各年度には当該計画に基づくアクションプランが策定されることとなっており、それにより具体の取り組みが進められているが、内容的には大部分がSDGsと重なっている。策定の過程でSDGsの取り組みについてどのような議論や発言があったのか、そして策定に当たってどのように扱われたのか、教育長に伺う。

「答弁（山本教育長）」 初めに、SDGsの取り組みについて、ジャパンSDGsアワードの教育委員会の考えと推奨についての取り組みについて質問された。

ジャパンSDGsアワードについては、これは公募ということで、特に県のほうで取りまとめを行っているという状況ではないが、この持続可能でよりよい世界を目指す国際目標に向けて、本県においても子供たちにSDGsの理念等に関心を持ってもらって、学びを進める意味でもこうしたアワードの応募につながるような取り組みを学校のほうでも行っていくようなことは一つのアイデアかなとい

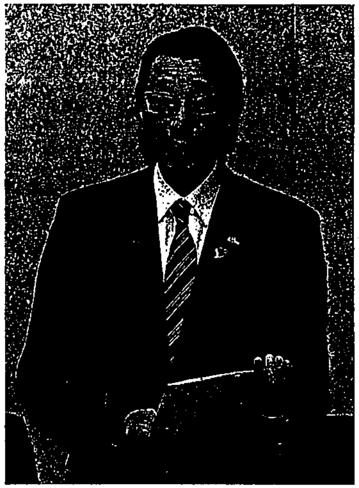

うふうに思っている。

本県においても、この「SDGsアワード」ということではないが、SDGsにつながるさまざまな取り組みというのは各学校で行っているところであって、例えば三朝中学校においては、SDGsの一七の目標のうちからグループで一つずつこのテーマを選択して、そのテーマを通じてイメージされたもの、あるいはこと、思いなどを映像を使って表現するという取り組みを行っておられる。本年度は、この取り組みについて、「にいはまSDGsアート・フェスティバル」の映像部門に応募されて優秀賞であったり、特別賞を受賞されるというようなこともあった。

また、高等学校においても、紹介のあった岩美高校の取り組みなどのほか、既に多くの県立学校で探究学習というものを進めており、そうした学習の成果を例えば鳥取西高校では気候変動に関する学生会議、国連主催のこうした学生会議に参加するために取り組んできた様子をこれも映像にまとめて第一回のSDGsクリエーティブアワードというものに応募をしたり、そしてまた本年度は、これは観光甲子園と言われている全国高等学校グローバル観光コンテストの海外部門に持続可能な観光ということをコンセプトとして発表して、見事グランプリを受賞するといったことも出てきているところである。

こうした全国規模の大会、コンクール等でこの探究学習の成果を表現するなどの取り組みは積極に行ってきているところで、今後も議員から紹介のあったジャパンSDGsアワードへの応募なども含めて、このSDGsにつながる生徒たちの活動の成果が表現できるような場への参加を勧めていくということなど、持続可能な社会のつくり手を育成してまいりたいと考えている。

次に、SDGsの目標達成に向けて、学校教育、社会教育等でどう進めていっているのか、あるいは県の教育振興基本計画等での議論であったり、あるいはアクションプランの策定に関して議論、そしてまた、どういうふうにSDGsを扱ったのかといったことについて質問があった。

このSDGsは、教育における取り組み全般が「誰ひとり取り残さない」、持続可能な社会実現のためのSDGsの理念につながるものではないかなというふうには思っている。そうした意味で県の教育振興基本計画については、この基本理念を定めているが、こうした中には、SDGsの理念というものは、もともと入っているのではないかなというふうに考えており、また、SDGsの一七のゴールにつながる学びについては、先ほど文部科学省のビジョンなども言われているけれども、既に新しい学習指導要領の中にしっかりと盛り込まれており、こうしたところから特にSDGsという文言は記載していないが、その理念に沿った内容は盛り込んでいるものというふうに考えている。

策定に当たっては、これもSDGsという文言に関して、特にそこに特化して議論をしたわけではないが、例えばグローバル化であったり、あるいは情報技術革新、そうした急激に変革する社会の中で自然環境あるいは歴史、文化、産業など、本県の豊かで特色ある地域資源を基盤として持続可能な地域社会を支え、未来を創造することができる人材育成ということが一つのキーワードとなっており、そうしたことに向けての施策等について活発に議論がなされ、計画の中に盛り込んでいるところである。

また、この計画に基づいて単年度ごとにアクションプランというものをつくっているが、これは実際は予算で成立した事業を書き上げていくというものが、このアクションプランの中身になっており、関連事業等について記載をしているが、その中でSDGsという言葉、特にこれも記載はないが、例えば人権教育の事業であったり、環境教育に関する事業であったり、プログラミング教育の事業であったり、あるいはふるさとキャリア教育の事業、子供の貧困対策など、SDGsにつながるような取り組みというものは実際に事業として行っているところである。SDGsの目標達成に向けては引き続き取り組んでまいりたいと思っているし、今後、策定するアクションプランについては、このSDGsという言葉そのもの、あるいは理念にも少しこだわった記載も検討してみたいと考えている。

「質問（藤井）」 SDGsの取り組みについて、まず、追及で幾つか質問したい。

SDGsについては、国際的課題であり、我が国の目指すべき大きな課題でもあるが、県などの行政のみならず、中学校、高等学校などの教育の現場はもとより、全ての県民の皆様に浸透し、理解をいただき、参画していただくことが重要であると思っている。県民の皆さんに対する関連施策の広報であったり、啓発活動などについては、新しい組織のもとに推進をしていかれるものと推測するが、このSDGsの国際的、国内的意義と県政の中の重要な部分に関連していることに鑑みて、県民の皆様とともに協働して推進していくために、県内数カ所で、とっとり県民活動活性化センターや鳥取大学等、学術研究機関などを交えたフォーラムなどを開催してはと考えるが、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」 今提案いただいたので、ぜひそうした形で、スタートアップを図る意味でも、各地でそうしたシンポジウムだとかフォーラムを企画するということを検討させていただきたいと思っている。県内でもいろんな団体がこのSDGsにかかわってくださっており、鳥取大学の例もあったが、学生の中にも例えば砂丘の清掃をやるとか、それから湖山あたりでの子供たちに対するエコ教育にかかわるとか、そうしたいろいろな取り組みをされている学生グループもあれば、環境大学のようにSDGs自体を大学の方針として採択をして、そのアジェンダを設定してやっているところもあり、また、商工団体が最近、非常に熱心であって、商工団体あるいは労働団体もそのようである。そうしたところとパートナーを組んで、一緒にみんなで盛り上げるようなフォーラムを開き、それをモチベーションとしてスタートをするというのは、非常に有効なのではないかなというふうに思っている。

ぜひちょっと関係者と、新年度予算が成立をした後、話し合いをして、発言のようなフォーラムについて検討したいと考えている。

「質問（藤井）」 やはり誰ひとり取り残さないという理念がある限りは個人個人、県民一人一人が、県がどういう理念でそういったSDGsに取り組んでいくかということを知ることが大事だと思うので、ぜひともよろしくお願いしたい。

教育長について、SDGsに関しての追及の質問をさせていただく。

先ほどあったけれども、昨年一二月には、政府のSDGs推進本部から、アクションプラン二〇二〇～二〇三〇年の目標達成に向けた「行動の一〇年」の始まり～としてのSDGs実施指針の改訂版が示された。教育基本計画の中には、そういったSDGsの取り組みというのは、もう概念的にはあるのだというふうには先ほど話があったけれども、これらを受けて、現行の鳥取県教育振興基本計画の見直しというのをされてはどうかと思うが、教育長の所見を伺う。

「答弁（山本教育長）」 教育振興基本計画も昨年度から五年間ということで始めたところであるが、SDGsに限らず、情勢の変化があったら柔軟に見直すのだということにいたしている。来年度、県庁を挙げてこのSDGsに取り組むということもあるので、計画なども点検をしながら必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えているところである。

「質問（藤井）」 情報通信技術の基盤整備についての追及をしたい。

従来から自治体が整備してきた情報通信網は、大幅な更新時期を迎えている。従来のケーブルテレビやインターネットで使われていた光同軸ハイブリッド、これは基幹ネットワークに光ファイバーを使用して、家庭に引き込むときに同軸ケーブルを使用するという方式であるが、FTTHというファイバー・ツー・ザ・ホームの略であるが、基地局や設備センターから光ケーブルでじかに家庭まで引き込むシステムに移行してきている。FTTHは安定した高速通信が可能であって、システムの強靱化が言われているが、経費が高いのが難点となっている。ついては、このような新規通信設備については、補助対象経費の拡充や数年度に及ぶ事業計画の承認、自治体の整備してきた情報通信基盤の民間事業者への移譲が進めやすい環境整備等が必要になると考えるが、今後の整備等促進についてどのように考えるのか、知事に伺う。

「答弁（平井知事）」 5Gを実現するということも含めて、いわゆる地域での高速通信網を整備していかなければならない。本県でも、これまでそうしたことで面的に各市町村と連帯をして、整備を進めてきたところであって、ラストワンマイルなどを整えてきたところでもある。しかし、今どんどんと高度化しておって、5Gの世代も目指さなければならない。そこで一ギガビットから一〇ギガビットまでのその辺のバンドをこなすものとして、県のほうでもこれは補助制度の創設をし、応援をしていくということを始めたところである。本来はやはり国のほうにいろいろと求めておって、施設の更新なども含めて、こうした通信基盤の整備ということは求めているところであるが、国のほうの事業は事業としてある程度はあるけれども、県のほうでも市町村とタイアップをしてということを考えている。現在、新年度に向けて予算のお

願いをしているが、三朝町など二つぐらいは今、手が挙がりそうなところが見えてきており、そうした地域と一緒になって、通信基盤の整備を県としても応援をしたいと思っている。

▼新型コロナウイルス対応の課題

令和2年6月議会・6月18日質問

「質問（藤井）」　今日、六月一八日は海外移住の日であります。今を遡ること一一二年前の一九〇八年の今日、一五八家族、七八一人の日本人移民を乗せた笠戸丸が初めてブラジルのサントス港に着いた日であります。鳥取県からも多くの方が移住されて、いろいろな艱難辛苦を乗り越えて、今、ブラジル社会でしっかりと活躍をされているところであります。私たちの身近な歴史を記念する日でもありますので、銘記すべき日だと思っております。

　質問に入りたいと思いますけれども、くしくも、そのブラジルで世界第二位となるような大きな感染者数を出している、人類共通に対処すべき相手である新型コロナウイルスについて、大きく二点について質問をしたいと思います。

〈初動体制について〉

　今回のような新型コロナウイルスの感染拡大に限らず、防災対策の基本は初動体制にある。新型コロナウイルス感染症については、昨年大みそかにも報道関係で取り上げられたようであるが、正式に情報に接したのは今年の一月六日、厚生労働省結核感染症課から日本医師会及び各都道府県等衛生主管部に対して発出された事務連絡、「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」であった。これは、昨年一二月、武漢市衛生健康委員会から発表された情報を受けての連絡で、この武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、院内での対策が徹底されるようにとの内容であった。併せて、感染症発生動向調査における「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス」に基づき、国立感染症研究所で検査が可能であるということであった。その後、一月一〇日、同一七日に改訂版が公表されたが、国立感染症研究所などから次々と感染情報が入ってきた。この頃から、WHOも関心を持って情報収集と注意喚起を呼びかけるようになった。

　国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは一月一六日で、当時の報道によると、神奈川県在住で武漢市へ渡航歴のある三〇代の男性であった。これを受けて、厚労省では、日本医師会などに対して一月一七日付で注意喚起の事務連絡を行った。本県では、一月二一日に第一回鳥取県新型コロナウイルス対策連絡会議が開催された。

　その後、一月二八日には各都道府県知事等に対して、この新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令等が公布されたことについての、施行通知が発出された。また、一月三一日には、厚労省から各都道府県に対して、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」が通知された。このような新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本県ではどのような初動体制を取ったのか。どのような課題があったのか知事に伺う。

　その後、県においては、新型コロナウイルスとの厳しい闘いの中、先頭に立った平井知事の下、県民が一丸となって今日まで僅か三例の発症にとどめてきた。全国的な拡大の中、まさに奇跡的なことであると思っている。このような状況を維持するため、県では庁内に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を組織し、三月二七日には「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定された。併せて、横断的に対策を進めていくために、対策本部情報連絡会議、経済雇用対策本部会議、経済雇用対策のための関係団体との連絡会議などにより、矢継ぎ早に対策が取られてきた。

　国では、四月七日に七都道府県に緊急事態宣言を発令し、引き続き同月一六日には、全都道府県への緊急事態宣言を発令されました。この宣言は、五月一九日に三一県が、ほかの七都道府県についても五月二五日までに解除された。

　本県では、六月五日、「鳥取県民コロナに打ち克つ行動宣言」を決定し、生活、事業活動、県経済への関わりなどの取組を進めることとされました。本県の解除については、県民性から、感染防止活動に県民の参画が期待できること。必要な病床数が確保されていること。小中学校をはじめ、学校などの受け入れ準備が整っていることなどから、評価をするが、残された課題とその対策について具体的に知事はどのように考え、また、第二波、第三波の発生についての考えと、そのときの初動体制をどのように取るのか伺う。

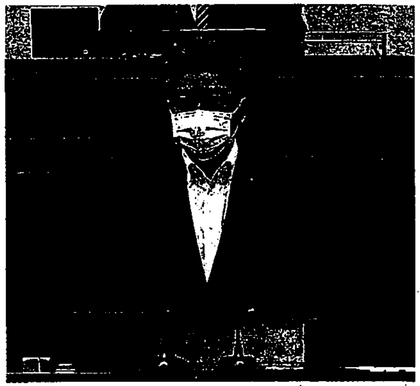

〈保健所の鳥取市への移管等について〉

　四月一〇日深夜テレビで知事の会見があり、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたことであった。平井知事と鳥取保健所長が出ていた。私は、いよいよ県内にも感染症が入ってきたのかと、緊張しながら見ていた。その中で、感染源や濃厚接触者の話になると、知事と（鳥取）保健所長との間がちぐはぐしてきて、何か違和感を覚えた。後の、報道等で状況は分かったが、そのときは鳥取保健所が鳥取市への移管により、知事の指示等が及ばなくなったことによるのかと考えた。重大な危機管理の局面では、意思の統一の意味から、統括者は一人でないといけないと考えている。今回の事例も、県と市の意思統一ができていなかったのではないかと思った。

　そのときの新聞見出しは、「いよいよか県民警戒・闘い本番の観光業者‐」とあって、県民の危機感と事業者の今後の不安が明確になっていた。ここで、報道等で話をされたところであり、恐縮であるが、この事例に対する知事の考えを伺いたい。また、市との関係、管轄の異なる保健所との関係をどのように取っていくのか、併せて伺う。

〈県のBCPについて〉

　以前から、事業所はもとより、病院、福祉施設等では、インフルエンザや災害が発生したときなどのために、事業継続計画・BCPが策定されてきた。このたび、県は企業向けに県版新型感染症対応BCPモデルを公開し、併せて同プランの策定に向けたセミナーを開催することとしている。これは、事業継続の目的、海外の発生から社内発生などフェーズに対応した事業の優先度と対策実施計画、感染予防策等を明確にするもので、業種ごとに実際にプランづくりに必要な検討項目についても解説されている。国の各省庁からも所管の事業所等において策定するよう通知がされている。

　そこで、疑問に思ったのは、県庁自体も事業所であり、例えば今回の感染症について、どこかの部局でクラスターが発生した場合、当該職員は出勤停止になり、当該行政がストップしかねないということである。このような場合に備えた県庁における新型感染症対応BCPは策定されているのか、知事に伺う。

　また、現在、新型コロナウイルス対策で精いっぱいの努力が続けられているが、台風や梅雨など、近年のように多量の雨が降り、川が氾濫するなど、災害が重複した場合の対策も必要であると思う。避難所の設置の在り方などは重要である。今後、いつまで続くか分からないコロナウイルス感染症だけでなく、想定外の災害との重複災害についても備えておく必要があると思うが知事の考えを伺う。

〈障害のある就労者への支援について〉

　今回の新型コロナウイルス感染症は、国内経済に多大の影響を与え、本県経済についても再起が難しいほど疲弊している。このことは、労働者、特に非正規労働者にとっても働く場所を失うという大きな国内問題となっており、政府では、この支援について動き始めているところである。福祉の関係でも、障害福祉事業所については、一般の企業等からの作業の受注も少なくなり、運営への影響も多大なものがある。

　このような状況の下、これらの事業所では就労移行支援事業や就労継続支援事業A型、B型として働いている障害者に対する工賃も従来どおりには支給できない状況となっている。このうち就労継続支援A型として働く利用者については、一般の労働者と同じく雇用関係が生じているので、一時的な休業を行い、休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金対象となるが、就労継続支援B型として働いている利用者は当該事業所と雇用関係が生じないので、雇用調整助成金の対象外となっている。本県の状況を見ると、平成三〇年の調査では、A型が三〇事業所、利用者定員六七名、B型は一二九事業所、利用者定員二九二七名となっている。厚生労働省は、工賃収入のなくなるB型に対しては、通達により、三

年平均の最低工賃を支払うことが困難となった事業所については、工賃変動積立金、工賃積立資産を取り崩して補填し、利用者に支払うようにと通達した。また、必要に応じては、職員へ処遇が悪化しない限度において、運営費となる自立支援給付費を充ててもよいとされている。問題は、この工賃積立資産であるが、当該事業所規模により、積み立てられているところと積立て困難なところがある。したがって、資産が積み立てられていない事業所は、支払いができない。

　このような状況の下、八頭町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所できなくなったり、居場所を失った通所者に対して、就労の継続の応援と福祉の増進のために町内在住者に一律三万円の特別給付金を支給することとされた。また、県中部においても、検討されている自治体もあると伺っている。障害者の自立支援のためにも、県において事業所等の運営の状況、工賃積立資産の状況等の実態を調査し、必要に応じて工賃の休業補償制度をつくり、支給等を実施する市町村に対して補助するようにしてはいかが。知事に伺う。

「答弁（平井知事）」「新型コロナウイルス対策の初動体制」、これはどういう状況で、どのような課題があったのか。また、奇跡とも言える三人に抑えられたとしても、残された課題、第二波、第三波に向けて、この次はどういう初動体制を構築していくのか。また、鳥取県と鳥取市、その保健所における協力関係、意見の統一等についていかがかと、こういう観点での質問があった。

　議員の話のように、笠戸丸で実際に移民が行って、この日を迎えた。鳥取県中部にその指導者もいて、中部から行かれた方も数多くおられたが、今やブラジルにおきまして、ハポネス・ガランティードということで、日本人は頼りになると、こういうように言われているぐらい向こうで信用を勝ち得て、経済的にも自立した生活を送られ、リーダーとなる方も増えておられるということである。考えてみますと、人間というのはどこに住まいしても、例えばその文化をある程度継承しながら生活や経済を育てていくことは可能であるし、グローバルな今の世の中においては、それが例えば部品の流通など、観光なども含めて、大きく国を超えた交流というものが世界を支えるというのが本来であろうかと思っている。

　ところが、議員も皮肉なことと話されたけれども、そうした国際化、グローバリゼーションというものが逆に感染の拡大をもたらすわけであり、今、中国で再流行が北京で始まったと言われているわけである。これはヨーロッパ起源のものというように当地では分析をされていると。元は中国なのであろうが、それがヨーロッパに行って、また帰ってきたと、こういうことである。昨日も水際で三名が陽性判定を受けたけれども、フィリピンとかパキスタンとかアメリカとか、そうした外国から入ってきた方である。他方、この鳥取県内など、多くの地方では今、新発の患者さんが長く出てこないという状況になってきた。であるから、また、国境を開けていくと、再び感染のおそれに対して相当程度の防御というのも考えなければいけない。感染症というのは、こういう人間社会の発展に便乗して広がるという非常に恐ろしくもしたたかな、そういう病気であるということを感じさせる。

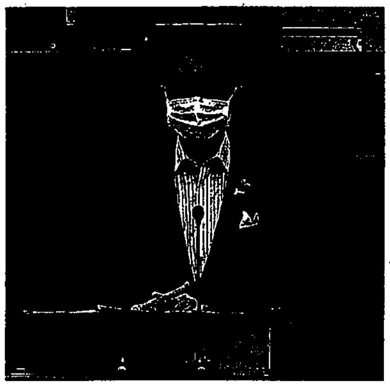

　この病気が始まった頃、国内では、一月の半ばにこの発生患者が神奈川県で最初に見つかった。議員の話のように、一月二一日頃には、感染症として広がる可能性があると。実は当時、中国が言っていたのは、ヒト・ヒト感染は確認されていないと言っていた。ところが、今は大分それが違った状況だったのではないかということを分析されているが、そうした流れの中であったので、やや初動がどうだったのかということも言われているが、いずれにしても、その頃、政府としても感染症として対策を取ることの認知をした。

　本県では、その一月二一日に我々の連絡会議を持ち、議員もよく御案内のように、こういう感染症対策には一つのパターンがあるから、新型インフルエンザのときにマニュアルも精細なものもつくり、当時、医師会とも連携をしながら、発熱外来をそれぞれの診療所でつくっていただいたりして、対応したものである。そうしたことを念頭に置いて、本県としての体制づくりを始めることにして、県民の皆様に対しても注意を呼びかけるメッセージを発出するということになった。そういう中で、一月三〇日には、感染症指定病院が県内に四病院（中央病院、厚生病院、鳥取大学附属病院、済生会病院）あって、これら四病院や医師会関係者等々交えて対策の会議を設け、私どもとしては、当時、新型インフルエンザのように爆発的感染力があるかもしれないと考えていたので、院内感染を起こさない対策、それから、県内でどうやって病床を確保していくのか。当時の、武漢の状況などを見ると、いわゆるオーバーシュート（※爆発的な患者の増加）ということが言われていたので、医療体制が追いつかなくなると、治せる方も治せなくなり、失われる命が途方もなく大きく膨らんでしまう。ですから、早めにそうした体制をつくる必要があるだろうと、こういう呼びかけを始めた。

　その後、だんだんと中国のみならず、ほかの国でも感染が広がるような状況があって、二月二〇日には鳥取県医師会の理事会に私どももあえて参画をさせていただき、渡辺医師会長の理解も得て、そこで医師会と県側との初めての協議を持って、いろんな意見交換をした。一つには、医療体制をつくる必要があるので、病床拡大に協力をいただきたい。また、医師会側からは、防御体制をつくるためには、物資が必要だと。それで、私どもとしては、マスクだとか、県の備蓄を出して、多分病院のほうにも届いたと思うが、そうしたものを我々としても融通していくというようなことを話し合った。また、特に本県の場合、院内感染が非常に致命的なダメージを与えるというふうに考えていたので、したがって、医療機関が必ずしも多くない鳥取県で病院や診療所が使えなくなると、たちまち武漢のような状態を起こすかもしれない。そこで、院内感染防止対策をやりましょうと。それで話し合って、病院の入り口にポスターを貼っていただいたが、二月の末頃までにはそうした状況を整えて、新型インフルエンザのときもやったけれども、いきなり病院に入るのではなくて、あらかじめ連絡を入れてもらうようなメッセージを入れることにした。当時、医師会の理事の皆さんの中には、診療所に持ってくるなという先生もいたが、いや、多分今回のは無症状でやってきたりするので、分かりませんと。ですから、防御体制はやはりしっかりとやっておかないと、院内感染を起こす可能性があると。そういうことでお互いに理解を得ながら、そうやって進めてきた。

　また、検査体制も重要だということであるが、本県は二月の初旬にターニングポイントがあった。それまでは厚生労働省のいわゆる症例という用語があり、藤井議員も御案内と思うが、症例に適合するかどうか。で、PCR検査の対象とするかと、こういう医師の世界というか、厚生労働省の世界の考え方がある。その症例というのが、武漢等で発生したということであり、かなりの地域限定で、そちらの方と接触をした方というようなことになっていた。

　しかし、もう二月に入ると、浙江省などでかなりの流行が見られるようになってきた。また春節の休みも手伝って、中国国内にも飛び火しているということが懸念をされるような状況になってきた。ですから、私も、これにはちょっと疑問を持ち、厚生労働省の考え方とは違うわけであるが、医師がおかしいと認めたら、いいのではないかと。で、PCR検査に回そうということを我々としても公表させていただいた。この辺が他県とちょっと違う歩みを始めたところで、本県は割と緩やかに認めるようにした。その後、二月二〇日の医師会との協議の中でも、そのことについて改めてやり取りもあって、医師会の先生方も、なかなか全国的にはPCR検査をしてくれないという報道が先行していた。ですから、うちは、医師がいいと言ったら、やると。ただ、中には、まだびっくりされる方もいた。ああ、そうであればということで、その後、また大分定着して、病院のほうから連絡があると、保健所のほうでそれを受けると。こういうように定着してきた。こんなようなことで初動を組んで、ゼロ更新を続けてきた。

　一番心配したのは、医療提供体制の規模感、場合によっては、一〇〇〇人入院するかもしれないと。それに備えなさいというふうに政府のほうは試算を出していた。それで、我々もできるだけ協力してもらおうということで、病院関係者にも呼びかけて、三月いっぱいぐらいには三二二床のレベルまで病床数を引き上げた。その後、軽症者用の七〇〇床も加えたわけで、この規模感は大体京阪神の五倍の病床、それから、一〇倍のホテル部屋数ということで、人口的にはかなり充足してきている状況も出てきているのかもしれない。また、PCR検査も京阪神の一〇倍レベルの人口比での能力を確保して、この辺が我々として、その後の闘いやすい条件づくりになったと思っている。

　ただ、非常にラッキーだったのは、いつ感染が起こってもおかしくないという覚悟を持ってやっていたけれども、幸い、感染が初めてやってきたのが四月一〇日で、その間、準備に専念ができた。他地域は早い段階から感染がどんどん広がったから、そちらの対策に追われて、なかなか病床を増やすとかという落ち着いた環境づくりができなかったのかもしれない。本県は、そのタイムラグを利用して、先行していった。

こういう中で、残された課題が何か、第二波、第三波がどうかということであるが、今、例えば鳥取大学などとも話しているが、結構自らの診療スペースをやはり犠牲にして差し出していただいている。こういうものをある程度元に戻していかないと、例えば藤井議員が関連されるような精神科のような領域の人材養成等にも関わることにもなる。今、ずっとそれを、言わば、都合してもらっていて、それで病床をつくっているということもあるけれども、やはりそれをある程度戻していかないと、少なくともこの夏の間とかはいけないだろうと。そうすると、例えばそのための特別の病床をまた急ごしらえでこしらえるかとかというようなことも含めて、若干の余裕期間があるから、やはり思い切った対策も取って、通常の診療や、あるいは教育活動とも両立できる体制をつくりながら、また、だんだんと感染が広がってきたら、協力の幅を広げていただくというようなことを考えなければいけない。

また、絶対数が必ずしも各地域で充足して[illegible]というのは[illegible]ところで、東部[illegible]それぞれ医療圏[illegible]し、御案内の[illegible]士のネットワーク[illegible]て、やはりそう[illegible]療の融通という[illegible]け入れにおいては[illegible]である。そういう[illegible]れぞれのゾーン[illegible]模を確保して[illegible]は、県トータルの問[illegible]た別に生じてきて[illegible]である。

また、今どんどん[illegible]法が変わってきて[illegible]検査の有効性が急[illegible]とといぐらいから言[illegible]たりして、ちょっと[illegible]惑っている。また、[illegible]剤とか、いろんな[illegible]た環境が変わって[illegible]そういうものに応じ[illegible]体制の組替えとい[illegible]要であって、そうい[illegible]PCR検査だとか、[illegible]よっては、抗原検査も含めて対応しながら、本県らしく、初動でもう感染ルートを断っていくと。こういうような戦略を立てて、戦略的クラスター班というのをつくろう[illegible]鳥取大学の景山先生[illegible]中部のほうから協[illegible]荒川先生[illegible]ている。[illegible]時間を利用し[illegible]の施設内[illegible]を起こさ[illegible]一層強化し[illegible]していこう[illegible]物資の問[illegible]例えば[illegible]いざ[illegible]というふうに[illegible]体[illegible]確認して[illegible]必要があるだ[illegible]高齢者施設など[illegible]これが命に関わりやすいという残念な状況があるから、ぜひそういうものをシャットアウトできる体制をつくっていこうと。こんなようなことなどを含め、第二波、第三波対策というのを始めてきているところである。いずれにしても、この間に抗体検査の状況が分かり、宮城県では〇・〇三%、それから、東京が〇・一%、また大阪が〇・七%ということで、正直、集団免疫というのは全くないと言っていい状況だと思っている。日本全体がそうである。そして、鳥取県はなおさら、今、真っさらな状態であって、やはり第二波の恐ろしさというのは考えておかなければいけないのではないかということで、ぜひ関係者の理解をいただければと思っている。

また、保健所同士の連携については、実は法律の問題が一つある。新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律の、二四条などで、県知事に総合調整権というものがある。これが通常の感染症法と違うところであって、保健所設置市と県の保健所とそれぞれ分かれているが、ただ、その対策においては総合的に県単位で調整をしていくと、こういうことになっている。ただ、これはやはり地方自治法の問題等も当然あるので、独立して動き得るそれぞれの保健所設置市の機関ではあるが、様々な対策を取るに当たっては、言わば調整権を知事のほうで持ち得ると、これが法律の仕組みである。

感染症等ではこういうことがないが、特措法が適用になると、こういう仕組みになっている。

ただ、なかなか建前と実像とは違うところがあって、その証左に、先般、六月四日に全国知事会をやったのですが、そのときも、お隣の島根県の知事とか、それから、神奈川県の知事とか、[illegible]広島県や京都府など[illegible]うな声を上げたが、[illegible]実際に感染が発生していくと、結構都市部で起こるもので、そうすると、保健所設置市と県との関係というのは非常に取りづらいと。もっとそこのところの情報共有だとか、それから、実際の執行体制などももっと本当は考えるべきではないかという議論が知事会の中であちこちから出ている[illegible]という状況であった。[illegible]ついては[illegible]にも今、[illegible]えば情報共有を図る[illegible]データベース上の情報共有システムをつくるとか、この辺は一部実現をしつつあるところであるが、多分これは法律の問題、保健所設置市の在り方の問題、これが非常に重要なのだろうと思っている。実は新型インフルエンザ等対策特別措置法ができたときも、同じような議論があって、当時は民主党政権だったが、都道府県知事のほうでそういう権限を持って調整させるということに市長会などは反対した。そういう中で、最終的には政府案でそこをまとめてやったわけであるが、そういう意味では、十分な権限調整のシステムというのが今、盛り込まれているわけではない。結構微妙な問題がいろんなところで入っていて、地方六団体の中もまとまりにくいという課題でもあるが、今回、私どももこれからそうした今回の第一波の戦略を検証していく、新しい第二波対策を立案する、そういうワーキングチームを知事会にこしらえて、こうした問題も取り上げて、提言をしていこうということを今、話し合っているところである。

鳥取県の場合、保健所設置市として中核市の鳥取市がなるときに、私どもはむしろ協力をして、郡部の保健所権限も保健所設置市の鳥取市保健所のほうにまとめるという異[illegible]例のやり方をした[illegible]治の理念として[illegible]いだろうという[illegible]そのときのいろんな話合いの結果として、こういう新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策のようなときには、そうした保健所設置市の鳥取市も入ってもらうと、こういうやり方をしており、現実にも今、毎回、長井所長、あるいは竹内副所長が対策本部に今年から出てきており、発言も毎回している。こういうような形で全国では異例のやり方をしており、[illegible]月一〇日の事案も[illegible]が、初動から鳥取県のほうから三〇人、五〇人と[illegible]規模で応援を送り込[illegible]とをして、保健師等[illegible]ちな人材も含めて応[illegible]また、PCR検査でも[illegible]面的に協力をしてきた。[illegible]うなことで、結果的[illegible]のほうでお願いを[illegible]うなやるべき検査と[illegible]一通りはやっていただ[illegible]ではないかなという[illegible]うが、その過程にお[illegible]調整を図らざるを得な[illegible]ういう局面もあったことも事[illegible]実である[illegible]しっかりとした関係づくりを心がけてまいりたいと思う。

次に、鳥取県庁のBCP（※事業継続計画）というものはどうなっているのか。また、想定外の災害と新型コロナとの重複災害のような、そういう備えも必要なのではないかとの質問である。

県庁では、既に大災害を想定したBCPをつくっており、一部業務は不要不急のものは順位づけをして、優先度の高いものからやっていくか、優先度の低いものは先送りをするということも含めた計画をしている。今回もそれを予備的にしており、県庁への出勤者を減らし、テレワーク、在宅勤務というものも取り入れ[illegible]けで、四、五月の連休のときには、全国的にそうした出勤者を減らそう[illegible]という[illegible]大がかりな措置を取ったところである。その際に、例えば会計部局のように[illegible]部屋を[illegible]片方で感染者が出ても、片方のところで[illegible]ような[illegible]割をした。

こういうような工夫なども含めたBCPの対応を取っているが、まだ、次に備えるという意味で、この新型コロナ対策のマニュアルを庁内の心得としてつくっておこうと。今月いっぱいぐらいで、今まとめようとしており、いろいろと思いを巡らせている。今回、全国でも様々な、例えば会社の中の感染などもあり、議員指摘のように、感染があると、その周り、どの範囲が出られないのかとかいうことがある。私どもも今、そういう想定をつくろうということで、例えばこの範囲内で、ユニットで、ここが出られなくなったら、そのときはどうするか[illegible]とか、それから、もし感染されたら、直ちにどういう範囲で消毒をするかとか、それから濃厚接触者との考え方[illegible]濃厚接触者プラス、前に[illegible]接触範囲の[illegible]などた、どういう行動をし、[illegible]ってきたかというのを本人にしてもらう。そ[illegible]職場のほうに提供して[illegible]即座に対応で[illegible]る。こういうような[illegible]全国でやられている実例も見ながら、そうした対策を取ろうとしているところである。

また、避難所も非常に厄介なところであるが、繰り返し答弁でも申し上げたが、四月の予算の中で補助金をつくり、物資などの購入もできるようにしている。例えば四月一三日の豪雨では、三朝町で避難所をつくった。そのとき、役場のところ、文化セン[illegible]を避難所に[illegible]をした[illegible]そこで例え[illegible]そういうものを置[illegible]をされると。現実に[illegible]者は来ないような状況[illegible]たが、そこのときの総括を[illegible]て、今、こういう物資を買おうと。例えば非接触型の体温計であるとか[illegible]すべきもの[illegible]し、県の補助[illegible]そういう[illegible]こういうこと[illegible]先週の[illegible]町の[illegible]避難所[illegible]ことに[illegible]これからも発生する[illegible]町村にも[illegible]う避難所[illegible]を私ども[illegible]協力を呼び

かけているところである。

障害者施設については、福祉保健部長のほうから詳細を答えさせたいと思うが、本県でも生産活動収入が減少した事業所が六六あるというようなことなど、影響がある。そういう意味で、例えば「ワークサポートあしたば」などでは、最近いろいろと工夫もされて、大山うどんと、それから三徳そば、これをセットにして、ふるさと納税の商品、お礼の品として扱っていただくなど、いろんな経営努力をされて、何とか工賃のほうは下げないように調整をされている。このようなところがいろいろと各方面で努力をされているところである。

ただ、議員発言のように、法人などの体力の問題もある。私ども全国知事会では、生産活動収入の部分と、それから、訓練等給付費の部分と、この間の区分があり、この訓練等給付費はあまり減らない仕組みになっているから、五〇%の収入減にならないように、それで、持続化給付金が出ないという仕組みなもので、この持続化給付金については生産活動収入、この売上げベースのところだけで算定しろという要望を強く出していたところである。結局、これが巡り巡り、このたびの成立した予算の中では、五〇万円までの補助金というものがセットをされた。生産活動収入が減ったところについて、これが活用いただけると思っている。また、私どもの県のほうでも、国のその制度ができるかちょっと分からなかったということもあるが、一〇万円、そうした収入を減らしておられる作業所のほうへ給付するお金というものを用意させていただきたいと。こうしたことなどで、議員が指摘のような運営に対する支援ができればと思っている。

地域によっては、議員発言のように、市町村でむしろもらうほうの人に給付するという、そういうやり方もあるが、それはそれぞれの市町村でやっているところもあるので、私どもはむしろ運営のほうに支援をしていく方式を取って、市町村と住み分けをしたらどうかなと思っているところである。

「答弁（宮本福祉保健部長）」障害のある就労者への支援について。

市町村の就労継続支援事業所利用者個人に対して、工賃の補填、あるいは福祉増進のために一定額を支給される市町があることは承知している。先ほど議員から言及のあった八頭町であったり、中部で取り組んでいるというところは、恐らく倉吉市のことであろうかと思う。

県としては、利用者個人への工賃補償ということではなくて、事業所に対して、利用者の賃金、工賃の確保につながる事業所のサービス基盤の下支えに取り組んでいくという所存である。すなわち、工賃支払いの財源となる生産活動収入が減少している事業所を対象として、生産活動の下支えを通じた働く場の存続を支援するということで、例えば通信販売をこれからやりますとか、宅配をやりますよとか、ホームページをちょっと変えてみましょうとか、そういったことをやるということであれば、国費一〇分の一〇を財源として、一か所当たり上限五〇万円ということで配付できるという予算である。これにプラスして、そうはいっても、それでも生産活動収入ががくっと落ち込んでいる、でも、工賃は支払いたいという事業所もあると思う。そういったところには、単県措置で上限一〇万円ということで、これも事業所に対して支払う。ということで、先ほど知事が答弁したように、利用者個人に対しては市町村のほうで、そして、事業所に対しては県のほうでという、言わば住み分けができたのかなと思っており、この五〇万円なり、一〇万円なり、県内のA型、B型あるが、全ての事業所から仮に手が挙がっても、これは全て対応できるだけの予算を今回の予算で提案させていただいているところである。

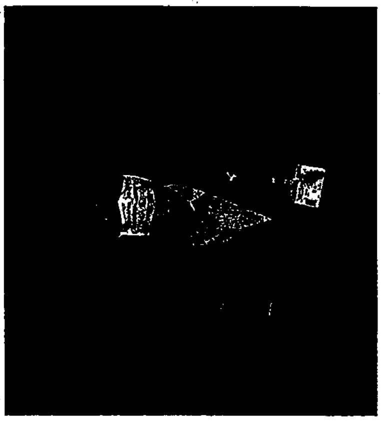

▼新型コロナウイルス対応と今後の県財政

令和2年6月議会・6月18日質問

「質問（藤井）」次に、新型コロナウイルス感染症に対応した国の一連の補正予算と県財政について伺う。

政府は、この五月二七日、令和二年度補正予算（第二号）の概算について閣議決定し、六月八日に国会提出、同じく一二日に議決成立した。この補正予算では、歳出面で「新型コロナウイルス感染症対策関係経費」三一兆八一七一億円が計上されている。今回の補正後の本年度予算は一六〇兆二六〇七億円となり、当初予算一〇二兆六五八〇億円から大幅に増額をされている。補正予算の財源のほとんどが特例公債金であるため、先日西川議員発言のように、将来の財政負担が懸念されているところである。

今回の補正予算の特徴として、予備費の使用と一連の補正予算による歳出の追加により地方負担が増加することから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を二兆円規模で増額し、措置することとしたことである。これに関連して、今回の補正予算により、本年度追加されることとなる投資的経費に係る地方負担分については、感染症対応地方創生臨時交付金を充当するか、あるいは地方債でもって充当できるとされた。この地方債については、後年度元利償還金の五〇%を地方交付税で措置することとされた。

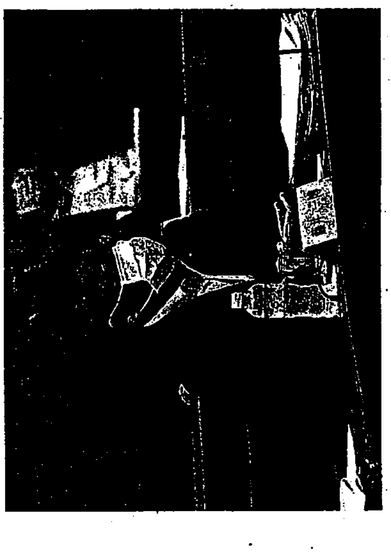

また、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、さきの補正予算（一号）分も含め、全額国負担とし、一兆三七〇億円増額することとされた。併せて、同じく全額国費により、雇用調整助成金の拡充と家賃支援給付金の創設も計上されることになった。これらの国の積極的な補正予算編成を踏まえ、本県としても、感染の第二波、三波への対応策はもとより、低迷している社会経済活動の本格的再開に向けた観光などの需要喚起や新たな鳥取型新しい生活を定着させるなど、基本となる六月補正予算がこのたび編成された。

今回の県の補正予算では、新型コロナウイルス対策として計一〇六億九〇〇〇万円余を計上し、そのうち医療体制の強化と感染防止対策等については約六二億七〇〇〇万円が充てられている。この補正予算について、今回の国の補正予算等による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、国の補正予算に伴い生じる地方負担を補填するためのいわゆる補正予算債など、有利な財源についてどのように充当しようとしているのか。

また、このたびの国の補正予算が県財政に与える影響はどのようなものなのか。知事に伺う。

「答弁（平井知事）」補正予算について質問があった。県財政へ与える影響はどうなのか。また、有利な財源をどういうふうに充当しようとしているのかと。

特徴的なのは臨時交付金、これは地方創生の臨時交付金三九億円と、それから、あともう一つは包括支援交付金という、これは医療系、あるいは福祉等に充当できるものであって、四八億円。この地方創生の三九億円と四八億円の包括支援交付金、この両者が私どもとしては使い勝手がいいものである。いろいろと今回、提案の区分けをしている。特に前回の四月と違い、事業者対策等だけでなくて、医療系のところの支援、あるいは福祉について多く入れている。それから、ちょっと見えにくいところでもあり、国も今、その細目を詰める作業をしており、この議会と同時並行で動いているような状況だと思うけれども、例えばコロナの患者を受け入れる。そうすると、そこに医療資源を取られる。医師もそうだし、それから、看護師もそうであって、それで、結局、通常の診療のほうにどうしても手が足らなくなって、受け入れる患者さんを減らさざるを得ないとか、また、残念なことに、それが地域社会の中では受診控えということも起きる場合もある。本県はそこまで顕著なことにはなっていない、正直、そんなに発生していないから。ただ、それでも、やはり都会部ではそうしたことも課題になっている。そんなわけで、例えば百数十床ぐらいのレベルの救急もやっているような病院で、そこでコロナの患者さんを受け入れをするというような場合には、大体今の厚労省の目安でいくと、

三〇〇〇万円ぐらい、その病院のほうに支援金を出す。これで例えば感染症の院内感染対策とか、そういうことにいろいろと使えるお金を用意しようと。「こういうのは今回、この包括支援交付金の中に入れてある。あるいは、医療従事者、あるいは福祉施設で働く方、こうした方々に対する応援の費用であるとか、こういうものも入れてある。また、ECMOの整備であるとか、そうした医療資機材の整備などもこの中に入っていると。こういうものを積み上げていって、今回、ちょっと大きいけれども、一二五億円となったわけである。それで、何とかその準備をしていくということで、これは必要やむを得ない経費だというふうに考えているが、残念ながら、県財政には影響があるということであって、一〇億円の基金を取り崩すということになったし、また、この経済状況の中であるので、歳入減、歳入欠陥はやむを得ない状況になっている。であるから、せめて減収補填債の改正などを通じて、その当該年度で完全に穴が空いてしまわないように、財政運営が続けられるような手当ては政府のほうに求めてまいりたいというふうに考えている。本県の場合、ざっと税収ベース、消費税も含めて年間八〇〇億円程度あるわけであるが、二〇〇億円弱ぐらい減ってしまう可能性がある。そういうちょっと甚大な影響が財政全体には及ぶことを今、想定しておるというところである。

「質問（藤井）」 初動体制については、感染まで時間があって、準備できる時間があったということもあるが、その間に本当に綿密で丁寧な対応をされたことが本県の感染拡大を防いだということになっていると思っている。知事答弁のように、感染が広がっていないがゆえに、第二波の恐ろしさがあるということは非常に共感しており、今回の経験を生かして、またしっかり備えていただきたいと思っている。

保健所設置市と県との関係については、答弁を受け、いろいろ本質の問題もあって、全国知事会で同じような問題が上がってきている中で、ワーキンググループをつくって検証していくということであった。第二波に備えて、やはり円滑な対応ができるようにしていただければと思っている。

工賃については、納得した。

また、知事が高齢者施設の感染、施設内感染について言及があったが、本当に知事が、そういった高齢者の方に命の危険がある状態で、非常に従業員も緊張感を持って、ストレスの中で働いていることを理解されているのを非常にうれしく思っており、そういった中で、資機材の不足とか、マンパワーとか、そういったところにも配慮されているということは非常に心強く思った次第である。

避難所について少し具体の追及をしたい。

災害時の避難所における感染症対策である。県から市町村に発出した依頼文書では、可能な限り多くの避難所を開設し、避難所の密度が高まらないような配慮を求められている。一方、仮に感染症が拡大期にある場合、多くの避難所を開設することにより、特に保健師など、専門的知識を持った人材の適正配置が困難となったり、あるいは食料、必要物資の確保、運送体制や動線の確保をはじめ、避難所の運営そのものに影響を来す市町村もあるのではないかと懸念するところであるが、これらはどのように取り組むのか、知事に伺う。

「答弁（平井知事）」 避難所の体制は、非常に今回は手がかかるのではないかと思われる。その一つは、できるだけ分散して避難していただくというのが、ソーシャルディスタンスを確保する上でも重要であり、そういう意味でのことが一つあり得ると思うし、また、専門的な知識というのも重要なのだろうというふうに思っている。そういう意味で、今いろいろと想定しているのは、専門家のチームの下に、そうした感染症を予防する対策の関係者、例えば感染症をコントロールする、感染症管理ができる看護師であるとか、そうした人材などにも入って、それで、従来は、そうした保健師を出して、例えば私どもも、中部地震のときも即刻人を手配して、県庁が抱える保健師のみならず、いろんな方にも協力をいただき、専門職員で延べ大体一〇〇人ぐらい、避難所のほうに出した。そういう応援を常日頃からやっているのが鳥取県の特徴であるが、それに、さらにそうした専門性の高い今回の状況があるので、そういう方々にも入っていただき、言わば避難所の支援チームというのをつくってはどうかなというふうに考えている。また、物資については、四月の補正予算を活用し、市町村に対する支援をしっかりとしたいと思っているが、今、一九の市町村全てから活用したいという話が入ってきている。今、順次その体制づくりをしているところである。

避難所運営自体のことで、どうしても大きな地震、中部地震などがあると、避難所を回すことでもう手いっぱいになることもある。私どもも、熊本地震だとか、それから、岡山県の真備であるとか、県庁職員を送り込み、避難所運営に当たると、そういうお手伝いをしたこともある。そうした職員について、今回、感染症対策の重要性ということも理解をした上で、派遣できるような体制をこれから備えてまいりたいと思っている。

「質問（藤井）」 県財政について追及質問する。

本県でも、今回の新型コロナウイルス対策も含めて総額一二五億円と、過去最大規模の補正予算となっている。この額は、平成三〇年度六月補正が七八億円、震災関連補正予算が組まれた平成二九年度六月、一二〇億円となっており、大きく増額となった。ここで少し気になるのは、この補正予算一二五億円から新型コロナウイルス対策の一〇六億九〇〇〇万円を差し引くと、残りが僅か一八億円となる。単純にほかの年度の六月補正予算と比較をすると、大幅に減少となっている。ただし、新型コロナ対策費の中には例年の補正予算で計上されている追加事業も含まれているので、心配は当たらないと思うが、どのような編成になっているのか、知事に伺う。

確かに今回の新型コロナウイルス感染症は、ある種の災害ではあるが、梅雨や台風による風水害、最近東北地方、中部地方、鹿児島県離島沖など、震度四レベルの地震も多発していることから、地震災害などの発生も予測し、備えておく必要があると思うが、公共事業は一億一〇〇〇万円とされている。このことについて知事の考えを伺う。

県の令和二年度当初予算における財政状況において、県債残高は六三六三億円、うち臨時財政対策債は二七三〇億円、その他の県債は三六三三億円となっており、また、基金残高は二六二億円となっている。今回の六月補正後について見ると、県債残高は六三六七億円、うち臨時財政対策債は二七三〇億円と当初と変わらず、その他の県債は三六三六億円で、微増となっている。また、基金残高は二四二億円と、二〇億円減となっている。今回の新型コロナウイルス対策における県の財政措置は比較的潤沢であると認識した。このような状況を受けて、疲弊した県経済の再建のために、次の補正予算編成時において思い切った財政出動をしてはどうかと考えるが、知事の所見を伺う。

「答弁（平井知事）」 財政関係について二点、質問があった。

一つは、公共投資の関係で、これについては、今回、議会に提出した中では一億一〇〇〇万円ということになっているけれども、実は政府のほうでは、こういう公共投資関係も前倒しして事業をやるようにという、そういう大方針がこの経済雇用対策としても当初から盛り込まれているところである。そうしたこともあったので、六月に計上してもよかったものも、四月の補正予算、臨時議会のときにあえてそちらに回して提出をしたところである。それにより、例えば倉吉関金道路であるとか、それから、北条道路であるとか、また、由良川のような河川対策、こうした公共投資の増額分はそちらのほうで既に計上して、早めに執行できるようにしているところである。今回は、それはちょっと趣旨の異なるようなものを入れている。例えば厚生病院が緊急時に発電能力を失ってしまうことにならないように、発電施設をやり替えて、水対策をやっておくというようなこととか、また、同じようなことで、福祉施設でもそういう非常用発電が必要だということもあり、議場でもいろんなお話を議員からもいただいたが、ル・サンテリオン北条とか、よどえとか、そうしたところでの非常用発電設備、こうした様々な福祉施設の発電施設の支援、こういうものも入れているところである。

また、災害の対策でやはり追加計上が必要となった北条の海岸のところ、江北のところの波浪浸食対策、こういうものも一部計上しているところである。こうしたものも含めて、六月補正の中でもある程度公共投資が入っているという形になったが、基本は四月の臨時議会で審議を賜ったということである。

次に、これからの全体の財政運営であるけれども、先ほども申したように、税収や消費税の配分が減るだろうと。これを何とか年度中、しのぎ

ながら、それで、必要な予算を確保していくことになるわけであるが、議員の指摘のように、経済や社会への影響は甚大であって、これを乗り越えていく努力というのは長期的に見ていかなければいけないと思っている。恐らく政府も追加の予算ということを組み得るのだと思っているが、本県としても経済や社会の状況をこれからもフォローして、必要に応じて、例えば今議会で提出した調整費を活用する。また、やはり見込みとしては、不足があれば、大胆にもう一度補正予算を組んでいく。こういうことは、いとわずにやっていかなければいけないと考えている。感染症であるので、どう事態が展開するか分からない。であるから、全てを見通すことはできない非常に難しさはあるけれども、機動的にそうした予算等が必要になった際には、議会に相談をさせていただきたいと思っている。

「質問（藤井）」財政については、こういった感染症の対応も含めて、長期的な視野に立って機動的に行われるということで、納得をした。

今回は、新型コロナウイルス対応に関連して幾つか質問をした。これまでのコロナへの一連の対応を見て、本当に驚いたのは、未知のウイルスであって、なかなか対応が難しいところ、後で振り返ってみると、知事の進めた政策というのが本当に先見性のあるものであったなと思うことが多々あった。PCRへの対応とか、また、高校総体の代替大会の発案であるとか、各自治体がその後、追随する流れを見ても、その先見性というのは非常に明らかなものかなと思っている。

ちょっと例を挙げれば、切りがないが、一つ感銘を受けたのは、このコロナで中国で非常に感染が広がった二月ぐらいに、友好提携の吉林省にマスクを四万枚送られたと。そのときは、僕もちょうどマスクの備蓄が不安なところがあって、正直なところ、大丈夫かなという気持ちもあったけれども、その後、四月一七日になって、本県が非常にマスクが不足して大変なときに、吉林省から今度は五万枚のマスクが送られたということがあって、そのときになって、本当に、ああ、こういうときというのは、命の危機の中で、どうしても排他的になったりしがちなところであるが、心の通った行動というのが、そういったみんなで危機に立ち向かうという機運を醸成するのかなと大変勉強になったところである。漢詩があって、「山川域を異にすれども、風月天（そら）を同じうす」、生まれ育ったところというのはどうしても違うが、やはり風の動きだったり、月であったり、そういった同じ空の下で、そういうところで生きているのだという、そういった詩がある。知事の一連のこれまでの対応で、本当に県民の皆様というのは知事のリーダーシップの下、非常に信頼感を持って見ていると思う。これからまだ未曽有の危機の中で、いろんな対応が必要だと思うけれども、やはり信頼感を持って一致団結するということが困難を乗り越えるのに非常に大事だと思っているので、知事、執行部と議員は車の両輪の関係であるけれども、未曽有の危機に対して一致団結して議論を重ねて、県民の安心・安全の生活をつくっていかなければならないという思いを強くした。感想を述べて、今回の質問を終わりとする。

▼ポストコロナ時代の県政の課題と令和3年度予算編成

（令和2年9月議会・9月28日質問）

「質問（藤井）」新型コロナウイルス感染症に関して、世界の現状は、九月二六日現在、累計感染者数三二四二万人、死者数九八万人に及び、人々の生活や経済、そして国際政治、経済秩序、価値観など、全世界の多方面にわたり甚大な影響を及ぼしているが、いまだ終息の気配は見えてきていない。

我が国も当然のことで、コロナ感染症の危機の克服は喫緊の課題となっており、政府をはじめ、地方公共団体、医療関係者など、総力を挙げて取り組んでいるところである。

このような状況の中、国においては、ポストコロナ時代に向けて我が国の進むべき方向を示す骨太の方針、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」、危機の克服、そして新しい未来及び地方創生政策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生基本方針」が本年七月一七日閣議決定された。

骨太の方針二〇二〇では、我が国のこれまでの構造的問題として、少子高齢化の進行、生産性の低さ、東京一極集中、大規模自然災害の頻発など、七項目を挙げているが、一方では、ポストコロナ時代の新しい未来像、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を示している。

新たな日常実現のための原動力として、デジタル化に向けてデジタルガバメントの強力な推進、サプライチェーンのデジタル化、AI、ロボットの導入、5Gなど、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、国際的に遅れている我が国のデジタル格差の是正対策についても示したところである。

地方創生については、東京一極集中型から多極連携型の国づくりへと変革させ、特に魅力的な地方大学実現を目指すほか、産業、社会の活性化として総合的な食料自給率の向上等、食料安全保障の確立を目指すことにしている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針」においては、雇用の維持と事業継続、地域経済の立て直し、強靱な地域経済の構築などの政策の方向性を示しており、ここで挙げられた我が国の構造的問題や課題は、即本県にとっても当てはまるものであり、この方針に沿ってポストコロナ時代に向けた施策を鋭意進めるべきであると考える。

この二つの基本方針を踏まえ、今後の県政の上ではどのように取り組まれるのか、知事の所見を伺う。

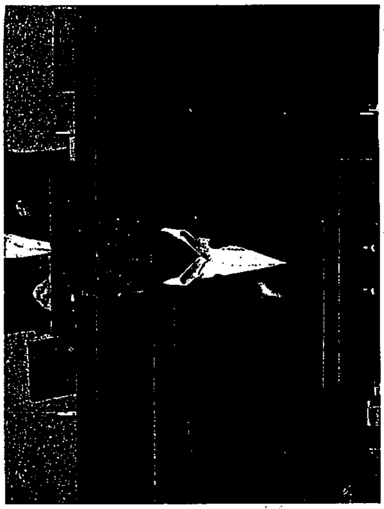

「答弁（平井知事）」私のほうには、骨太の方針やまち・ひと・しごとの関係、さらには予算の編成についてお尋ねをいただいた。

まず、まち・ひと・しごとの創生の計画、それから骨太の方針については、相次いで安倍内閣のときに出された。いずれも新型コロナという時代を見据えて対応すべきことを中心に書かれているところであるが、その中にデジタル化も書かれており、併せて移住定住対策等も出されているところである。

今回、菅内閣が発足をしたが、その際、しっかりと安倍内閣の方針を引き継ぐということをテーマに総裁選を戦って、今のところ骨太の方針等を大幅に改めるということは出ていない。ただ、若干付加するものがあるのかなと。それはデジタル庁のことであるとか、縦割りを打破するという、そうした役所の行政改革、これについては付加されたように思っている。東日本大震災の対策はしっかりやるのかとかいろいろとちょっと波紋を呼んでいるけれども、基本的には安倍内閣のやったことを踏襲するようであり、デジタルなどについては、さらに深掘りをした政策になると考えられる。

現在、平井大臣が就任し、デジタル庁などを進めていこうということになり、また河野大臣が就任し、縦割り打破の一一〇番をつくる、こういう動きが早速出ているところである。

昨日、菅総理のほうで明らかにしたのは、デジタル庁について、ぜひ早期に発足をさせる。それから令和七年度までに行政のデジタル化の工程表をはっきりさせる。こういうことを打ち出したところである。

実は私ども全国知事会のほうでも、土曜日に緊急の会議を開いた。新型コロナ対策が中心ではあるけれども、それと併せて菅内閣に引き継がれたことについての知事会としての考え方を話し合った。私も述べたけれども、他にも同趣旨を述べる知事が相次いで、知事会としてもデジタル化対策、DX・デジタルトランスフォーメーションについての全都道府県で構成する対策本部をつくろうと。新型コロナと同じような形でそういう対策本部をつくることが方針として一昨日出てきたところである。

地方としてもこの動きは歓迎すべきところがあって、行財政改革にもつながり、住民の利便性ということにもなる。中央省庁が動かなければいろんなシステムが輻輳していて、そういうものを束ねていくとか、効率化をしていく、あるいはクラウド化をしていくということは、我々のほうの仕事の進め方にも効果が上がるだろうというふうに思っている。このようなことから、私たちとしても地方全体でも応援をしていこうということであり、中央省庁の縦割り打破についても、地方のほうからいろんな知見を出せるのではないかと、私も提案をさせていただいた。

「質問（藤井）」
（令和三年度予算について）

コロナ感染症対策に追われている中、九月も半ば過ぎて来年度予算編成に取りかかる時期になってきた。本来だと毎年五月か六月頃、国の財政制度等審議会から建議が出され、国の財政の現状や次年度に向けての予算等、財政運営について明らかになるのであるが、本年はコロナ感染症の影響により、建議の策定が滞っているようである。

このような情勢の下、七月一日に同会の会長の榊原定征氏が今後の財政運営について見解を示した。その中で、地方財政については特別に触れられていないが、感染症の終息は見定め難いものの、今後は経済再生と財政の健全化はますます重い課題となるとして、今後の財政状況について厳しい見解を示し、このことは本県の財政にとっても今後大きくのしかかってくるものと思われる。

また、国では、七月二一日の閣議において、財務大臣から令和三年度予算の概算要求

の具体的方針についての発言があり、その趣旨は、政府としてはコロナの感染症の拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、二度にわたる補正予算について、その迅速、適切な執行をはじめ、引き続き感染症への対応が喫緊の課題であり、七月時点では令和三年度における予算をはじめとする対応について限界があるとしている。そして、次年度、令和三年度の概算要求については、政府、地方等の作業負担を極力減らす観点も踏まえ、関係政令を改正して予算案要求期限を一か月遅れのこの九月三〇日とした。また、概算要求の段階では、予算額を決めることはせず、仕組みや手続を簡素なものとするとした。

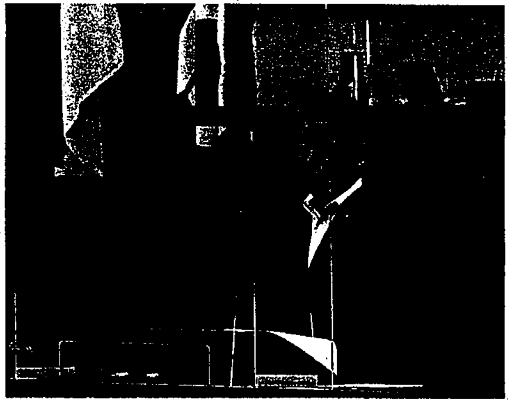

具体的には、要求額は前年同額とすること。コロナ感染症への対応など緊要な経費については別途要望ができることとし、要求の際には、歳出改革への取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直して無駄を徹底的に排除しつつ、中身を大胆に重点化することとした。また、年金、医療等に係る経費の自然増、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れ、社会保障の充実などに要する費用については、予算編成過程で検討することとした。このほか財投、税制改正要望、租税特別措置等にも触れていた。

このような国の動き及び方針を踏まえ、本県の次年度予算編成の在り方と方針を示される時期について、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」こうしたことを下敷きにして、これからの予算編成、あるいは方針を出していくことになるが、予算については、この議会が終わってから本格的に編成作業に着手をすることとしたいと思っている。

出される「基本的な方針」について、議員のほうからもコメントがあったが、今、鳥取県でもそうした国の動きも踏まえて、テーマを掲げるとすれば、一つにはやはり新型コロナ対策、これはまだ当面続くと思っている。これから冬にかけて情勢のフォローアップは必要であるけれども、例えばワクチン接種の時期などは新年の前半というふうにも言われているところであって、ワクチン接種が進まないと恐らく鎮静化に向かう最後の仕上げには進んでいかないと思っている。したがって、引き続きそういう医療提供体制なども含めた新型コロナ対策ということは大きな柱として考えざるを得ない。それが新年度予算編成ではないかなと思っている。

併せて、コロナがもたらした移住定住の動き、こういうものや、あるいは産業の分散化ということがあるのではないだろうか。議員が指摘の多極連携型の国づくり、これに踏み出すことになるだろうと。それは我々としても歓迎すべきことでもあって、そうしたことも大きな予算編成を行う目標になるのではないかというふうに考えている。

あと、三つ目には、コロナと併せて露呈したと言われているのが我が国におけるデジタル化、ICT化の遅れであった。これもキャッチアップが必要なテーマということになるので、この関連も行政のデジタル化と併せてテーマとしなければならないと考えている。

こうした三つのこれから取り組むべきチャレンジ、こういうものを見据えながら予算編成作業にかかるが、本県の場合、年内いっぱいはまずは政策論議をすることにしており、予算編成の計数作業などは年明けに政策経費については進めるということになる。我が県は予算編成もできるだけ効率化をしたり、それから新型コロナということもあるので、あまり密にならない編成作業ということも目指したいと考えている。

ちなみに今年度の知事会の優秀な政策に値する賞として、本県の予算編成が上げられた。大変名誉なことではあるけれども、この予算編成過程での職員の残業は三割カットできたこと。それから年末年始や土日も含めて、予算編成協議はなされなかった。当然のことであるが、ただ、これは実は全国的にできていないことであって、そういう結果をもたらすために、ペーパーレス化であるとか、それから政策経費については年明け一発査定、こういう効率化を大胆に図ってきたところであって、これらの評価がされたところである。

そういう意味で、具体的な予算項目については、本県の場合は年明けに出てくることになるが、大くくりな編成の

テーマとしては、先ほど申したように、議員の問題意識とも近い事柄になろうかなというふうに考えている。

▼童謡・唱歌によるふるさと再生について

令和2年9月議会・9月28日質問

「質問（藤井）」本年一月一五日、我が国で最初の新型コロナウイルス感染症の患者が発生して以来、この感染症を指定感染症と政令で定め、直ちに本県では平井知事を先頭に感染症との厳しい闘いが始まった。

国では、四月一六日に全国に緊急事態宣言を発出し、このことにより、本県では、外出の自粛の協力要請、施設の使用制限等の協力要請と公表、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、うがいなどの感染防止に必要な事項の協力要請が行われ、県民の日常生活に多大な影響を与えることになった。

このように、私たち県民についても制約された生活を送ることを余儀なくされ、それが日常になってきた。コロナ感染症拡大防止のためには大変重要で必要なことであるが、そのような自粛生活の中で、閉塞感や精神的負担、ストレス等の蓄積が問題となってきた。また絶対に許されないことであるが、差別や誹謗中傷などとして表れることもある。私はこのような事態の下で、鳥取県民の豊かな人情、県民性、人々の絆、もてなしの心などが大きく傷つけられ、ポストコロナ時代になっても当分の間、修復できないのではないかと日頃から危惧をしている。このことは、県の再生のためにも多大な影響を与えないかと心配をしている。

このような状況の中で、少しでも県民の皆様の心を和ませるためには、音楽の持つ力を借りるのも一つの方法ではないかと思った。

本県は優れた童謡・唱歌の作曲家など音楽家を多く輩出している。郷土の生んだ偉大な作曲家、岡野貞一氏作曲の唱歌「ふるさと」の歌碑が昭和四八年に鳥取市内に設置され、昭和六一年には作曲家、田村虎蔵氏の出身地岩美町で「いわみ音楽祭」が、そして、同年、鳥取市では日本のふるさと音楽祭が始まった。また、この頃に、県では、童謡・唱歌によるふるさとづくりを施策として推進し、その一環として昭和六三年には「童謡・唱歌のふるさと鳥取」と題して楽譜集と音楽テープを作成、配布し、「童謡・唱歌のふるさと鳥取」企画実行委員会を設立した。その後、平成七年には、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が鳥取市と共同で設立され、わらべ館が開館しておもちゃや童謡・唱歌の拠点として県民はもとより、県外の方にも親しまれ、特に童謡・唱歌については、その普及に努められてきた。

今日のようなコロナ感染症対策で県民生活が制約された中で、少しでも県民の皆様のストレスを和らげ、心の安らぎに資するためには、郷土の偉大な作曲家による童謡・唱歌等、美しい調べを広く県民の皆様に届けるのも一つの施策であると思うが、知事の所見を伺う。

「答弁（平井知事）」新型コロナの「メンタル面」については、やはり基礎的な対策が必要であろうというふうに考えている。これについては心の相談窓口というのを精神保健センター、原田先生等を中心にしたり、また各保健所・中西部の保健所でも設けている。併せて、SNS、LINEを通じてそうした心の相談も受けているが、コロナの状況があるので、週一回程度だったものが週四回、あと若干土曜もやるというようなことで強化をしている。実際にいつコロナにかかるか分からないという不安から、正直、パニック状態に関わるような、そういうような相談も寄せられたりしており、こういうことはやはり地道に続けていかなければいけないと思っている。

そういう中で、童謡・唱歌についても、議長の指示があったので、改めて答弁したいと思うが、これも本県の特徴ある文化遺産でもあり、わらべ館を中心にして、その振興を継承し、展開をしているところである。やはりそうした童謡・唱歌の我が県における系譜がある。童謡・唱歌の「ふるさと」もあり、田村虎蔵さんのそうした一連の歌もあったり、永井幸次さんとか、そうした継承すべきそういう文化遺産については、学芸員を置いて研究も深めているし、議員が発言のように、子供たちの癒やしという意味では重要なテーマにもなると思っている。

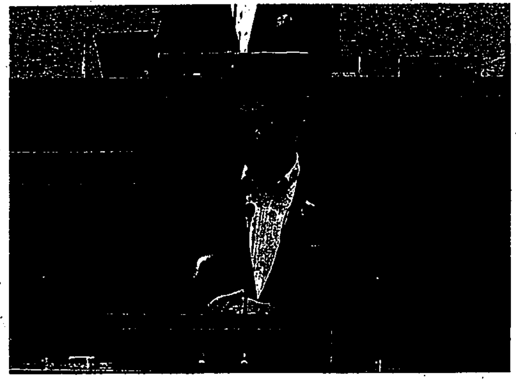

そこで、九月二一日、連休中にもこういう童謡・唱歌に基づくイベントを子供向けにわらべ館でも実施した。その際には、家族ごとにソーシャルディスタンスを取るという意味で、消毒をしたござを敷き、それで区分けをしながら聞いていただく。また、飛沫が演者から飛ばないように、そちらのほうも配慮をする、換気もやる等々、今のガイドラインをしっかりと守りながら開催して、大変に好評であった。本来二〇〇人入るホールであるが、三〇名ずつ午前と午後で実施をした。こういう新型コロナの時代であるので、童謡・唱歌もしっかりと活用し、本当の意味で安らぎを取り戻していく時間というものを工夫してまいりたいと考えている。

「質問（藤井）」コロナ禍における人の心への影響、ストレスについて述べてきたが、大人以上に子供たちにとっても、遊びに行けない、親と食事に行けないなど、行動の自粛、休校、休園など重なる制約によって、感じやすい心に悪い影響を及ぼさないか懸念されるところである。学校に

おいても三密状態を避けるために、換気の徹底、マスクの着用が行われ、相互のコミュニケーションも難しい状態となっている。感染症の対策については、自粛や規制が発出され、議論されているが、子供たちの心のケアについては議論が見えてこない。このような状況について、教育長はどのように考え、子供たちの心のケア、その対策についてどのように検討されているのか伺う。

子供たちの調査をされた専門家の話では、七割の子供について何らかのストレス反応があったそうである。また、三割の子供は自分や家族が新型コロナに感染したら、そのことを秘密にしておきたいと答えた。このことが公的に認証を得られたものかどうかは分からないが、真実に近いものと思っている。このような子供たちの心に影を落とす状況を和らげる一つの方法は音楽の力にあるのかなと思っている。童謡・唱歌については、その効果が高いと思われるが、特に鳥取県出身の作曲家の作曲による童謡・唱歌は、歌わなくてもその美しく親しみやすい曲を聞くだけでも心に残るものがあると思っている。子供たちの心の安らぎのために音楽の力は効果があると思うが、教育長の考えを伺う。

関連して、今日の新たな指導要領における小中学校における音楽教育の位置づけと童謡・唱歌など、音楽教科書における郷土の作曲家の曲はどのように取り上げられているのか、教育長にお尋ねする。

次に、童謡・唱歌の普及に関連して、学校の音楽教育については、県教育委員会には専門の指導主事がおられ、各学校には音楽担当の教員がおられるが、一方では、童謡・唱歌をはじめ、音楽を広く県民の皆様に親しんでいただくためにわらべ館があり、音楽の専門家が所属している。このような学校音楽教育とわらべ館の活動について、連携はどのようになっているのか、協議会や連絡会のようなものはあるのか、教育長に伺う。

「答弁（山本教育長）」コロナ禍における子供たちの心のケアについて質問された。

マスクを着用とする、様々な行動制限からくるストレスであったり、あるいは感染の恐怖からくるストレスであったり、子供たちも様々なストレスにさらされる中で日々を過ごしている状況であって、心のケアについても丁寧に対応をしていく必要があるというふうに認識をしている。

県の教育委員会としては、学校現場に対して、こうした子供たちに対してできるだけ相談しやすいような雰囲気づくりであったり、実際に相談があったときには、担任等が一人で抱えないで、チームによる対応をするようにといったことについて注意喚起を図っており、そうしたことを感染症の対策ガイドラインの中にも盛り込んでいる。

また、こうしたところに主に対応する養護教諭であったり、それからスクールカウンセラーであったりというのがまず中心になろうかと思うが、スクールカウンセラーは例年四月に入って、学校が始まるような時期から配置をしていくというのがこれまでであったが、今年は切れ目なく四月一日から配置をして、こうした心のケアにも備えるといったことを行っている。

また、ホームページ等で、保護者の方々も含めた相談窓口の紹介であったり、心のケアについてのポイントであったり、そうしたものについても周知を図ってきているところである。

学校現場でも、養護教諭が実際に感染症の防止対策について子供たちに説明する中で、何か不安に思うことがあったら、保健室にいつでも来ていいよといったようなことで子供たちに働きかけたり、あるいは教室で担任が子供たちが休憩時間に会話をしているような何げないやり取りなどにも注意を向けるといったようなことで、そうした気配りも学校現場のほうでは行われているということで、今後もこうした子供たちの心の変化に機敏に対応できるような体制で取り組んでまいりたいと考えている。

それに関連して、童謡・唱歌について質問があった。音楽には人の心や体に影響を及ぼす力があるというふうに言われており、こうしたことをいいほうに活用していくということは教育の現場でも行われているところである。実際に音楽という教科の中では、様々な表現であったり、鑑賞活動を通じて豊かな心の醸成であったり、あるいは創造力の涵養であったりということを目指して取り組んできているところである。

本県では、岡野貞一さんであったり、田村虎蔵さんといったような方がいらっしゃるが、学校教育の中で学習指導要領というものが定められており、この中でも唱歌、童歌というものが盛り込まれている。全国で使う音楽の教科書の中の共通教材としてこうした童謡・唱歌が入れ込まれているが、本県で使用している教科書にも「ふるさと」であったり、あるいは「春の小川」「もみじ」「おぼろ月夜」など、岡野貞一さんが作曲された曲が数多く含まれている。そうしたものを授業の中で子供たちも学び、口ずさんで、こうした童謡・唱歌に触れることによって郷土に対する親しみも加えて愛着なども育んでいるところである。

その件に関して、わらべ館との連携ということであるが、特に連絡会というようなものは設けていないが、連携は日々というか、日頃から図られている。例えば先ほど話があった専門員が中心になって童謡コンサートなどを開かれるが、そうしたところに子供たちが参加をしたり、あるいは童謡・唱歌、あるいは岡野貞一さんについての勉強会など開催されるが、そうしたところに小学校の児童が出かけていって学んだりといったようなことであったり、社会科見学の中でわらべ館を訪れて、中には教室のしつらえがあって、前にオルガンがあってという場所があるが、そうしたところで実際に岡野貞一さんなり田村虎蔵さんなりの歌を口ずさんだりというようなことも行われている。また、今年は新型コロナの関係で中止になってしまったが、本県ゆかりの童謡・唱歌について理解、継承を図るために、小学校の先生方を対象とした講義というものが計画されていた。こうしたことなどを通じて先生方にもわらべ館の存在なり童謡・唱歌の普及について理解を深めるといったような取組も連携をしてなされておるところであって、引き続きわらべ館とも連携して取組を進めてまいりたいと考えている。

「質問（藤井）」初めの予算等に関しては、本当にコロナを見据えて編成していく中でも、本県の特徴を生かした予算を積極的に進めていくというふうに受け止め、納得した。

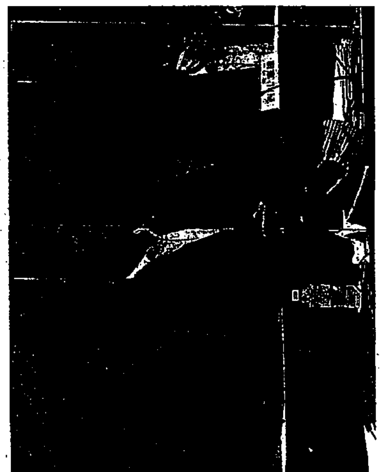

また、教育長、知事も答弁されたが、コロナ禍での子供のメンタルヘルスという意味でも、すごく対応をしっかりされているなという印象を受けた。アメリカの研究であるが、コロナ禍では抑鬱を持つ人の有病率が平時の三倍に跳ね上がるというデータもあり、精神科の医師に聞いたところ、やはり軽い抑鬱状態のときにいかにカウンセラーだったり医師であったり、そういった専門の方と話して適切なアドバイスをいただくということが重症化を防ぐ一番いい手法だというのは聞いているので、子供、大人でも、なかなか自分からそういった状態を言えない方もいるかもしれないので、アウトリーチ的なしっかりとした取組とい

うのを進めていただきたいと思う。

童謡・唱歌については、知事、教育長、大変丁寧な答弁をいただきありがとうございました。また後ほど追及をさせていただくけれども、まずは経済について追及をしていく。

ポストコロナ時代の県経済建て直し施策の一つとして、観光客の誘致と観光事業の振興が挙げられる。先日の一般質問で福浜議員も取り上げられたが、このような中、ウェブ上の記事ということで実態はなかなか確認できていないが、ウェブ上でこういうものがあった。コロナ後に観光に行きたい都道府県ランキング二〇二〇という記事があって、鳥取県が三九位というランクであった。私としては大山、砂丘、三徳山など、本県の観光資源から見てランクは相当高いかなと思っていたのであるが、この結果にちょっと驚いている。このことは放置しておかずに、しっかり調べて、またその理由によっては、今後の本県観光を見直す機会にもなると思うが、そのことについて知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」指摘のような調査結果があって、三九位ということであるが、実は岡山、山口が四〇、四一で、どうも中国地方が意外に伸びていないということである。ただ、同じような調査で大体統計を取っているところである。うちは三〇台の後半というのが例年続いており、昨年度、令和元年度は、二五位に躍進をしたところである。理由の分析はまだ十分できていないが、去年はずっと全国の真ん中まで伸びてきたと。もともと恐らくインターネット等でアンケートを取っているのであるが、母数的には関東近県の人口が多いから、そういうところが例えば北海道とか沖縄のように飛行機ですぐに飛んでしまうところと、あと周りのところで魅力のある観光地がやはりどうしても数が伸びるということだと思っている。

今、コロナの状況があって、一つにはそういう人口集積地が近所に出かけるというようなことが多分皆さんの頭の中にあるのだと思う。議員が指摘の調査でも、やはりトップは北海道であり、それから沖縄とか京都だとかそうした有名観光地が続くものであって、もともとうちの力としては大体その辺だったのかもしれないが、問題は回答の背景にあるトレンドだと思っている。今回の調査の中で一つ注目されるのは、自然とか癒やしだとかそういうものに対する興味がやはり高まってきているようであり、それからこういう感染のおそれに対する安全・安心、これも評価の対象としては高かったようである。そういうところに着目をして、やはり選択される傾向が出てきていると。前者のほうについては、本県はもともと自然系の観光地が多いところであるから、その辺は一つ拾えるところだと思っている。そこにコロナもあり、飛行機とか鉄道よりも車で行けるところとして選ばれる傾向が強まっているようである。

私どものところはもともと交通の便がそんなにいい県ではは相対的にないものであるから、そういう意味で、なかなかちょっと行きにくいということで順位が低下傾向だったわけであるが、もし若干取り戻せるとしたら、ドライブ需要を伸ばしていく。そういう意味で、この連休からガソリン代の二〇〇〇円のキャンペーンを始めており、こういうものはお宿に泊まると得られますよというような形にいたしているところである。また、星空と引っかけて、「ことりっぷ」という、特に女性の旅が中心に旅の旅行誌等々とタイアップをした星空のキャンペーン、これもこの連休時期から始めている。

あと、コロナ対策であるが、やはり安全・安心ということがないと、結局、足が遠のいてしまうことになってしまう。そういう意味で、本県ガイドラインを作ったり、また安全・安心の観光・飲食エリアとしてまちごと名のりを上げるというのを始めたところであり、全国でも珍しい取組だと思っている。実は恐らく本日、今

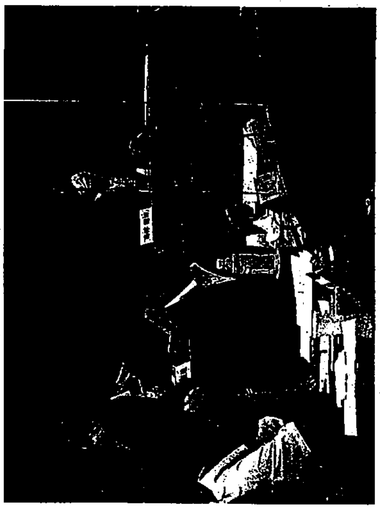

やっていると思うが、大山寺エリアの話が成熟をして、県と協定を結んだ砂丘、大山寺エリアの中で大山寺のほうが全ての三〇数業者の了解が取れてみんなコロナ対策をやると。お互いに相互監視していきますよという体制が整って、今日、安全宣言をされるというふうに伺っている。

こういうようなことを我々もメッセージとして外に出していくことで、安心して来ていただける観光地。これは実は従業員の皆様にとってもいいことであり、防御体制をしっかりと取っている。そういう観光地であるからお客様も協力してくださいねというふうに呼びかけていく。こういうことでコロナ禍でも持続可能な観光の在り方につながっていくと思っている。

こういう二つのトレンドがそうした回答の背景にあったようであり、この辺を伸ばしていければと思っている。

「質問（藤井）」早速詳細に分析をされて、多面的な取組にもう手をつけているということで安心をした。何度も来たくなる観光地として鳥取県が名のりを上げれるように期待している。

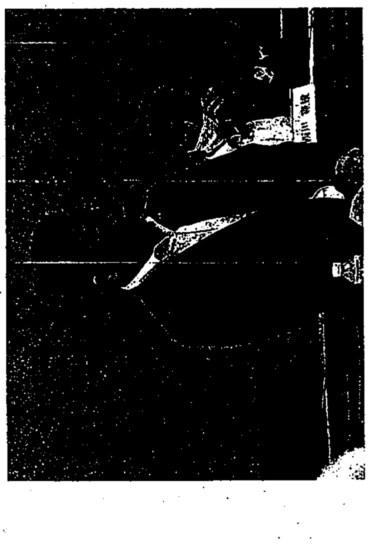

ポストコロナ時代を見据え、デジタル化推進の観点で追及をしたい。

知事も話された政府がデジタル庁の新設に向けて本格検討に入るなど、今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は、国の政策において大きな潮流になっていくと予想されるところである。医療分野においても、例えばオンライン診療は、コロナ以前から医療過疎地対策などで国の施策として取り上げられてきたが、このコロナ禍において、コロナ蔓延地域においては、その有用性が再認識されたところである。

今後、ICTを駆使した効率のよい医療提供体制の構築が急がれる中、ベースとなるのは当該地域の医療ネットワークシステムである。そこで、本県の医療ネットワークシステムに目を転じると、「鳥取県医療連携ネットワーク・おしどりネット」は、鳥取大学医学部附属病院が中心となり、二〇〇九年に運用が開始された。現在、情報提供医療機関として一六機関、情報参照機関として六一機関、県外参照機関として七機関が登録をしている。診療データを共有することにより、効率的な医療の実践に大きく資するネットワークが構築されつつある。

ICTを活用した診療情報の共有により、正確な診療情報に基づく一貫した医療の提供、また、医療の質の向上、また、重複検査を避けて患者負担の軽減が図れることなどはもとより、救急医療、災害医療時にも大きな効果を発揮することが期待されている。

このような医療連携ネットワークは、参加医療機関が多くなればなるほど、そのメリットは相乗的に大きくなっていく。今後、おしどりネットがその有用性を遺憾なく発揮するためには、さらに参加機関を増やしていくことが必要で、まさに今ネットワーク発展の過渡期にあると言える。

地域包括ケアシステムの構築の必要性が強く指摘される中、医療・介護・福祉の連携を進める上でもネットワークシステムの整備は必須であると思っている。また、同じく、地域医療連携ネットワークシステムである島根県の「まめネット」、岡山県の「晴れやかネット」等との連携も進めていくことが必要である。

医療の質、効率性を高め、広く県民の皆様の健康を守るという意味でも公益性の高い事業であるので、県としてこれからもおしどりネットの維持発展に関して継続的な支援を行うべきと考えるが、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」「おしどりネット」は平成二一年度に鳥取大学と西伯病院を結ぶことから始まった。それで平成二四年度からは県のほうでも支援を入れて、全県的に活用できるようなネットワークにしていただくようにお願いをし、働きかけをしてきているところである。

経緯からして鳥取大学が中心でやっておられるけれども、結局、遠隔でカルテを共有したりして、それでしっかりとした治療につなげていけるようにということにもなり、またこうしたデータベース等を参照しながら、適切な医療を選択して患者一人一人に沿った対策を講ずることもできるようになる。いろいろと汎用性の高いシステムだというふうに考えており、本県も支援を継続してやってきた。

現在では、藤井政雄記念病院とか県立厚生病院や三朝温泉病院など、中部も含めて多くの病院が加盟されている。本議会に提案した予算の中でも、実は鳥取赤十字の接続経費を入れており、こうしたことの支援を今後も継続をしながら、議員が指摘の加盟医療機関の拡大を図っていくことがまず第一だと思っている。

あと、併せて、ちょっと厄介な課題としては、会計検査の問題があって厚生労働省が方針を転換してきたのが運営費についてである。運営費については、当面は段階的に縮小していくということで今厚生労働省と話し合ってきたところであるが、そこに国費絡みの基金の事業を使えないという扱いが出てきた。実はこ

れは鳥取大学とか県医師会、地域医師会などと協議をした結果、皆でNPO法人をつくって医療情報の連携ネットワークの協議会をこしらえられたところである。今後、鳥取大学からこちらのほうに運営主体が移って永続していくという形になっていくが、多くの方々、たくさんの医療機関に入っていただいてそれを支えていただくのが大切だと思うので、そうした加盟団体の数を増やしていきたいと思っている。

また、「まめネット」をはじめ、島根とか岡山のそうしたネットワークとの関係等々、さらにデジタル化にふさわしい体制づくりについて、関係者ともよく協議をして、県も今後とも必要な支援を行ってまいる所存である。

「質問（藤井）」 答弁については、デジタルインフラと言えると思う。これからの地域医療をしっかり担う意味でも、先ほど山口議員の質問にもあったけれども、インフラがあってこそのスープラ（※生活、社会活動）が生きてくるということがある。県民の健康を守るという意味で非常に大切なインフラだと思っているので、今後ともよろしくお願いしたい。

〈童謡・唱歌について〉

岡野貞一氏作曲の「ふるさと」は、鳥取県の第二の県民歌と言ってもいいほどに県民の皆様に親しまれ、ふるさと鳥取を感じさせる曲である。また、日本国民にとっても第二の国歌とも言えるような格調高く、ふるさと日本について心に訴える曲である。就職や進学で鳥取県を離れ、遠くからふるさとを思うとき、浮かんでくるのはこの曲ではないかと思う。また、日本人が長く海外に滞在し、祖国日本を思うとき、この歌が浮かんでくるのではないかと思っている。平井知事もニューヨークで生活されていたときにこの「ふるさと」の調べが心の中をよぎったことは何度かあるのではないかと推察をしたところである。

わらべ館では、音楽の専門員がおられて、童謡・唱歌をはじめ、音楽を広く県内に普及させると同時に、音楽関係の研究も進められており、毎年「音夢」という情報誌を発行し、その成果を報告されている。

そこで、提案であるが、この研究の一環として、県と合同で「ふるさと」についてオーケストラなどに編曲された楽譜や研究文献があれば、資料として収集していただき、そして、海外では、この「ふるさと」の旋律でそれぞれの国の言葉で歌詞をつくり、歌ったり、演奏したり聴かれていると思うので、これも調査されたらと提案する。

一例として、卒業式で歌ったり、出航時に流れる曲は「蛍の光」であるが、原曲はスコットランド民謡「オールド・ラング・サイン」に日本の歌詞をつけたものである。作曲家を生み育て、郷土の宝とも言える「ふるさと」について、関係文献を収集し、諸外国への曲の普及について調べておくことも私たちの責務だと考えるが、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」 童謡・唱歌の「ふるさと」は、岡野貞一さんが作曲をされて一〇〇年以上愛されている。平成二六年に「ふるさと」ができて一〇〇周年を祝おうということになって、とりぎん文化会館でも森昌子さんに来ていただいてコンサートをやったり、またシンポジウムをやったり、さらには長野県のほうであちらは作詞のほうになるのであるが、長野と結んで、それから各地を結んで「ふるさと」をみんなで合唱をすると、そういうプロジェクトも当時行われた。私も長野の阿部知事と一緒に参画をさせていただいた。

やはりいろんな場面を通じて、言わば心の中心にある歌、数少ない歌だというふうに思っている。先ほど「蛍の光」の話があった。中国では友情万歳、友情万歳と連呼をする歌であり、要は友好関係を象徴するようなそういう誰でも知っている歌になっているが、話されるように、スコットランドから始まったものであって、日本ではなぜか別れの雰囲気で「蛍の光」という扱いになる。こういう楽曲が様々な文化と融合しながら展開をしていくということはあるわけである。

私も異国の地におったときもそうであったけれども、結構、海外の県人会に行っても、大体「ふるさと」をみんなで歌うというのが鳥取県の県人の皆さんのパターンになっている。それぐらい海を越えて時空を超えて私たちをつないでいるのがこの一つの曲ではないかと思っている。

これについては、星野辰之さんというバリトン歌手が研究を寄せられたことがあった。非常に特徴があるという、それは三つの基本和音、これをモチーフにしてやっている。それから同じ旋律を音程を変えたりちょっとトーンを変えて、それを繰り返し使うという、これが岡野貞一さんの作曲の一つの形になっていて、それに「ふるさと」という歌もそういう形でのっとっていると。そうすると何が起こるかというと、合唱がしやすいということである。幾つかの和音で形成されているところがあって、であるからそれを上手に使って組み合わせていくと、合唱をみんなでやるときの編曲にもつながってくるし、ある意味シンプルなものであるから心に残りやすい、そういうことがある。

そういう意味で、この曲の使われ方については、わらべ館に学芸員がいて、過去も研究をしてきている。例えば琴で使った旋律を今わらべ館にも保管をしていたり、そういう様々なバリエーション、こういうものも収集をしているところである。今日もせっかくそうした質問をいただいたので、また関係先のほうにも伝え、こういう海外への展開例だとかはまだまだ正直分かっていないことが多いわけであるので、そうした研究展開についても勧めてまいりたいと思っている。

「質問（藤井）」 どうぞよろしくお願いする。

今日は童謡・唱歌を取り上げたのは、やはりこのような状況の中で心の豊かさを育むことは非常に大事なものなのかなと思って取り上げた。

我が国が誇る偉大な数学者岡潔先生がいらっしゃる。多変数複素関数論で偉大な業績を残されたと、僕はちょっとよく分からないが、その先生が残された言葉で非常に感銘を受けた言葉があって、数学の本質は計算や論理ではなくて情緒の働きであると話されている。情緒というものがどういうものかというのはなかなか一言で言えないけれども、先ほど教育長もわらべ館で話されたが、木造教室を模した部屋があって、そこで音楽を聴くことができると。僕も行って、本当にその教室に足を踏み入れた瞬間に木造がきしむ音を聞いただけでタイムスリップするような。僕の小学校は鉄筋コンクリートで床もタイルだったので、なぜ懐かしくなったのか分からないけれども、そういった説明できないところが情緒なのかなと思った。

本当に今、教育にもであるが、いろんなことが数値化されて、偏差値とかそういったものが重視されるような風潮があるかと思うけれども、そういった目に見えない情緒を育むとか、そういったことが意外と人生の本質をつかんでいるのかなと思うこともあり、しっかり今後ともそういった視点で教育を進めていただければと思っている。要望して質問を終わる。

▼新総理の政策課題と今後の県政運営について

令和2年11月議会・12月8日質問

「質問（藤井）」 先日、一つのニュースが日本列島を駆け巡りました。「はやぶさ2」がリュウグウの資料を持ち帰って、そのカプセルが回収されたというニュースです。その資料は、本県三朝町にあります岡山大学惑星物質研究所でも分析をされます。このミッションの成功を受けまして、本当に改めて日本の技術力の高さに感銘を受けました。

そして、五二億キロ、六年間の長旅を淡々と成し遂げた「はやぶさ2」に心の中で拍手を送りつつ、私も淡々と一般質問を進めていきたいと思います。

本年一〇月二六日、第二〇三回国会で菅内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、その政策課題・方針が示された。冒頭で、我が国の現状について、新型コロナウイルス感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みについて、国難のさなかと表現し、続いて所信を示し、項目立てでは九項目あって、いずれも我が国にとって大きな課題を抱えており、早急な施策が必要とされる。

その中で、本県が関心を持つべきテーマとして、「デジタル社会の実現」、「活力ある地方をつくる」、「新たな人の流れをつくる」、「安心の社会保障」の四項目が挙げられる。

このうちデジタル社会の実現については、本県のSociety5.0の推進に関連し、県政の最重要課題と理解しているので、質問を分けて、

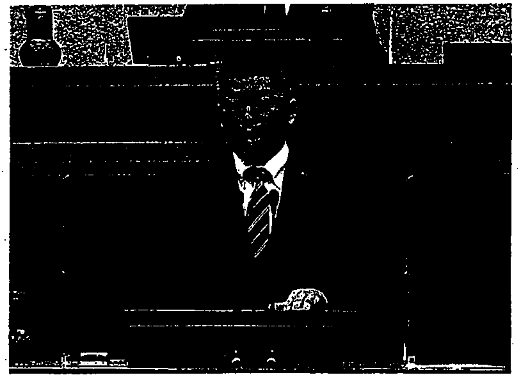

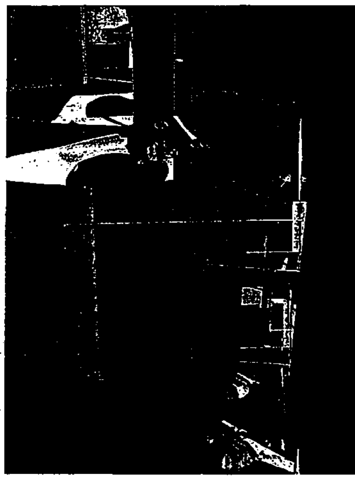

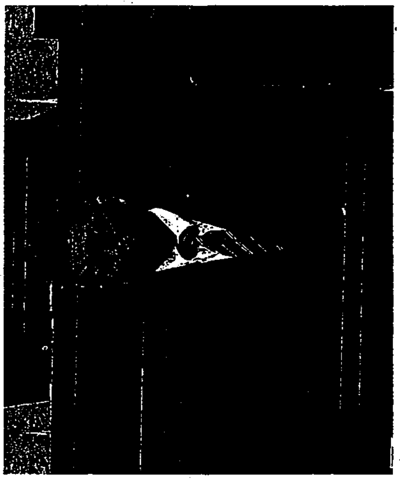

後で取り上げる。

まず、「活力ある地方をつくる」であるが、例えば、ふるさと納税制度創設は、総理が総務大臣当時から取り組んできたテーマである。このうち農業施策については、現在でも海外での日本の農産品は根強い人気があり、輸出額はまだまだ伸ばすことができるとの認識の下、二〇二五年までには二兆円、二〇三〇年までには五兆円を目標に、当面の戦略を年末までに策定するとされている。このことに関連して、国では、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」を制定し、今年の四月に施行するとともに農林水産物・食品輸出本部を設置し、輸出促進に関する基本方針や実行計画を作成し、農林水産物と食品の輸出関係業者の支援に取り組むこととされている。

本県においても農林水産物の輸出については鋭意取り組んできたところであるが、その生産が追いつかないのが現状だと思っている。

一方、県産品ブランドは、全国的にも大きく評価されているが、国内における産地間競争は非常に厳しいものがあり、人気があればあるほど、いずれ同じような産品が作られることが予想される。本県農業の将来を見通すと、やはり、販路を海外に向ける施策が必要である。海外の「食の市場」状況については、平成二七年度には三七〇兆円、二〇三〇年では、その五倍の一四〇〇兆円規模近くになると見込まれており、我が国でも五兆円の輸出額の目標達成に向けて、生産基盤強化、海外への商流構築、日本食や食文化の発信など強力に進められている。

本県においても、今後、国の「農林水産物・食品輸出本部」の力を借りて、本県産品の輸出促進体制とそれを支える生産体制を一層強化してはいかがか。また、本県独自で海外市場調査や新たな産品開発も必要となると思うが、知事の海外市場への見通しと県内産品の輸出向け体制の整備について、併せて伺う。

次に、「新たな人の流れをつくる」についてである。ここで中心課題とされているのは、産業や企業の環境の激変に注目し、大企業等の経験を積んだ優秀な人材を地方の地域の中堅・中小企業経営人材として紹介する制度をつくって、まずは銀行関係を対象に進めることとされている。本県でも、令和新時代創生戦略・第二期創生戦略において、将来的にも地方移住につながる関係人口の創出・拡大に鋭意取り組むこととされている。Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０を県政の中心施策としている本県であるから、企業や県民の皆様の協力の下、あらゆるデジタル媒体を駆使して関係人口の創出やＩＪＵターンの移住促進に取り組むべき時期だと考えるが、知事の考えを伺う。

次に、「安心の社会保障」についてである。ここでは、我が国長年の課題である少子化対策への強い取組が取り上げられている。このために保育園等地域の子育て資源の整備による待機児童の減少が進められてきたが、近く、国では「子育て安心プラン」が取りまとめられることになっている。このほか、男性の育児休業取得促進に加え、不妊治療に対する支援として、所得制限の撤廃や保険適用の早期実現が進められることとなっている。

本県では、子育て王国とっとりの実現に向けた取組の成果が、特殊出生率の全国平均一・四台のところを一・六台と上回ることにより実証をされており、第二期創生戦略では、基本目標として、令和六年に一・七三とされている。さきに人の流れの中でも移住について触れたが、ここでも都会から子育て適齢期の男女に本県に移住していただく施策の柱の一つとして、子育て王国とっとりを様々な広報媒体を使って強く打ち出していくことが必要であるが、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」 まず、冒頭、「はやぶさ2」につきましてお話がございました。「はやぶさ2」は、カプセルが無事にオーストラリアの大地に到着しました。お帰りなさいという気持ちでいっぱいでありまして、日本中が、また世界が注目をする一大イベントになったところであります。

これから、今日ＪＡＸＡのほうに恐らく入るでありましょうし、それが年内なのか年明けなのか、もう近々、こういう三朝にあります岡大の研究所のほうに来ることになります。このことによりまして、人類の起源であるとか宇宙の成り立ち、銀河系の成り立ち等々、特に太陽系の状況等々、謎が解けてくるピースが与えられることになるのだろうと思います。

私たちの体はアミノ酸でできているわけでありますけれども、結局炭素がふんだんに含まれている、そういうリュウグウという小惑星、そこに何が隠されているのか。ひょっとすると、地球上の生物が持っている、生命をつかさどるアミノ酸の起源になるようなものがひょっとしたらあるのかもしれない、そんなようなことを研究所のセンター長も言っておられました。なぜ真っ黒い星なのか、その辺の謎も恐らくは分かっていくのではないかなというふうに思います。

そういう意味で、この新型コロナで非常に重苦しい空気の中にもかかわりませず、壮大な挑戦が日本の手で多くの人々の協力の下に出来上がったことは、ある意味勇気を与えることではないかというふうに思います。「事足りて　しかも師走の　月夜かな」と尾崎紅葉が詠んでおられますが、そんな夜空に私たちも大きな希望を見いだしたような感じがいたします。成功をお祈り申し上げたいと思いますし、年明けには、私どもも三朝という地元でありますので、シンポジウムを開催することにいたしております。

菅総理の新しい政策について、質問があった。この間の総理の所信表明演説等で示されたこと、まずは農業の問題、あるいはデジタル化の問題等々があった。

これについては、総理のほうも席上で話され、また先般の五日の記者会見でも話された。まず第一の課題は、新型コロナ対策をしっかりやるということ。

一点だけ申し上げると、実は、昨日二件の陽性者が見つかったところであるが、そのうちの一名は鳥取赤十字病院の職員であった。ただ、医療従事者ではなく、病棟に入っているということはないと考えられるが、夕べから西土井院長とも話をしており、鳥取市の保健所とも協力をしながら、今朝も話があったが、専門家の方にも入っていただいて、できる限り病院への影響が最小限でとどまるように、しっかりとした対策を取っていこうと。実は、朝からＰＣＲ検査など、ローラーをかけているところである。

相次いでいるこうした状況、隣の島根県では県立中央病院の課題がでてきているが、どういうわけかこういう一番大事なところに結構患者さんというものが現れる。感染症であるから、決して罹患したことを責めることは絶対にできないし、やるべきでないのであるが、ただ、影響を食い止めることが大事だと思っている。そういう意味で、協力をしてやっていこうと。事ほどさようなことが今、全国で起こっていて、鳥取県も大阪や北海道の援助に上がるということである。

そういうようなことなどを含めた予算も含め、恐らく来週、第三次補正予算が閣議決定されると思っている。その翌週、二週間後の火曜日であるが、そこで当初予算の案が決定されるだろうという予算スケジュールになってきた。そのおおむねの方針が今日示されると考えられるが、一九兆円に及ぶ第三次補正予算になるのではないか、また当初予算を含めると、三〇兆円の大台に乗ってくるのではないだろうか、事業規模ベースでは七〇兆円を超えてくるだろう、今そんなような報道が始まっているところである。

これまで漏れ伝わってくるところからすると、議員が今日テーマとして発言している農業問題、デジタル問題というのは、大きな山として、そこに見積もられていると考えられるところである。

議員の発言にもあったが、菅総理は就任以来、国外に日本の農業の農産物、こういうものが売れるのではないだろうか、農林水産業というのはそういう意味で輸出産業として使えるのではないだろうか、これが地方の活力の源になるのではないだろうか、こういうような考えであった。

そのような意味で、恐らくこの三次補正等の中で、いわゆるパワーアップ補助金と言われる生産基盤を整えていく助成制度のてこ入れがあるのではないかと思っているし、畜産クラスター制度もやはりてこ入れがなされるのではないだろうか。実は、ＴＰＰについて、既に政府は輸出をもくろむ、そういう政策大綱を持っている。それに基づいて、こうした諸施策のてこ入れがなされるのではないかと見込まれているところである。

さて、本県の場合、この輸出はどうかというと、議員も御案内のように、実は鳥取県は隠れた輸出先進県であって、昭和八年から二十世紀梨

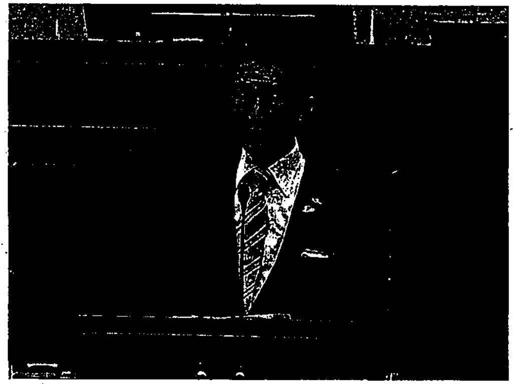

を輸出していく、特に昭和六〇年には、全国で一番農産物を輸出したのが鳥取県であった。この議場におられた花本美雄議員が特に頑張られて、周りの人は結構大変だったという面もあるのですが、オッペンハイマーというアメリカの会社のほうに大挙して行ったり、それから海外を売り歩くというようなことを元気よくされていた。最期までこの議場を愛しておられた方のお一人でもあった。

この花本議員が当時夢見ていたようなことは、実は今、現に起こっていると思っている。二十世紀梨は、相変わらず台湾等では中秋の名月の贈物として珍重されている。最近では、イオンの香港店があるが、そこで本場の岡山産と肩を並べているのは北栄産のシャインマスカットである。最近、私どももブドウや柿の生産振興のための特別の事業をつくり応援したこともあり、シャインマスカットの作付面積がここ数年で急速に拡大をしてきている。それの一つの成果だと思うが、このたび売り出したところ、まとまった販売になって、岡山産と肩を並べるような形になっているところである。

こういうものもあり、あと、先般来紹介しているように、ネットオークションで鳥取和牛が二回にわたって売られて、売り出すと売り切れるものであるから、こういう手応えがあるのではないか。はなふさというお肉の販売業者がそれに意を強くされていて、これから東アジアで売っていく、そういう構想を今、進めている業者も和牛関係で出てきたところである。

これはかねて予定していたが、実は今週末ぐらいからタイのほうでは鳥取フェアを開くことにしている。あちらのサイアム高島屋というバンコクの有名百貨店のほうで私どもの一連の特産品、特にこの季節は富有柿が売られている。こちらのほうではそれ以前にも、例えば王秋梨とか新興梨だとか、そういう梨のシリーズも実は扱っていて、特に富有柿は引きが強いところである。それから、向こうの有名料理屋さんでも鳥取フェアを開催していただくことになっている。我々は行くことはできないが、ただ、そうしたことで海外での展開をしている。

例えば、広岡農場という鳥取市内の農産物生産事業者のほうでは、かねて輸出に力を入れておって、実は今年、今シーズンは巣籠もり需要が向こうでもあったようで、二割増の売上げとなっているところである。事ほどさように、いろいろと追い求めていく値打ちのあるルートになり始めていると思うので、しっかりと応援をしていきたい。

次に、Society5.0ということを考えるに当たり、関係人口創出やIJUターン、こういう移住促進に取り組むべきではないか、特に子育て王国とっとりについて、広報媒体を使ってそれを打ち出し、本県移住の促進剤にしてはどうかと、こういうお尋ねであった。

これについては、かねて鳥取県は移住を進めてまいっており、今シーズンはちょっと昨年よりも落ちるけれども、それでもかつてに比べると、移住の流れは続いておって、潜在需要はむしろ増えているような手応えすら感じている。

そういう中で、経験的に持ってきたのは、やはり子育てで施策が非常に移住対象層である二〇代、三〇代ぐらいの心に届く。私どもは仲間の県と一緒にこれまでもこういう子育て応援をキャッチフレーズにした移住フェアというものをやっており、今年も、実は二月に、コロナがあまり燃え盛る前であるが、東京のほうでそういう鳥取県も参加したフェアをやって、二五〇〇人が訪れ、子育て世代を中心にして、鳥取のブースにも多数来場いただいた。例えば、森のようちえんの話とか、それから保育料無償化とか、一八歳までの医療費無償化というか補助制度だとか、そういうのが全国どこにもないやり方をしていることが非常に評判がよく、手応えがあった。議員が発言のように、そういう新しい切り口で訴えかけていくのがいいと思っている。

また、コロナ対策を含めて、最近は東京の大都会の真ん中に住まなくてもよいという考え方が強まっていて、各種アンケート調査等でも引っ越しの需要の対策、そういう傾向が読み取れるところである。

今、報道されているが、政府のほうでも、そういう意味で移住して家を買うことを応援するポイント制度をやってはどうかという、こういうようなことも出てきており、ちょうど追い風が吹いてくるだろうと思っているところである。

昨年から週一副社長というキャッチフレーズで、大手のサイトと連携をしながら、県立のハローワークで副業の募集をしている。実は、今年も一〇〇〇人を超える方々から問合せが来て、最終的には四〇社で六〇名程度が採用されるということになった。採用ベースが去年を大きく上回る規模になってきている。今回はネットを中心でやるので、そうすると、応募があったのはドバイとか、それからニューヨークとか、そういうところからも応募が来て、実に三割程度は皆さんよく知っている大手企業の皆さんであった。やはり日本全体の傾向として、こういうように、だんだん会社を離れながら人間が独立していく、そういう中で、取りあえず半分住んでみるかというような方々が今、出始めているということだと。このトレンドをしっかりと捉えていくことが大事なのだというふうに思っている。

そうした意味で、子育て世代向けに今、ターゲット広告を打っている。それから、オンラインでの移住相談会、こういうものをやって、先ほど申した森のようちえんとか、それから様々な子育て施策などを前面に出して、訴えかけをしているところで、そうした意味で、新しい展開を我々も模索をしているところである。

▼本県におけるデジタル化について

令和2年11月議会・12月8日質問

「質問（藤井）」総理は、政策課題の一として、強靱なデジタル社会の実現を国民に約束した。これは、日頃から言われているように、国際社会の中で我が国のデジタル化は、先進国の中でも二〇位後半と遅れていること、特にこのたびのコロナ禍において、各種の交付金の受給申請の受付・支給作業において遅延や混乱が発生し、行政のデジタル化の不完全さが顕在化したことなどが上げられている。

政府では、強力な権限を持った推進組織、デジタル庁を創設し、デジタル化社会の実現に鋭意取り組んでいくことになり、また、教育に関しても、小・中学生に対して一人一台のIT端末の導入を進め、オンライン教育を拡大し、デジタル化社会にふさわしい、新しい学びの実現も取り上げることになった。

本県においては、知事が先頭に立って、本年一月鳥取県Society5.0推進本部を設置し、この一〇月に改定された鳥取県の将来ビジョン・未来への挑戦の中でも、その実現化に向けての考え方が示された。この将来ビジョンを見ていくと、県政の多くの課題が取り上げられているのであるが、解決への道を探って進むことがSociety5.0の推進であると考える。

本県のデジタル化に向けての動きは、近年突然に発生したものではなく、事務の合理化などを通じて既に取り組まれてきた。特に平成二七年の知事選挙の際の平井知事の選挙公約・マニフェストでは、光ファイバー網等によるICT情報インフラの充実、医療ロボットなど先端技術研究と実用化、また三一年の知事選挙でもGIS・IoT等を活用したインフラの安全管理と防災対策、商工・農林水産にIoT・AIを活用した産業のスマート化、電子申請、そして、AIによる県庁改革など、県域全体のデジタル化の推進について、県民に約束をされてきた。また、本県を取り巻く状況も、5Gの出現など変化の渦中にあり、遠隔授業、リモートワーク、オンライン診療など、新しい動きが出てきた。

このような経緯から、本年一月、県庁内に関係の組織、Society5.0推進本部が設置された。この本部では、既に二回の本部会議と一回のアドバイザー会議が開催されたので、その会議録を読んでみた。Society5.0の推進は大変な事業であり、県民の皆様の十分な理解が得られなければ、成果を上げるのは難しいなと思った。本部設置の意義や役割について、それぞれの会議で知事の思いを述べられているが、いま一度この議場でその思いを開陳されては思う。また、アドバイザーの皆さんの助言を受けて、今後どのように進めていくのか、知事の考えを伺う。

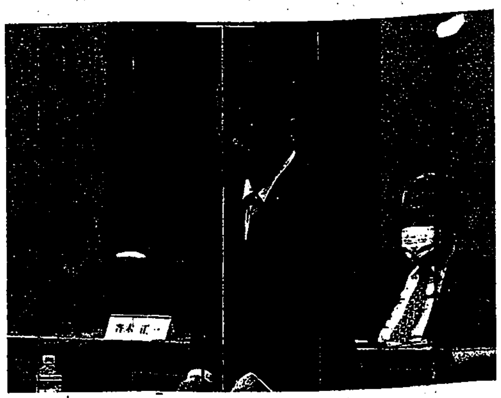

次に、本県のデジタル化において必要な技術の一は、高速情報通信5Gであると考えている。このことは今年の六月、この議場で取り上げたところ

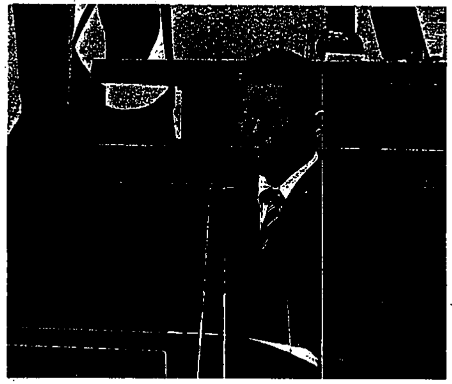

である。このときは携帯電話事業者による全国向け5Gサービスを念頭に置いていたのであるが、知事は答弁の中で、国の施策としてのローカル5Gに関連して、実証実験的な事業について触れられた。

ローカル5Gは、地域の企業や自治体等、様々な主体が自らの建物や敷地内にスポット的にネットワークを構築し、利用していくという新しいシステムで、既に必要な周波数等も利用できるよう整備されている。国では、本年二月の一か月間、地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証に係る提案募集を実施し、この一〇月に農業ロボットによる農作業の自動化の実現、僻地診療所における中核病院による遠隔診療・リハビリ指導等の実現など、興味深い一九課題について、実証内容と請負者を決定し、公表した。今回の実証地域に本県は入っていなかったが、この事業に対する知事の考えと今後の取組について伺う。

「答弁（平井知事）」 Society5.0の推進に向けて何点か質問があった。その推進の体制や本部会議等で議論されている、その趣旨いかんということ、さらには、ローカル5Gの実証に本県が入っていなかったけれども、これはどういうふうに考えているのかと、このようなことであった。

政府は今、デジタル庁を来年つくるということを表明されており、既に職員の採用について、採用枠の報道も始まっているところである。これと併せて、先般一二月五日の総理の記者会見で明らかにされたのは、一兆円のデジタルトランスフォーメーション（※DX）の関連事業を投入すると。ちょっと詳細はよく分からないが、具体の数字も示されたところである。情報収集をしていかなければいけないが、恐らく今日、何らかの中身が出てくるのではないか。そこにはSociety5.0の関係のことがあろうかと思っている。

議員が発言のように、私どもは今、サポーター制度を取っており、これに造詣の深い企業さんからいろんな提案をしてもらおうと。これは六月からスタートをしており、また、八月以降、有識者の方にアドバイザーになっていただき、その推進役、知恵袋を担っていただこうということで協議を始めているところである。

恐らくこのデジタル化、Society5.0の中で、遠隔地にいてお年寄りを見守るサービスであるとか、それから中山間地の中でも買物について不便を感じないようになるとか、新しい技術を活用しながらライフスタイルを向上させていくことは可能だと思うし、中高年、だんだんと年を取っていく中で、いつまでも健康で、そして豊かな生活ができるような、それを保障する仕組みというのがSociety5.0の中で生まれてくるのではないだろうかと思っている。

もちろん新しい産業創造もあり得るわけであって、新型コロナの時代の中で、テレビ会議システムを使った、そういうビジネスを、例えばLASSICが始めるとか、今、動きが本県の企業でも出てきている。このように、産業創造にもつながっていくのではないかと思う。

また、私どもはこういうデジタル化に向けて、AIとかRPA、そういうようなものも取り入れて、そのような形で行政の効率化を図り、例えば住民の皆様が便利に電子申請をするとか、そういう仕組みを強化しようということをやっている。これを一つ一つやっていくには、旧弊を打破しなければいけない。例えば、行政では、いろんな事務手続で添付書類があるとか、それがやはり電子申請の邪魔になるということもあり、いっそ見直してしまえということも含めて今、実務的な検討もしているところである。

こういうのを本部のほうで検討の中では束ねており、今、当初予算、それから三次補正に基づく予算も当然考えられようかと思うが、そういうものを展開していきたいと思っている。

その中、一つのキーになるのは、5Gをどういうふうに生かしていくかである。残念ながら、5G自体は、携帯電話を中心に大都市部から便利が始まっているという状況なのだろうと思っている。ただ、「ローカル5G」として、特別にそうした免許開放をしたり、資金てこ入れをするというようなことがあるので、実は私どももローカル5Gの提案に出していた。全部で一七〇を超える、そういう提案の中で、結局二〇ぐらい採択をされるということで、議員指摘のように、今、一九が動いているところである。我々のほうではそうした、言わば多分野にわたるような、そういう活用というもののプランを出したが、採択はされていないというのが現状である。

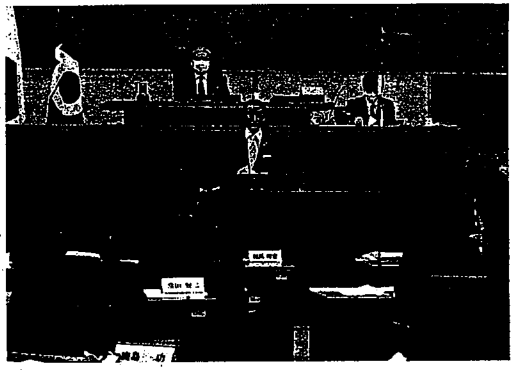

ただ、ここで踏みとどまっていてもしようがないと思っており、県のほうの応援事業もかねてつくってあったので、これを活用して、今、中海テレビが夢みなとターミナル、境港の竹内の岸壁のところにある、通関などもできるターミナルで、巨大な建物がある。この空間を活用して5Gを実証実験してみようと。例えば、あそこに入場される方の入退室の管理であるとか、それから、あそこに境港管理組合の議長にもお越しをいただき、オーロラビジョン、巨大画面を作り、この間もちょっと実験をした。それでいろんな美しい繊細な画像というものを4Kレベルで出していくと。であるから、それだけの容量が必要になるので、5Gが適切であると思った。

そういうような、地方でもできるのだ、鳥取でもできるのだということのまずは実証実験、端緒を開いていきながら、こういう「ローカル5G」についても、私どももその流れに乗っていきたいというふうに考えているところである。

「質問（藤井）」

昨年一二月五日に安心と成長の未来を拓く総合経済対策が閣議決定をされ、その中のSociety5.0時代を担う人材投資の項で、初等中等教育において、Society5.0という新時代を担う人材育成、誰一人取り残すことのない、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するために、学校における高速大容量ネットワークを整備するとともに、義務教育段階において、令和五年度までに全ての生徒が端末を持ち、活用できる環境を目指して、財源措置など必要な支援をすることとされた。これが「GIGAスクール構想」である。もっとも、現行の新学習指導要領においても、情報活用能力が学習の基礎となる資質、能力と位置づけられ、小学校でのプログラミング教室が必修化されるなど、教育において積極的なICT活用が想定されていた。

そして、このような状況を踏まえ、教育のICT化に向けた環境整備五か年計画が策定され、必要な財政措置も講じられるなど、施策は先行してきた。

県教育委員会でもICT活用教育ビジョンを策定し、ICT活用教育について、鋭意推進されてきた。GIGAスクール構想を受けて、昨年の一二月一九日、文部科学省に実現推進本部を設置し、児童生徒一人一人が端末を持つこと、そのための予算の執行管理、教科書や教材の在り方検討、学習コンテンツの調査・利活用に係る研修などを推進することとされた。

まず、この構想の推進に当たり、率直な感想と、今後の県のICT教育にどのような影響があるのか、教育長にお尋ねする。

県では、昨年七月に策定された教育に関する大綱が本年三月に改定され、GIGAスクール実現に向けた取組が示された。また、この一〇月に策定された鳥取県の将来ビジョンにおいても、社会の変化に対応できる力を身につけた人材育成としてICT活用教育の実践が上げられているが、今後どのようにICT教育を推進されるのか、教育長に伺う。

昨年のこの議会で教育長は、ICT活用教育ビジョンについては、本年度改定するとの話があったが、進捗状況はどうなっているのか。

我が国ではSociety5.0社会に向けてのデジタル化の大きなうねりが生じているが、教育の本質はあくまでも人づくりにあると考える。教育の基本的分野として、知育、体育と並び徳育がある。この「徳育」については、一般には道徳教育の同義語のように言われているが、私は、人間形成、性格形成において最も大切な、深みのある教育の真髄であると考えている。人間関係能力、社会の一員としての責任感の育成、規範意識の醸成など、人として成長するために大変重要な教育だと思っている。このことについて、教育長はどのように考えておられるのか、また教育の現場でどのように折り合いをつけていこうとされているのか考えを伺う。

「答弁（山本教育長）」 デジタル化に関し、GIGAスクール構想の推進に当たって、県のICT教育にどんな影響があるのか、あるいは、今後どのようにICT教育を推進するのか。また、ICTの利活用教育推進ビジョンの

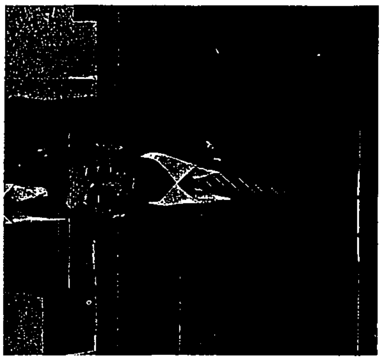

改定の進捗状況等について質問があった。

本県においては、これまで「ICTの利活用教育推進ビジョン」を定めて、市町村とともにネットワーク環境の整備であったり、あるいは機器整備であったり、そしてまた校務の支援システムを全県どの学校でも使えるように導入したりといったことで全国的にも先進的に進めているところであるが、厳密には市町村間で若干機器の整備進度に差が生じている。このたびこの国のGIGAスクール構想によって、そうした機器の整備などが一気に進むことになって、高速通信のネットワーク環境あるいは児童生徒一人一台タブレット端末が実現されることになった。授業等でこのICTの利活用が日常化することにより、子供たちの興味関心や理解が一層深まるといったこと、また、特別な支援を要する場合なども含め、個々に合った授業の進め方、あるいは学習の仕方が可能となるといったこと、また、病気であったり感染防止など、登校できない場合の授業等の継続が可能になるといったこと、教職員の業務の省力化、そうしたものが進むといったことがあって、学びの場に大きな変革をもたらすのではないかと認識をしている。

一方では、急激に学校のICTの環境が変わることに対し、学校現場への影響も懸念されているところである。特に機器の操作をはじめ、授業面での活用、あるいはその実際の効果がどうなのかといったことについて、現場で不安や負担を覚える教員も少なからずいるというのも事実であって、そうしたことへ行政としてしっかり対応していく必要があろうかというふうに思っている。また、この議場でも議論されたが、子供たちの健康への影響といったところもこれからフォローしていく必要もあるのかなというふうに思っている。

現在、このGIGAスクール構想に基づいて、それぞれ市町村を含めて整備を進めているところであるが、併せて県のほうでも教員に対する研修など、あるいは校内の体制づくりなどに向けて、鋭意取組を行っている。

こうした中で、今「ICTの利活用教育の推進ビジョン」の改定作業を進めているところであるが、これは法律に基づいて、情報化の推進計画をそれぞれの都道府県でも作るという努力義務が課せられており、実はその前段で、国のほうがそういう計画をつくって、それに基づいてということになっているが、国のほうの計画はまだちょっと進捗がない中で、県が少し先行してこの計画づくりに取り組んでおるところであって、このたびのGIGAスクール構想で、あらかたハードの整備というものは一段落ということになろうかというふうに思っているので、それをしっかりと利活用して子供たちの力を伸ばしていく、そうしたことに主眼を置いた計画づくりを進めてきており、それに必要な教職員の利活用の能力であったり、指導力の向上であったり、また校内の体制づくりは民間の企業の方などとの連携であったり、ICTの支援員の配置であったり、そうしたことも含めた体制づくり等についてこの計画の中に盛り込む予定であるが、現在、市町村あるいは学校現場と意見調整を行って、最終段階にある。年内にはパブリックコメントに付せるような形で今、作業を進めており、それを経て、早ければ二月頃にはこの計画を策定したいと考えている。こうしたことを踏まえて、我々としても、学校でのICTの利活用教育がますます進展をするように取組を進めてまいりたいと考えている。

続いて、このデジタル化の大きなうねりの中で、教育の本質というのは、あくまでも徳育といったことにあるのではないかと、人づくりにあるのではないかといったこと、その中で「徳育」といったものが非常に大切なのではないかといった指摘をされた。おっしゃるとおりだと思っている。社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成、それが徳育であるのかなというふうに思い、教育の中では徳育だけが重要ということではなくて、知育、徳育、体育、そうしたバランスの取れた教育が必要ではないかなというふうに思っている。これは、社会がどのように変わっていこうと、そこの部分というのは揺るがないだろうというふうに思っており、また、デジタル化ということになると、ここはいい面もあるが、実際にはリアルな体験活動が減っていくのではないかといったことであったり、対面での人間関係というものが希薄になっていくのではないかといったことの指摘もあるわけであって、そうした部分をどうやって補っていくのかということが課題になってこようというふうに思っている。学校教育だけではなくて、社会教育の中でもそうしたことを補うようなことも併せて進めていく必要があろうかと思っている。

徳育に関しては、今、道徳科を基軸として、これは学校教育活動のあらゆる場面で道徳教育に取り組んでいるところであるが、人が互いに尊重し、協働して社会を形づくっていく上で共通に求められるルール、あるいはマナーを学んで規範意識などを育むといったこと、そしてまた、人として、よりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかといったことなどについて、これはこの議場でも度々話しているが、単に教科書でそうした知識として、例えば道徳的価値を学ぶといったことだけではなくて、例えばいじめ問題なども含めて、学校生活の中で日々こうした課題が発生している。そうしたことに対して、どうしたら解決していくのか自ら考えて、仲間とも意見交換することで自分の考えを深めていく。時には悩みながら、葛藤しながら考えを深めていきながら、それを日々の行動の中につなげていく、そうしたことを日々の生活の中で実践するといったことを積み重ねながら子供たちは学んでいるので、こういうことが大切であろうというふうに思っている。引き続き、市町村教育委員会などとも連携しながら取り組んでまいりたいと考えている。

「質問（藤井）」 知事、教育長に、大変丁寧に答弁をいただいた。

農業の海外輸出体制の強化ということで話しをさせていただいたけれども、知事は先輩の花本議員の名前を出して、二十世紀梨の今の品質を作るために、多くの方が努力してこられたことを話された。

私も県外の知人などに土産として渡すものは二十世紀梨が多いけれども、本当に一度食べたら大ファンになってしまうという、その品質のすごさ、これまで一〇〇年以上にわたる先人の方々の努力があってこそだなというのは、すごく日々思っている。

そういった中で、これから海外輸出に備えていくために、いかに後継者をつくっていくかということは大事だと思うが、身近な二十世紀梨の農家の方にも聞いたところ、やはり不安定で、また重労働だということもあって、なかなか若い方の参入が難しい中で、ハウス二十世紀梨であるとか様々な工夫をして、少しずつ若い方の参入も出てきているという面があるとは聞いている。これから技術革新も進むので、そういったものを使いながら安定して、また、重労働が軽減されるようなもので海外進出を図っていけたらいいのではないかと思っている。

また、ブランド化というのが必要、すごく重要だと思っており、今、本県のGIで言えば四産品、鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう、大山ブロッコリー、こおげ花御所柿、大栄西瓜などがあるが、そのほかにも沢山優れた産品があるので、GI登録等のブランド化に向け、海外進出を視野に入れて考えていただければと思っている。

次に、デジタル化に関わる環境整備について追及する。

県内各市町村においては、従来の同軸ケーブルから光ケーブルへの転換が進められている。平成二十七年度から県においても光ケーブル網の機能強化エリアの拡張について、支援制度を設けられているが、経費もかかるので、市町村それぞれに転換のばらつきが見えている。各市町村の現状と進捗状況はどうかお尋ねする。

特に国へ要望している方針、運営費、民間事業者への事業移譲が進めやすい環境整備に関する財政支援制度などは総務省においてどのようになっているのか、併せて伺う。

「答弁（平井知事）」 二十世紀梨は鳥取県を代表する品目でもあり、言わば農家の苦労の歴史の結実でもあろうかと思っている。そのウグイス色の輝きというのは美しいものであり、海外の人をも魅了してきたからこそ輸出適合品というふうにもされてきた。これに限らず、様々なブランド化はこれからもやっていかなければいけないと思っている。例えば、今、日本酒などもGIを鳥取県内で目指していこうというような動きが出てきたり、そうしたことを我々も応援しながら、議員指摘のようなブランド化、それから輸出促進というものを図っていければと思っている。

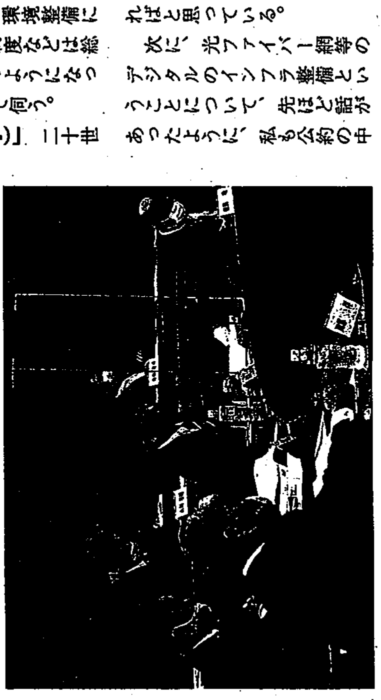

次に、光ファイバー網等のデジタルのインフラ整備ということについて、先ほど話があったように、私も公約の中

でもそうした光ファイバー網の整備ということを上げてきたが、今、新型コロナになって、国のほうの制度設計が急遽変わり、促進策を今、ここに来て投入をするということになった。

それで、光ファイバーは、今まで一四の市町村で整ってきていたが、残る五つについても、動きが出てきている。三朝町と日南町については、その光ファイバーによるデジタル化整備を進めることを今進めてところであり、また鳥取市においても、デジタル化に向けて光ファイバーを活用するということで、これも内示がこのたび来たところである。そのほか倉吉等二団体も今、その状況待ちということで、最終的に倉吉の一部が少し後に残るかもしれないという感触もある。

というのも、これは今、NCNと話合いをしているようであり、役割分担をしながらこれを進めていこうということで、このたびの国の促進策の中では、最終的にはちょっと入り込めなかったということころも若干出たようである。ただ、それを除いても九九%というエリアカバー率になって、ほぼ一〇〇%の域に達することになった。県議会のほうでもいろいろと支援をいただいた成果などと思っており、そういうもので前に進んだところ、政府の施策も出てきただろうと思っている。

私自身もデジタル化に向けて、全国知事会の立場で、先月は下村政調会長のほうに伺って、さらに、その数日後になるけれども、別の知事が知事会を代表して、平井デジタル担当大臣や、それからそのほかの総務大臣とか関係大臣のほうにも話をされたところである。そういうことを受けながら、恐らく一兆円という数字が出てきているのだと思うので、こうした方面にもこれから補正予算や当初予算でも何らかの、コロナ対策としての措置も入っているので、そうしたことになればというふうに願っているところである。

ただ、財政措置が十分かというと、まだまだだろうと思っている。特に運営面、運営経費だとかそうしたところなどはいろいろと市町村も苦労しているところであり、今後ともしっかりとした財源措置を取っていただけるように、政府のほうには市長会、町村会と協働して、これからも働きかけをしてまいる所存である。

「質問（藤井）」 市町村の動きについてもしっかりフォローをされているところであり、全国知事会の立場としても、国に対しての意見を出しておられるということで、大変心強いと思った。今後もその姿勢を続けていただければと思っている。

続いて、Society5.0推進のために対応できる人材・職員の確保について伺う。

今後一〇年を見据えた未来に向かって、県庁が本県のデジタル化をリードしていくためには、人材の確保、育成が重要な柱となると思う。まずは、システム設計や情報処理を担当するIT人材の確保についてである。我が国では、それらの人材の七〇%近くがIT産業や大学の研究室に所属し、行政、金融、サービス業等で活躍している人材は諸外国に比べて少ないと言われている。しかし、県においても、デジタル関連産業の成果の評価や事業を請け負う企業対応などについて、このような人材を確保することが急務と考えている。

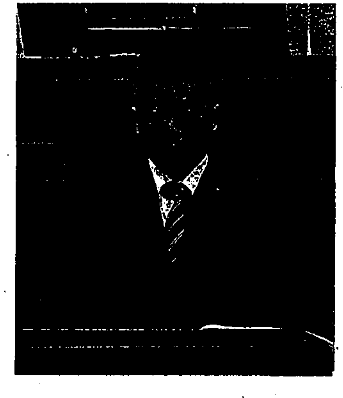

また、県職員をはじめ、市町村職員についても、行政の全ての分野にわたってデジタル化は関連して進歩しているので、職員全体のデジタル化に対する意識、基礎的知識、操作技術などの底上げが必要となってきている。そのためには早急な職員に対する研修が必要であると思うが、知事の考えを伺う。

「答弁（平井知事）」 デジタル化に向けて、やはり、人材はなかなかそうたくさんいるわけではない。特に、言わば最後にアプリケーションをつくっていかなければ、例えば電子申請であるとか、それから業務の効率化であるとか、そういうものは進まないし、特にダイナミックな産業政策、それから福祉などへの応用等々は、なかなか県庁の職員だけでも手が回らないということである。

したがって、グランドデザインとしては、先ほど議員指摘のサポーター企業とかアドバイザーだとか、そうした方々ともタイアップをしながらウイングを広げていく、県庁の中では得られない知識や技能、そういうものを活用していくことが必須要件になっていると思っている。それを片方でやりながら、県庁の中の職員の資質も高めていくということだと考えている。

昨年度末、私どものほうで、実は最近、その人材育成の基本方針というものをつくって、その中でAI、RPA、ICT、あるいはドローンの操作、また情報セキュリティー、こうした分野について、特に人材育成が必要な項目としたところである。今年度もそれに基づいて、例えば情報セキュリティーの研修会とか、電子申請をやるに当たっての研修会であるとか、このようなことを今年度も進めてきているところである。こういうのは結構オン・ザ・ジョブで養成されるところもあって、特にこうした行政のシステムを新しい行政様式に変えていこうと、言わばニューライフスタイルというのに、ニューノーマルのそうした行政スタイルを考えていこうと。それで今、様々な申請様式のことであるとか、あるいはキャッシュレスであるとか、こんなことを進めている。これを具体的に一つ一つ話し合いながらやっていくこと自体が多分、職場の中でそういうデジタルマインドというのを育てていくことにもなってくるだろうと思っている。

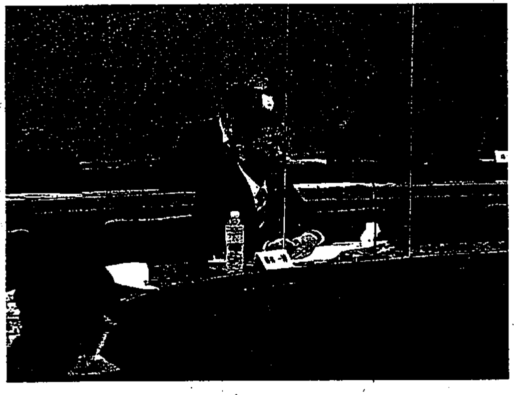

人材面でもそうした人事交流というか、言わば、そういうデジタル担当部局となだらかにつながっていくような、そういう発想の組織、アメーバ的な組織ということもあり得るのではないかと思っている。新年度に向けて、さらなるその人材育成へ向けての強化を私どもとしても話し合ってみたいと考えているところである。

あと注目しているのは、国でデジタル庁を来年九月にでもつくろうかと、こういうことであるが、漏れ伝わってくるその報道の中身から、そういう人材が地方でやはり具体的な活動をし、その地方の人材不足にも対応していくと、こういう言葉も出てくるものであるから、そのデジタル庁の運用に当たって、こういう地方の場で活躍してもらうということもあり得るのかなと思って見ているところである。今後具体化してくると思っているので、注目をしながら、人材の活用や育成を図ってまいりたいと考えている。

「質問（藤井）」 具体的な事例も出しながら、知事がしっかり現状把握して、またデジタル庁の動きとかも見据えながら準備されているということで安心をした。これからも人材育成をよろしくお願いしたい。

教育長にはSociety5.0を踏まえたICT教育について答弁いただいて、本当に国の動きに先んじて、いろいろ取り組んでおられるということで安心をした。また、徳育に関し本当にすばらしい見解をいただき、感銘を受けた。

続いて、ちょっと具体的な例になるが、GIGAスクール構想について追及質問をしたい。

県内小・中学校では、来年三月末までに一人一台の学習用端末とネットワーク整備の設置が完了するとされている。時期的に間近であるので具体的運用についても考えていく必要があると思うが、この学習用端末は自宅へ持ち帰ることができるのかどうか、また、持ち帰ることのメリット・デメリットはどうなのか、教育委員会の方針について、教育長に伺う。

また、持ち帰っても各家庭にWi・Fiなどのネット環境が整備されていなければ使うことが難しいということもあり、実態はどのようになっているのか、調査はされているのか、併せて伺う。

「答弁（山本教育長）」 ICT利活用教育に関連して、整備が行われる個人の学習用の端末の自宅の持ち帰り等について質問があった。

これは、運用を市町村のほうで考えることが基本になろうというふうに思っているが、自宅に持ち帰って、家庭教育で、それこそ一人一人の力に応じた家庭学習をするといったことであったり、また、この春先のように、感染症の拡大によって一斉休校するようなときに、自宅からでも学習ができるような、そんなことにつながるので、私どもとしては、やはり持ち帰ることができるような仕組みにしていくべきではないかなというふうに思っている。また、デジタル教科書というものが、今後整備が進むということになれば、なおさらそういうことが必要になってくるということになる。

一方では、話のあった、家庭のネット環境がどうなのかといったところもあり、また、学校の管理下でないところで、いわゆる市町村の備品でもあるので、そうした端末を毀損したり、なくなったりといったことにどう対応していくのかといったこと、あるいはネットにつながるので、そうしたことで様々なトラブル

が生じるおそれがあるといったような、言わばデメリットというか、そうしたことへの対応というのも求められることになるので、そうしたことで今、市町村のほうでも検討を進めているが、現状ではまちまちで、認めるというところと、認めないというところと、検討中というところ、そうしたことに対して、懸念されるところについて、県としてもしっかり支援をしていく必要があるなというふうに思っている。例えば、児童生徒、保護者とが協働して端末利用のルールづくりをしっかり進めていくといったことであったり、先ほどの破損あるいは紛失等の場合に、どういうルールで対応していくのが望ましいのかといったこと、そしてまたメディアのリテラシーについて、どうやって進めていくのか、そうしたことなどを県のほうでも一定のひな形というか、そうしたものを示す形で、市町村のほうの検討材料を提供することが必要かなというふうに思っているところである。

また、家庭のネット環境について、これは市町村のほうで調査をされているが、大体八割から九割ぐらいは環境が整備されているということで、整備されていないところへどう対応していくのかといったことについては、例えばポケットのWi-Fiを配るといったやり方であったり、あるいは通信費を助成するといった形であったり、そしてまた、公民館などの公共施設にしっかりとこのWi-Fiを整備して、ない家庭はそこに行ってつなげてもらうといったようなことで、それぞれ工夫をしながらこのネット環境の整備を進められているところであって、県教委としてもそうしたことを、こういうやり方があるということなども示しながら、より家庭でもこのネット環境を使った学習が進められる、そうした環境づくりに努めてまいりたいと考えている。

常任委員会

地域づくり県土警察常任委員会

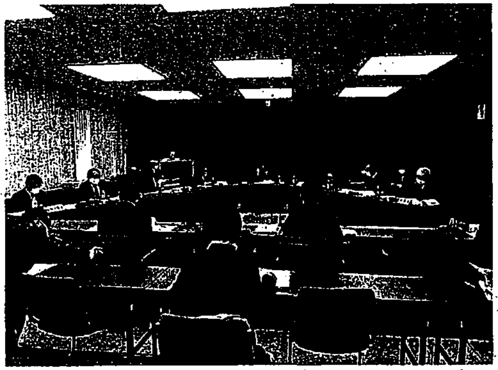

地域づくり県土警察常任委員会　第１回県内調査

出前県議会（倉吉市上井公民館）

鳥取県自動車運転免許試験場（中部地区運転免許センター）〈高齢運転者対策の取組及びトラクタによる技能試験の実施〉

古布庄地域振興協議会（琴浦町）〈中山間地域における賑わいづくりの取組〉

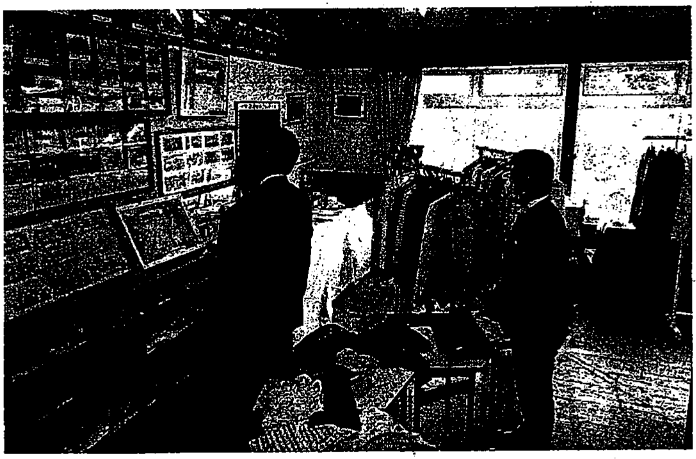

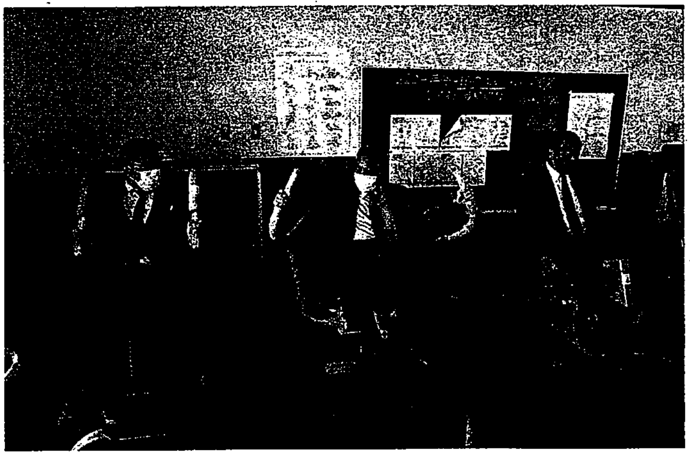

台風後被害状況の確認（三朝町神倉）2020年10月

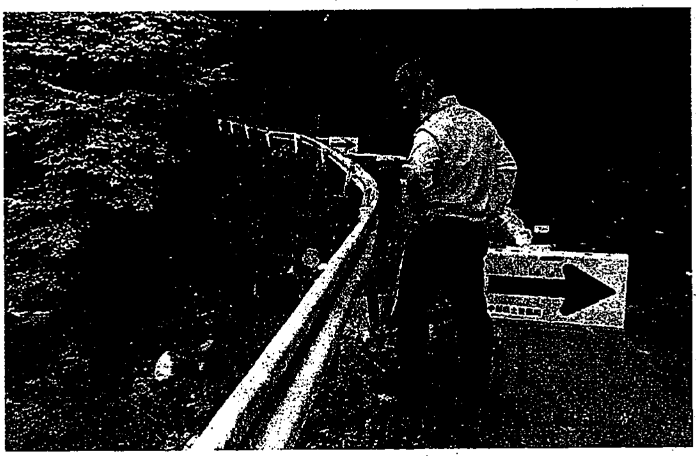

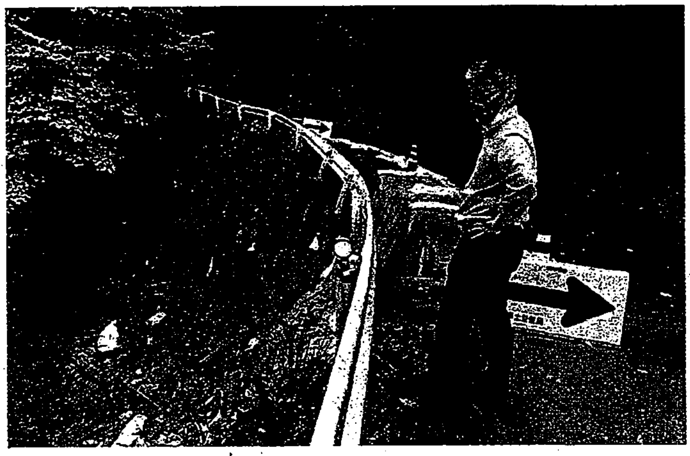

みなさまのご意見をお聞かせください

藤井一博事務所

Tel. (0858)26-6081　Fax. (0858)26-6190

藤井一博の facebook もご覧ください☞

Facebookアプリをインストールしている人用のQRコード

Facebookアプリをインストールしていない人用のQRコード

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧

領収番号:317

議員名:藤井　一博

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額 計上額	 計上方法
県議会自由民主党	12,432	領収決算書のとおり
鳥取県議会条例研究議員連盟	120	領収決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林作業活性化促進議員連盟	6,156	領収決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	550	領収決算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	6,161	領収決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	823	領収決算書のとおり
政務活動費計上額合計	26,242	